

砂川市子ども・子育て支援事業計画

子どもの健やかな成長をみんなで支えるまちづくり

【平成 27 年度～平成 31 年度】

平成 27 年 3 月

北海道 砂川市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画作成時期・期間	3
4	計画の策定体制	4

第2章 砂川市の子ども・子育てを取り巻く環境

1	人口の推移	5
2	世帯の推移	7
3	子育て家庭の状況	10
4	保育・教育の状況	12
5	地域子育て支援事業の状況	14
6	砂川市の子ども・子育て支援の課題	16

第3章 計画の基本理念と施策体系

1	基本理念	17
2	基本的視点	18
3	施策の体系や方向性	19

第4章 施策の展開

1	教育・保育提供区域の設定	20
2	教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容と実施時期	22
3	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容	25
4	教育・保育の質の向上	25
5	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用に向けた方策	26
6	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容と実施時期	27
7	「放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みの推進について	36
8	地域子ども・子育て支援事業の質の向上	36
9	児童虐待防止対策の充実	37
10	ひとり親家庭の自立支援の推進	38
11	障がい児施策の充実	40
12	子ども・子育てに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する北海道が行う施策との連携	44
13	仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進	45
14	砂川市次世代育成支援地域行動計画の動向と課題及び施策の方向	46

第5章 計画の推進に向けて

1	推進体制	84
2	子ども・子育て支援事業計画の進行管理	85

資料編

資料1 計画策定組織

- ・推進委員会組織図 88
- ・砂川市子ども・子育て会議設置要綱 89
- ・子ども子育て会議委員 91

資料2 砂川市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果

- ・調査概要 92
- ・就学前児童調査結果 92
- ・小学生調査結果 127

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国は、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、5年を一期に10年間の市町村行動計画策定を義務付け、次世代育成支援を進めてきました。本市においても、砂川市次世代育成支援地域行動計画を、前期計画（平成17～21年度）を平成16年度に、後期計画（平成22～26年度）を平成21年度に策定し進めてきました。

しかし、全国的に急速な少子化の進行、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子ども・子育て支援が質・量ともに不足、子育ての孤立化と負担感の増加などの課題があり、平成20年5月に国の社会保障審議会少子化対策特別部会が「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」を発表しました。その中で、保育サービスを含む子育て支援サービスの量が不足する現状に鑑みて、限られた財源の中、『質』の確保された『量』の拡充を目指す必要性を指摘しました。さらに、今後、利用者の選択を可能とするため、保育サービスの公的性格や特性を踏まえた上で、保育に欠ける要件、契約などの利用方式、市町村等の適切な関与などを含む、保育サービスの提供の新しい仕組みが検討されてきました。

平成24年3月、「子ども・子育て新システムの基本制度について」（少子化社会対策会議）が閣議決定され、これに基づいた子ども・子育て関連3法が成立し、同年8月に公布されました。

この3法の一つ、子ども・子育て支援法は、一般的に子ども・子育て新システムとよばれる新たな子ども・子育て支援体系の基本的枠組みと、その主たる内容を規定する法律で、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとり子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

国は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることとなり、また都道府県及び市町村においても、5年（平成27～31年度）を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

本市においても、子ども・子育て支援等を円滑に推進するために、「砂川市子ども・子育て会議」（以下、子ども・子育て会議という）を設置し、「砂川市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて進めることとなりました。

※子ども・子育て関連3法とは、「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」という）の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をさします。

2 計画の位置づけ

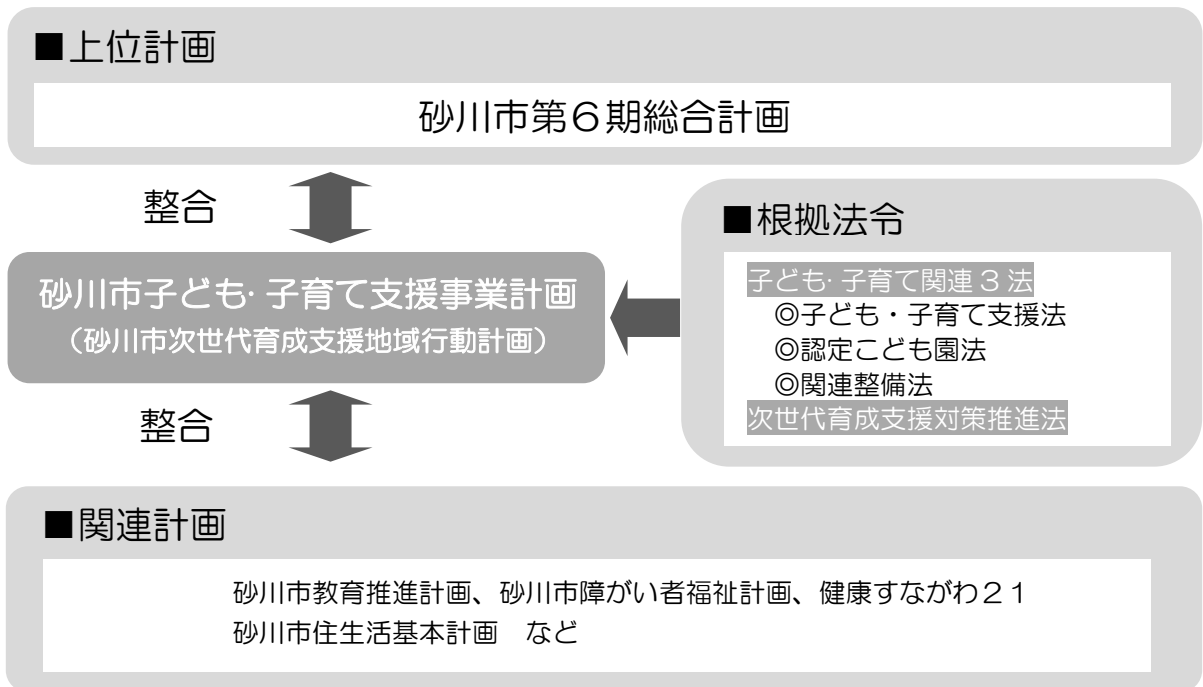
この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、本市の子どもと子育て家庭を対象として、今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育てを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の計画「砂川市次世代育成支援地域行動計画」における取り組みの、子どもと子育て家庭にかかわる施策を踏まえ、同時に様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を図ったものとして定めています。

■子ども・子育て支援法における「子ども」の範囲「児童手当」及び事業の対象範囲

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～15歳	16～18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後		中学生	
子どもの範囲（18歳に到達してから最初の3月31日まで）								
児童手当支給の対象範囲（15歳に到達してから最初の3月31日まで）								
子ども・子育て支援事業の対象範囲 （12歳に到達してから最初の3月31日まで）								



3 計画作成時期・期間

「子ども・子育て支援法」に基づき、法の施行の日から5年を1期として作成します。よって、本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とし、平成26年度に作成しました。



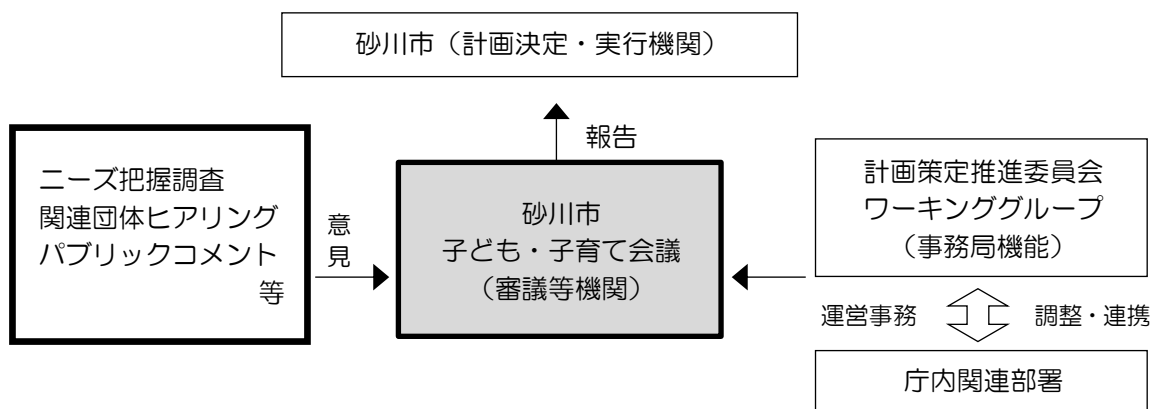
4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

(2) 子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会の設置

行政内部に「子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項の素案について協議を行いました。



(3) ニーズ把握調査の実施

次の2点を把握するため、下記のとおりアンケートを実施しました。

- ア 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。
- イ 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

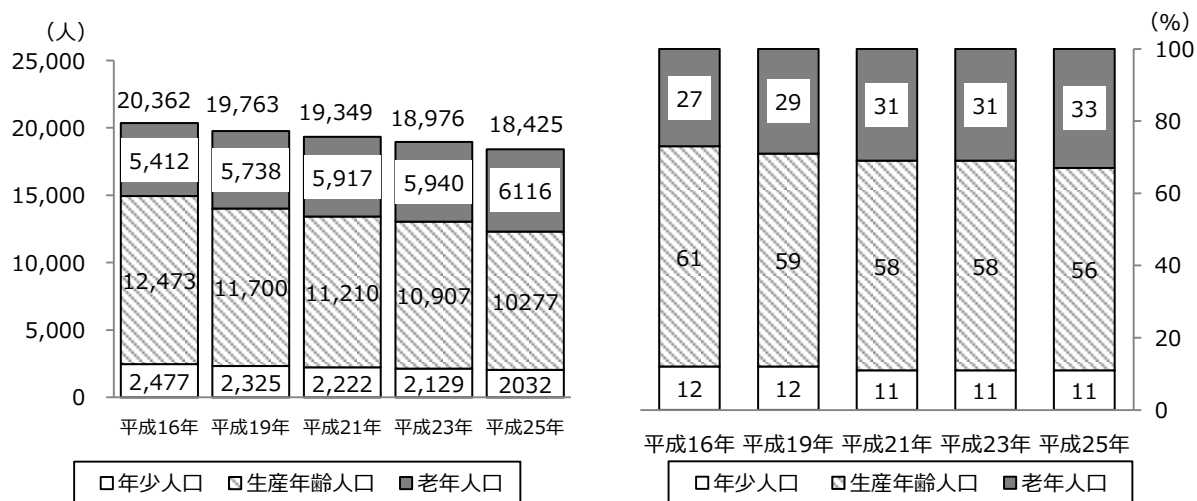
項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	577票	331票	57.4%
	小学生	664票	360票	54.2%
対象者の抽出方法	住民基本台帳からの全部抽出			
調査期間	平成26年1月7日～平成26年1月20日			
調査方法	郵送による配付・郵送による回収			

第2章 砂川市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口の推移

(1) 人口の推移（年齢3区分人口）

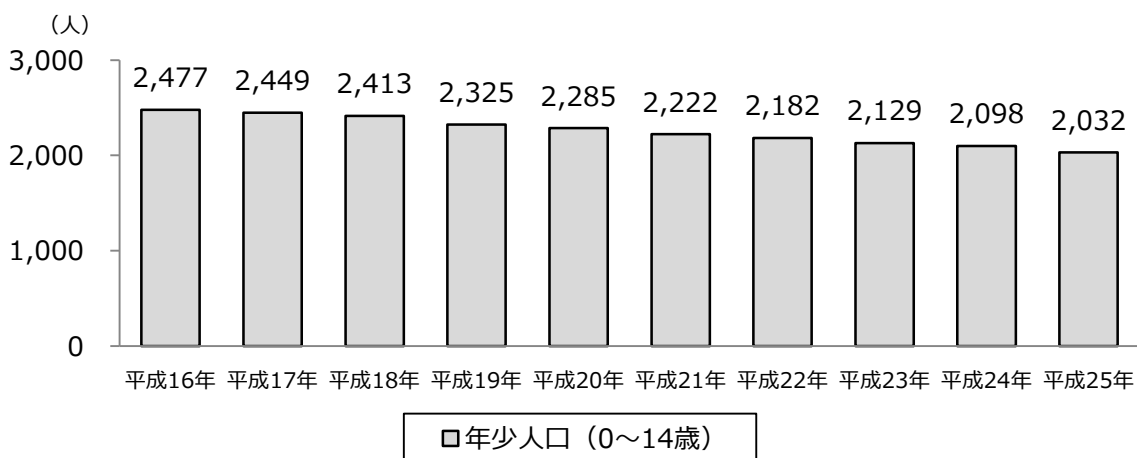
住民基本台帳で、平成16年から平成25年までを比較すると、本市の総人口は平成16年に20,362人となっていました。平成25年には18,425人となり、10年間で1,937人減少しています。また、少子高齢化が進行し、年少人口が平成16年から平成25年までの10年間で445人減少し、全体に占める割合も1%減少、老年人口は6%増加しています。



資料：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

(2) 子どもの人口の推移

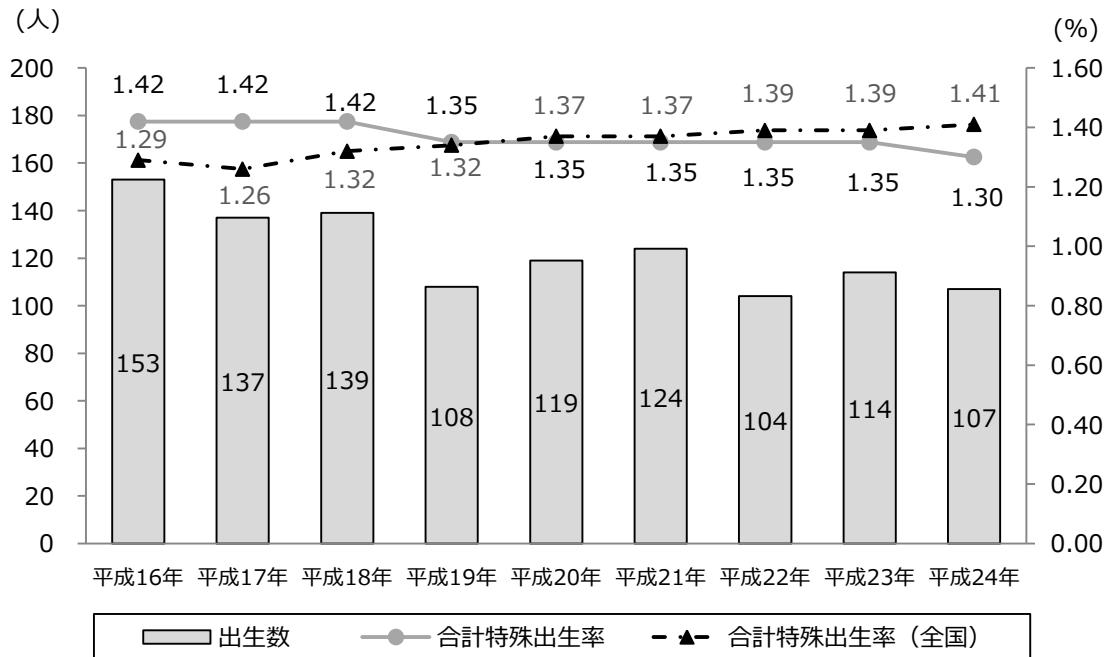
子ども（0～14歳）の人口は、平成16年から平成25年の10年間減少し続け、住民基本台帳人口では、この10年間で2,477人から2,032人と445人減少しています。



資料：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

(3) 砂川市の近年の出生状況の推移

出生数は、平成16年には153人だったのが、平成19年から平成24年まで、104人から124人の間で推移しています。合計特殊出生率は、平成18年度までは全国よりも高率で推移していましたが、平成19年以降、全国の合計特殊出生率とほぼ同じ水準で推移しています。

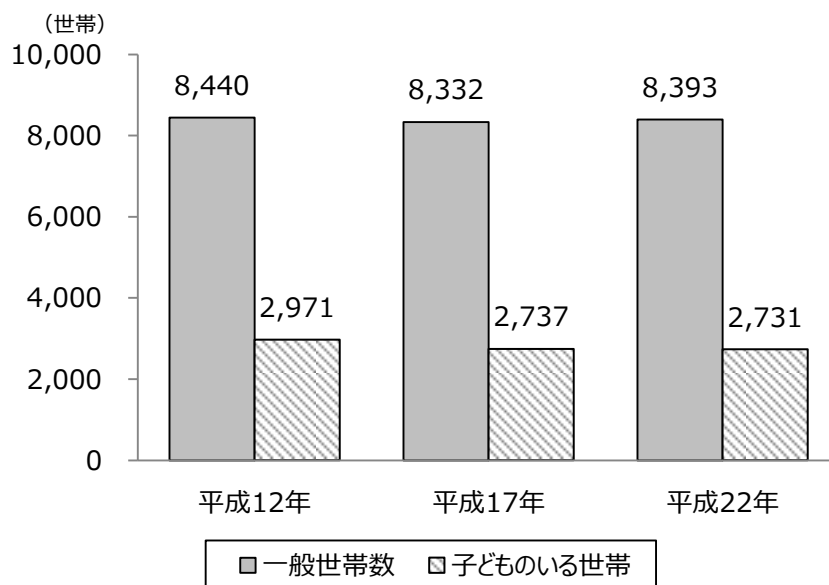


資料：北海道地域保健情報年報（各年12月31日現在）

2 世帯の推移

(1) 子どものいる世帯の推移

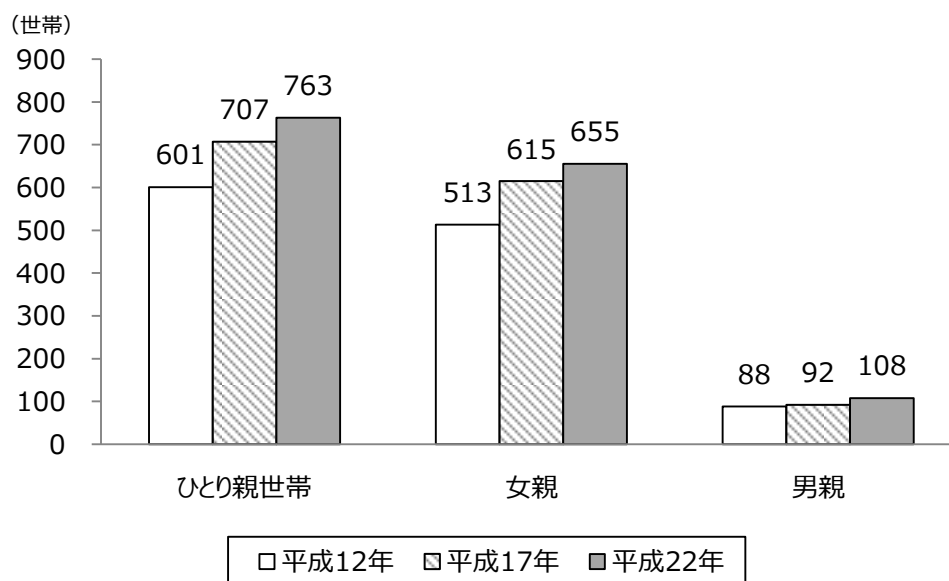
国勢調査の比較では、子どものいる世帯は、平成12年の2,971世帯、平成17年では2,737世帯、平成22年では2,731世帯と減少傾向にあります。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) ひとり親世帯の推移

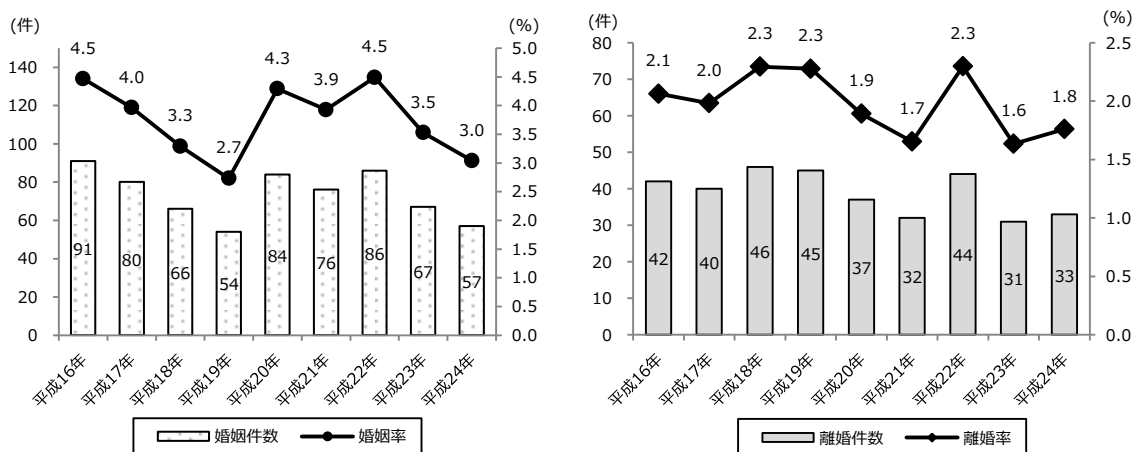
国勢調査の比較では、ひとり親世帯は、平成12年では601世帯、平成17年では707世帯、平成22年では763世帯と増加傾向にあります。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 結婚率・離婚率の推移

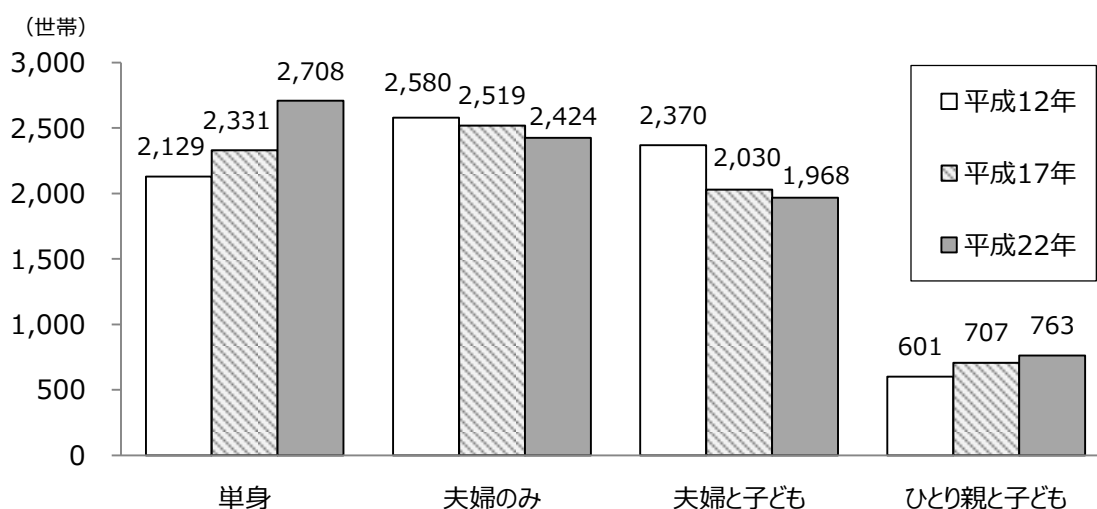
平成16年から平成24年の人口動態調査の比較では、婚姻数は54件～91件の間で推移し、婚姻率は2.7%～4.5%の間で推移しています。また、離婚数は31件～46件の間で推移し、離婚率は1.6%～2.3%で推移しています。婚姻数と婚姻率及び離婚数と離婚率ともに年度による増減がある形で推移しています。



資料：平成16年～24年の人口動態調査（各年12月31日現在）

(4) 家族構成の推移

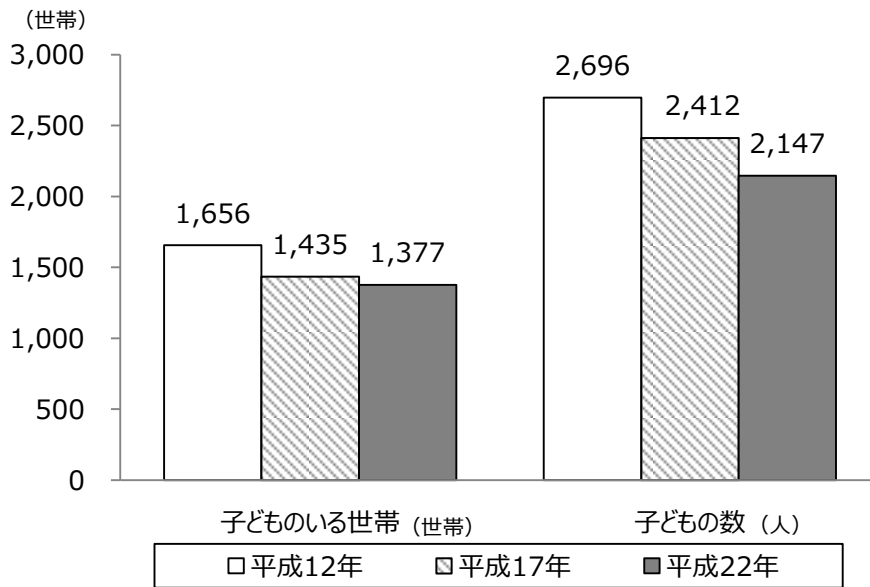
国勢調査の比較では、家族構成の推移は、「単身」と「ひとり親と子ども」は増加傾向にあり、逆に「夫婦のみ」と「夫婦と子ども」は減少傾向にあります。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

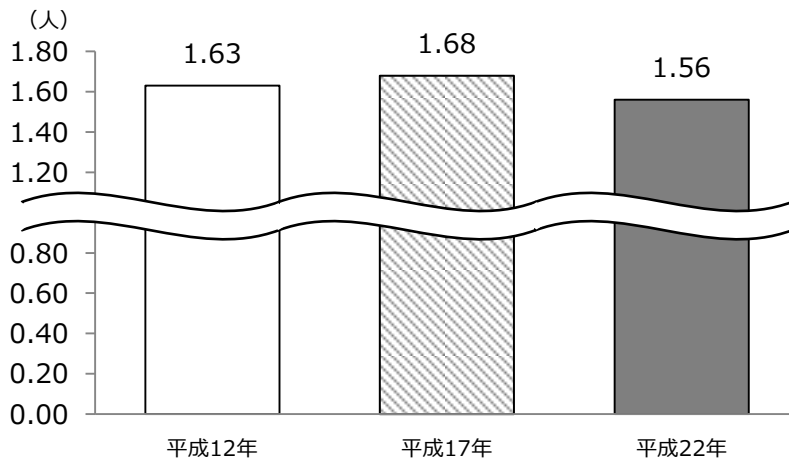
(5) 世帯の子どもの数の推移

国勢調査の比較では、1世帯あたりの子どもの数の推移は、平成12年では1.63人、平成17年では1.68人、平成22年では1.56人と、約1.5人～1.7人の間で推移しています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

【1世帯あたりの子どもの数】

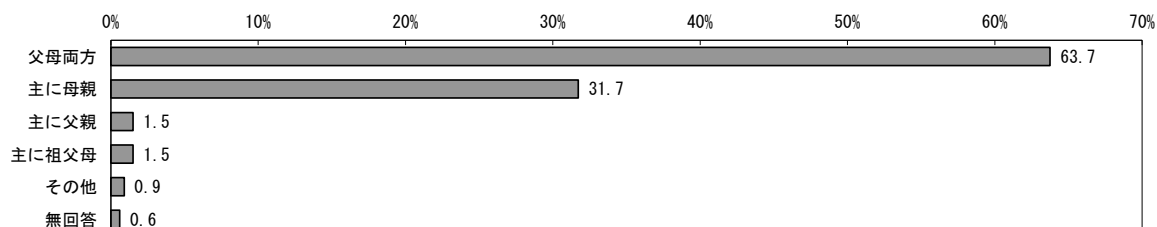


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

3 子育て家庭の状況

(1) 主な保育者

主な保育者は、「父母両方」での保育が63.7%と多数を占めていますが、主に母親が保育をしているという家庭も31.7%と多くなっています。

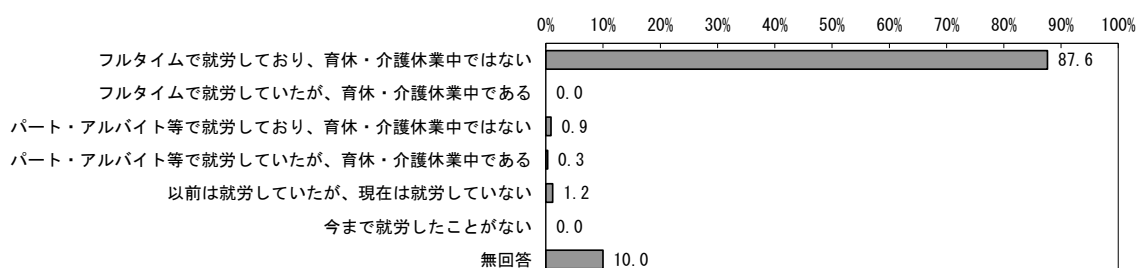


資料：平成26年二一ズ把握調査

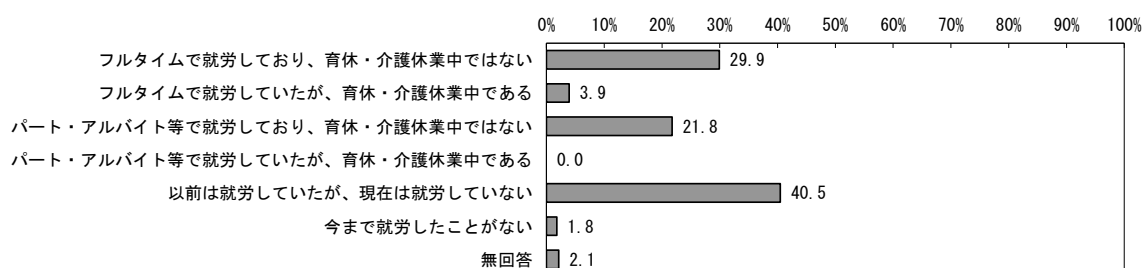
(2) 親の就労状況

父親の就労状況は、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が87.6%と多数を占めています。母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が40.5%で最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が29.9%、「パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない」が21.8%、「パート・アルバイト等で就労していたが、育休・介護休業中ではない」が21.8%となっています。

【父親の就労状況】



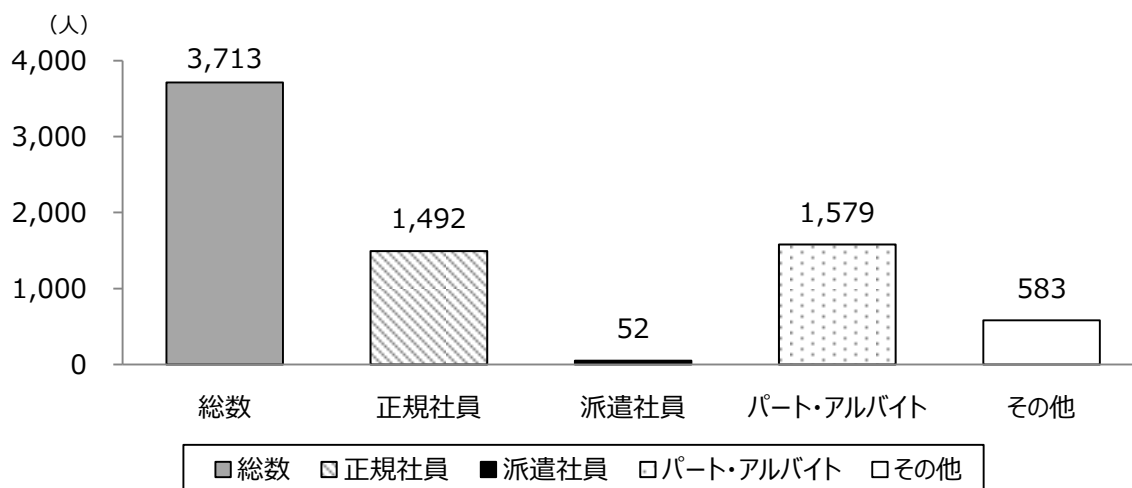
【母親の就労状況】



資料：平成26年二一ズ把握調査

(3) 女性の就労状況

平成 22 年の国勢調査によると、女性の就労者数 3,713 人のうち、正規社員は 1,492 人 (40.2%)、派遣社員は 52 人 (1.4%)、パート・アルバイト従業員は 1,579 人 (42.5%) となっています。



資料：平成 22 年国勢調査

(4) 家庭児童相談の利用状況

本市では、子どもの養育に関する悩みや発達の遅れ、心身障がいに関する事などの相談を受け、家庭児童相談員が支援や助言を行います。平成 25 年度では 136 件の相談実績があり、うち子どもの養護相談に関しては 15 件の相談がありました。

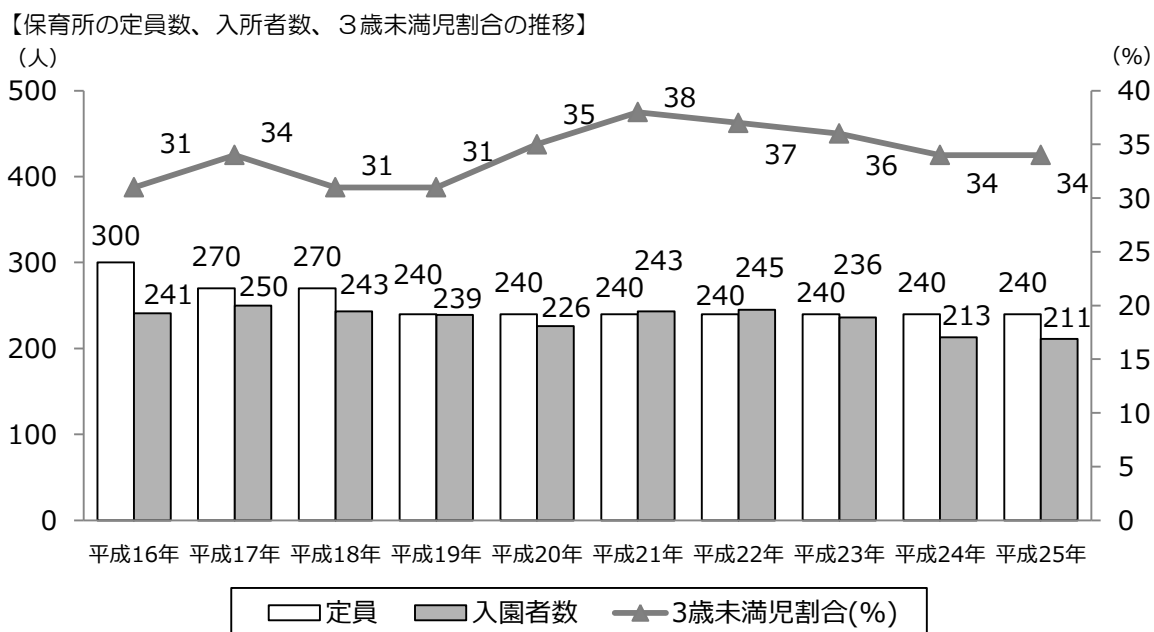
平成 25 年度	養護相談	保健相談	障がい相談	非行相談	育成相談	その他	合計
相談件数	15 件	0 件	120 件	0 件	0 件	0 件	136 件

資料：砂川市市民部社会福祉課

4 保育・教育の状況

(1) 保育所

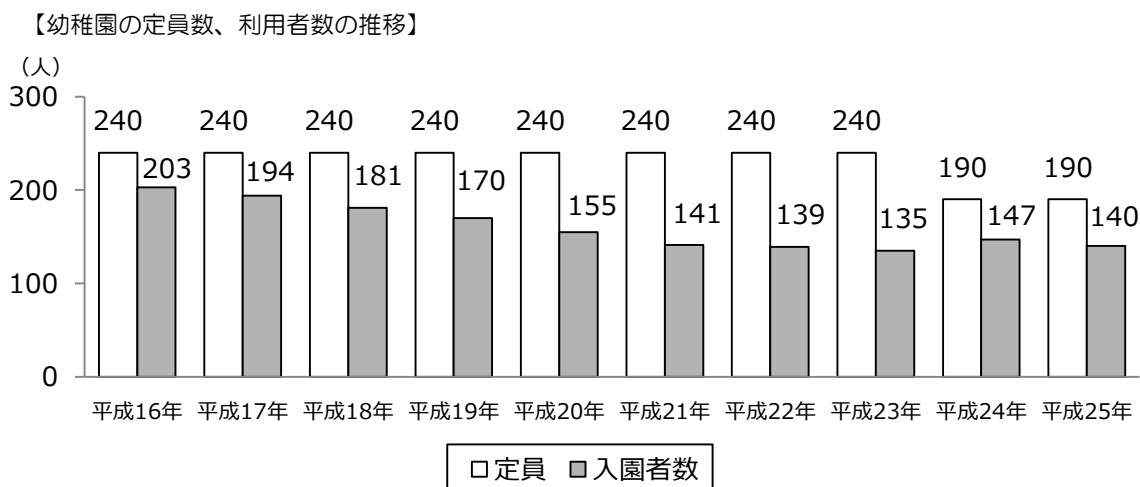
入所者数は、平成16年度以降、増減がある形で推移しています。また、3歳未満児の利用割合は年度により増減はあるもののほぼ横ばいとなっています。定員数は、平成19年に保育所の統廃合により240人に減少し、その後変化はありません。



資料：砂川市市民部社会福祉課

(2) 幼稚園

入園者数は、平成16年度以降、減少傾向です。定員数は、平成24年に240人から190人に減少しております。平成25年度では、定員190人に対し、入園者数は140人と約74%の利用となっています。



資料：学校基本調査

(3) 学童保育所

入所者数（月平均入所児童数）は、平成 22 年度の 197.1 人をピークに、減少傾向です。入所率は、平成 25 年度で 106.9%となっています。北光学童保育所の入所児童数が、著しく減少していますが、ほかの 3 施設はおおむね横ばいで推移しています。

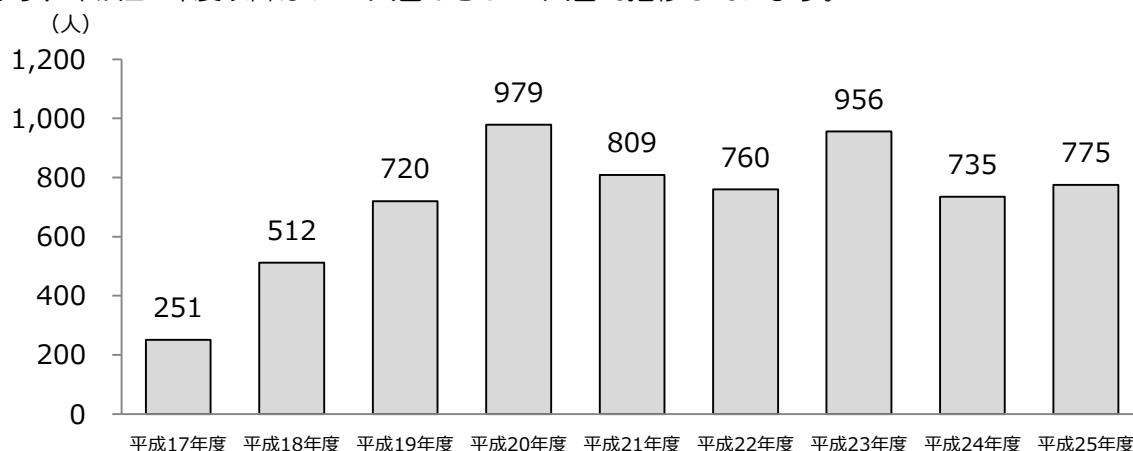
区分	定員 (人)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
砂川中央学童保育所	40	31.6	30.1	33.3	34.4	30.0
砂川南学童保育所	50	58.6	75.3	65.8	71.8	64.9
空知太保育所	40	45.2	49.2	52.0	57.6	56.9
北光学童保育所	30	33.4	42.5	39.0	23.8	19.3
入所人員計	160	168.8	197.1	190.1	187.6	171.1
入所率 (%)		105.5%	123.2%	118.8%	117.3%	106.9%

資料：砂川市市民部社会福祉課

5 地域子育て支援事業の状況

(1) 一時預かり事業

利用延べ人数は、平成17年7月に開設して以降、平成20年度まで利用者は増加し979人となり、平成20年度以降は700人台から900人台で推移しています。



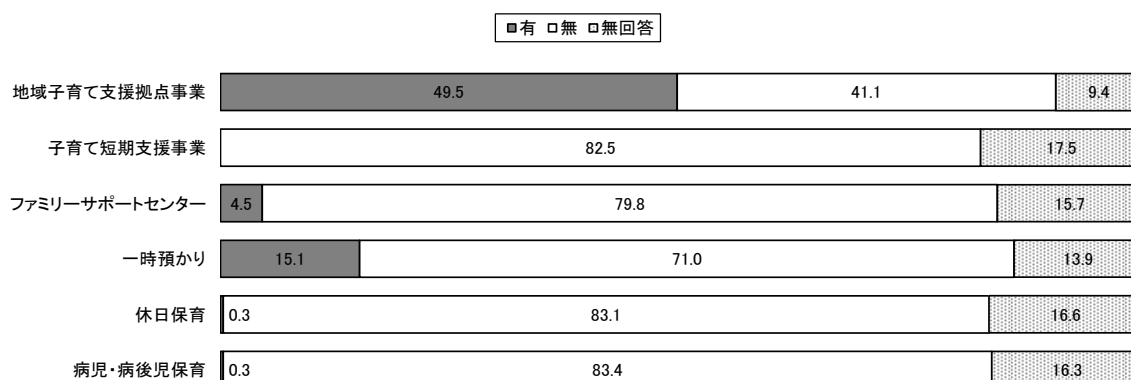
資料：砂川市市民部社会福祉課

(2) 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）の利用状況

本市では、子育て支援センターとして「にこにこ広場」と「にこにこサロン」を設置し、相談の受付や情報の提供もそれぞれで行っています。子育て支援センターは地域子育ての拠点として中核的な施設であり、北地区コミュニティセンターや南地区コミュニティセンター及び地域交流センターゆうにも保育士を派遣し、子育て支援センターのサテライト事業を実施しています。ニーズ把握調査の結果、子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）の利用率は、49.5%となっています。

(3) ファミリー・サポート・センターの利用状況

本市では、子育てから手が離れた市民を中心に、子育て支援ボランティアの育成支援に努め、地域住民の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業を実施しています。ニーズ把握調査の結果、ファミリー・サポート・センターの利用率は、4.5%となっています。



資料：平成26年ニーズ把握調査

(4) 妊婦健康診査

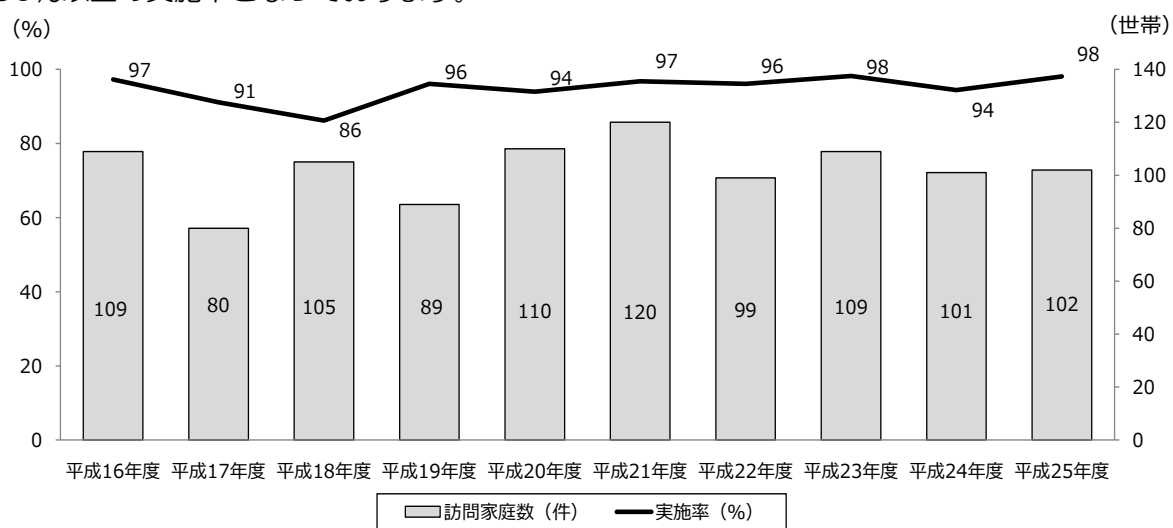
妊婦健康診査の対象となる方は、平成 21 年度から 25 年度においては、111 人から 139 人の間で推移しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
届出者数	124 人	139 人	115 人	122 人	111 人

資料：砂川市市民部ふれあいセンター

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

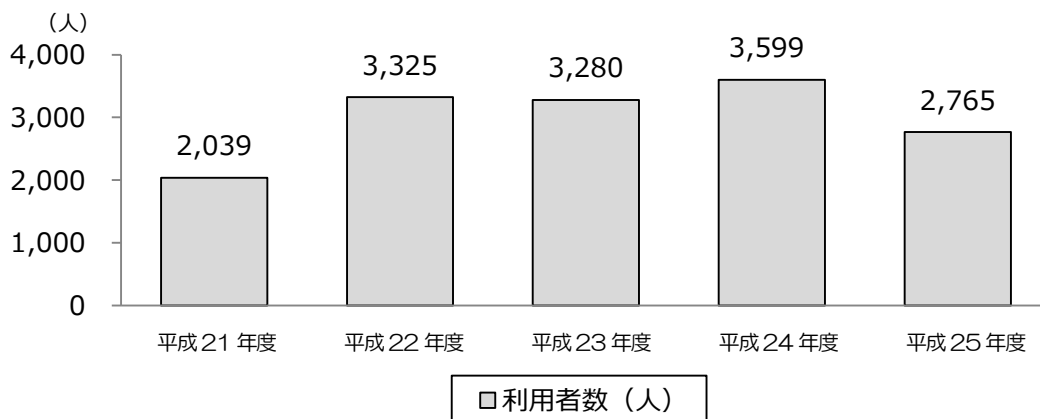
乳児家庭全戸訪問は、平成 16 年度から 25 年度においては、80 世帯から 120 世帯の間で推移しており、実施率については、一番低くて平成 18 年度の 86%ですが、ほかの年度は 90%以上の実施率となっております。



資料：砂川市市民部ふれあいセンター

(6) 延長保育事業

延長保育事業については、延べ利用者数で比較すると、平成 21 年度に 2,039 人であった利用者が、平成 24 年度は 3,599 人で 1,560 人増と、おおむね増加傾向でした。しかし、平成 25 年度は 2,765 人に減少しました。



資料：砂川市市民部社会福祉課

6 砂川市の子ども・子育て支援の課題

平成 26 年 1 月に実施したニーズ把握調査の結果から、以下のような課題が考えられます。

(1) 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実が求められています。

- 身近な地域で希望する子育て支援サービスを利用しやすくする提供体制
- ニーズに基づく教育・保育の提供体制の確保と実施時期、教育・保育の質的改善
- 社会情勢や近隣関係、家族構成の変化や就労形態、価値観の多様化に対応できるよう、教育・保育のニーズも多様化に合わせた、教育・保育のメニューの充実
- 地域特性に応じた延長保育、休日保育の対応
- 「小一の壁」と言われている幼児期から児童期の連続した教育・保育で、就学後の放課後クラブへのニーズが高く、引き続き対応が必要
- 一時預かりの柔軟な受け入れ態勢の整備
- 就労の有無にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感を踏まえ、様々な場面を通じて家庭状況を把握しつつ、適切な支援につなげることの必要性
- 子育て利用者への育児情報提供と助言の拡大

(2) 家庭・地域の子育て支援の充実が求められています。

- 核家族化、子どもの減少や近隣とのかかわりの希薄化等により、子育て家庭や子どもと地域住民がかかわる機会が減っており、地域で子どもや子育て家庭の状況を理解し、関心を深め、地域全体で子育てを支えていくことが必要
- 子どもの健やかな育ちを等しく保証するためには、障がい児や発達が気になる子どもなど特別な支援が必要な子どもに対し、一人ひとりの状況や発達に応じた支援が必要

(3) 幼児期の学校教育・保育の総合的な提供が求められています。

- 少子化による、子どもの数の減少とともに、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少
- 教育と保育の一体的提供のできる認定こども園を活用することで、より質の高い教育・保育の提供

第3章 計画の基本理念と施策体系

1 基本理念

(1) 基本理念

本市の子ども・子育て支援事業の目指す方向性として、次の基本理念を定めます。

子どもの健やかな成長をみんなで支えるまちづくり

子育て支援サービスの充実を図り、安心して子育てができる環境づくりを進めるとともに、ひとり親家庭の自立を支援し、幸せに生活することができるまちづくりを目指します。

(2) 基本的方針

子どもは社会の宝であり、一人ひとりの子どもの幸せは、社会全体の願いです。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながるだけでなく、未来の活力ある社会の担い手の育成にもつながることから、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つと考えます。

子育ては、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者のみなさんが喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができるよう、社会全体で支援することが大切です。

本市は子ども・子育て支援のための施策を質・量ともに充実させ、家庭を中心に保育所、学校、地域、企業、その他社会を構成するすべての人々が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、相互に密接に連携しながら、それぞれの役割を果たすことにより、家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う人々の希望がかなえられ、また、すべての子どもが健やかに成長できるまちづくりを目指します。

2 基本的視点

(1) 次世代を担う子ども一人ひとりが心豊かに育つことのできるまちづくり

子どもの育ちにおいては、おおむね1歳に達するまでの乳児期は、愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感が醸成され、身体面でも著しく発達する重要な時期です。

また、おおむね3歳に達するまでの幼児期は、行動範囲が拡大し、特定の大人への安心感を基礎として自発性を持ち、徐々に広がる人間関係を通じて社会性を身に付ける時期です。

おおむね3歳以上の幼児期は、遊びを中心とした生活の中で豊かな感性、好奇心、探究心や思考力が養われるとともに、自我や主体性が芽生える重要な時期です。さらに、小学校就学後の学童期は、自立意識や他者理解等の社会性が発達し、心身の成長も著しい時期です。

こうした、子どもの発達段階に応じた育ちの状況や一人ひとりの個性を踏まえ、それぞれの子どもにとって適切で質の高い環境を確保し、すべての子どもが健やかに成長できるまちづくりを目指します。

(2) 保護者一人ひとりが喜びと生きがいを感じながら子育てをすることのできるまちづくり

現在、我が国では出生率の低下に伴い少子化が進行しており、本市においても全国的な傾向以上に出生率や15歳未満人口割合の低下が進んでいます。

また、近年、核家族化の加速や地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況が変化し、併せて共働き家庭や非正規雇用割合が増加するなど、親の就労状況も変化しています。

このような状況において、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、誰もが安心して子どもを育てることができるよう、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、子育てしやすい環境整備に努めます。

また、男女ともに親が、子育てに喜びや生きがいを感じ、子どもと向き合い親として成長できるように子育て中の親の気持ちを受け止めることなど、より良い親子関係の形成を支援していくことで、子どものより良い育ちを実現していくことを目指します。

(3) 社会を構成する一人ひとりが子どもや子育て家庭への理解を深め、支え合うまちづくり

子どもの健やかな成長を実現するためには、社会における一人ひとりが、子どもの育ちと子育て支援に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが大切です。

本市では、関係機関と連携し、特別な配慮を要する子どもへの支援の充実を図るとともに、仕事と家庭の両立支援の取り組みを推進し、子どもを生み育てやすい環境づくりを進めます。

3 施策の体系や方向性

砂川市子ども・子育て支援の施策について、体系や方向性をまとめます。

基本理念	基本的視点	基本施策	主な事業
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">子どもの健やかな成長をみんなで支えるまちづくり</p>	<p>次世代を担う子ども一人ひとりが心豊かに育つことのできるまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幼児期の学校教育・保育の充実 ■ 子どもの居場所づくり ■ 障がい児支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 低年齢児保育(乳児) ◎ 保育士等の育成 ◎ 幼稚園就園奨励費補助制度 ◎ 学童保育事業 ◎ 放課後子ども教室 ◎ 子ども交流ゾーン ◎ 子ども通園センター ◎ ことばの教室 ◎ 肢体不自由児療育訓練事業など
	<p>保護者一人ひとりが喜びと生きがいを感じながら子育てをすることのできるまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 母子保健の充実 ■ 親子のふれあいの場づくり ■ 多様な子育て支援サービスの充実 ■ 情報提供・相談体制の整備 ■ 経済的支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 母子健康手帳交付・妊婦一般健康診査事業 ◎ 乳児家庭全戸訪問事業 ◎ 地域子育て支援拠点事業 ◎ 保育所(園)開放事業 ◎ 養育支援訪問事業 ◎ ファミリー・サポート・センター事業 ◎ 一時預かり事業 ◎ 時間延長保育事業 ◎ 利用者支援に関する事業 ◎ 児童手当支給事業 ◎ 乳幼児医療事業など
	<p>社会を構成する一人ひとりが子どもや子育て家庭への理解を深め、支え合うまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童虐待防止対策の充実 ■ ひとり親家庭等の自立支援の推進 ■ 仕事と家庭の両立支援(ワーク・ライフ・バランス)の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 家庭児童相談 ◎ 砂川市要保護児童対策地域協議会 ◎ 民生児童委員協議会 ◎ 母子父子家庭相談 ◎ 児童扶養手当支給事業 ◎ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業 ◎ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業 ◎ 労働環境の改善促進など

第4章 施策の展開

1 教育・保育提供区域の設定

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、設定することになります。

本市は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域とし、市内全域を一つの提供区域として設定します。

(1) 砂川市における教育・保育提供区域

事業区分	区域設定	考え方
1号認定(3~5歳)	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、砂川市内全域とします。
2号認定(3~5歳)		
3号認定(0歳)		
3号認定(1~2歳)		

(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から砂川市内全域を基本とします。

11の事業	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業 子どもの親又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を実施する事業	市内全域	教育・保育施設の活動の一環であるため、砂川市内全域とします。
地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業	市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、砂川市内全域とします。
妊婦に対して健康診査を実施する事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	市内全域	現状どおり、砂川市内全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、情報提供や養育環境等の把握を行う事業	市内全域	現状どおり、砂川市内全域とします。

<p>養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援等を行う事業</p>	<p>市内全域</p>	<p>乳児家庭全戸訪問事業と同様に、砂川市内全域とします。</p>
<p>子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ) 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業</p>	<p>市内全域</p>	<p>他事業における現状の提供体制を踏まえ、砂川市内全域とします。</p>
<p>子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) 児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する協力会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業</p>	<p>市内全域</p>	<p>現状の提供体制、利用状況を踏まえ、砂川市内全域とします。</p>
<p>一時預かり事業 保育所その他の場所において、一時的に子どもを預かる事業</p>	<p>市内全域</p>	<p>教育・保育施設での利用も含むため、砂川市内全域とします。</p>
<p>時間外保育事業(延長保育) 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業</p>	<p>市内全域</p>	<p>通常利用する施設等での利用が想定されるため、砂川市内全域とします。</p>
<p>病児・病後児保育事業 保育の必要な乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業</p>	<p>市内全域</p>	<p>他事業における現状の提供体制を踏まえ、砂川市内全域とします。</p>
<p>放課後児童健全育成事業 (学童保育所) 共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を提供し、その健全育成を図る事業</p>	<p>市内全域</p>	<p>現状の提供体制、利用状況を踏まえ、砂川市内全域とします。</p>

2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容と実施時期

(1) 教育・保育の量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ把握調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

【認定区分】

1～3号認定（子ども・子育て支援法第19条等）

保護者の申請を受け、市が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）。その上で施設型給付を行う仕組み。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 （教育標準時間認定）	主に幼稚園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり （保育認定）	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり （保育認定）	保育所 認定こども園、 地域型保育に該当

※施設型給付＝保護者本人への給付ではなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われること。

(2) 教育・保育の提供体制の確保内容と実施時期

教育・保育の利用状況及びニーズ把握調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前の児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

① 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	120人	116人	107人	108人	107人
確保の内容	170人	170人	170人	170人	170人
特定教育・保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
確認を受けない申出を行った幼稚園	170人	170人	170人	170人	170人
過不足	50人	54人	63人	62人	63人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※確認を受けない申出を行った幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。

② 2号認定（3歳以上、保育所を利用希望）

■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	125人	122人	114人	114人	113人
幼児期の学校教育の 利用希望が強い	35人	34人	32人	32人	32人
上記以外	90人	88人	82人	82人	81人
確保の内容	161人	161人	161人	161人	161人
特定教育・保育施設	161人	161人	161人	161人	161人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	36人	39人	47人	47人	48人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

③ 3号認定（0歳、保育所を利用希望）

■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	12人	12人	12人	11人	11人
確保の内容	17人	17人	17人	17人	17人
特定教育・保育施設	17人	17人	17人	17人	17人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	5人	5人	5人	6人	6人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

④ 3号認定（1・2歳、保育所を利用希望）

■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	59人	58人	57人	56人	55人
確保の内容	62人	62人	62人	62人	62人
特定教育・保育施設	62人	62人	62人	62人	62人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	3人	4人	5人	6人	7人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(3) 砂川市立保育所における保育の実施

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）については、以下の基準を策定します。また、この認定に基づき、砂川市立保育所では保育時間を確保します。

【保育必要性の事由と保育必要量】

本市では、保育の必要性の事由によって、次のように保育の必要量（時間）を「保育標準時間」と「保育短時間」と区分して、認定します。

	事 由	保育必要量の区分	保育の必要量の認定基準
①	就労（月に48時間以上）	保育標準時間	月に120時間以上の就労
		保育短時間	月に48時間以上120時間未満の就労
②	妊娠、出産（産前2か月、産後2か月）	保育標準時間	
③	保護者の疾病、障がい	保育標準時間	
④	同居又は長期入院している親族の介護・看護	保育標準時間	月に120時間以上の介護等
		保育短時間	月に48時間以上120時間未満の介護等
⑤	災害復旧	保育標準時間	
⑥	求職活動（起業準備を含む）（90日以内）	保育標準時間	
⑦	就学（訓練学校等における職業訓練を含む）	保育標準時間	月に120時間以上の就学
		保育短時間	月に48時間以上120時間未満の就学
⑧	虐待、DVのおそれがあること	保育標準時間	
⑨	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること	保育標準時間	
⑩	その他上記に類する状態として市が認めた場合	保育標準時間	
		保育短時間	

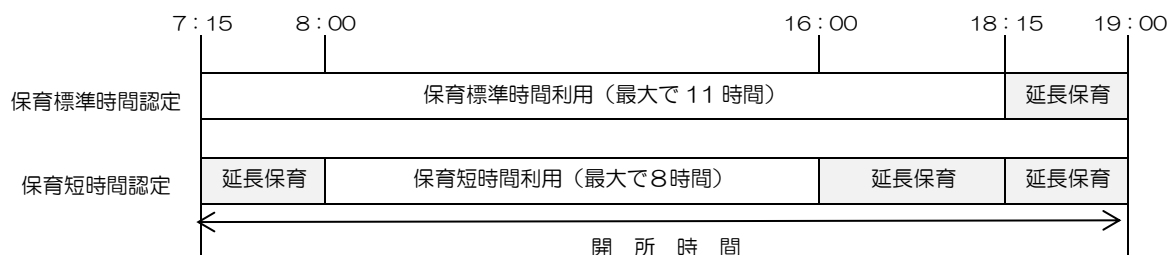
【保育必要量の認定】

本市では、保育の必要性の事由によって、保育の必要量（時間）を「保育標準時間」と「保育短時間」と区分して、認定します。

保育の必要量	利 用 上 限 時 間
保育標準時間	1日上限11時間（砂川市では、午前7時15分~午後6時15分） ※ この時間帯を超えて利用する場合は、延長保育の利用となります。
保育短時間	1日上限8時間（砂川市では、午前8時~午後4時） ※ この時間帯を超えて利用する場合は、延長保育の利用となります。

【砂川市立保育所の保育時間】

保育標準時間と保育短時間を認定することに伴い、保育時間は次のようになります。



3 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

(1) 基本的方針

幼児期の学校教育・保育の一体的な提供については、幼稚園機能と保育所機能の統合のみならず、保護者の就労の実態、教育・保育の質の向上、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることなどを大切に考え、子どもが健やかに育成されるための環境づくりを進めていくことが重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供と、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施していくことは、本市の未来を見据える上で重要な施策の一つです。

(2) 認定こども園について

小学校就学前の子どもに対する教育・保育については、従来、幼稚園・保育所により担われてきましたが、親の就労形態の変化、少子化等により教育・保育に対するニーズも大きく変化してきました。このような状況の中、地域において子どもが健やかに育成される環境の整備をするため、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）が平成18年6月に公布され、同年10月から認定こども園制度がスタートすることとなりました。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。保護者の就労の有無にかかわらず0歳から就学前のすべての子どもが利用可能になるなどメリットもありますが、認定こども園を先駆けて整備した市町村からは、「保育時間がまったく異なる子どもたちを、同じ施設で保育することはできない」「直接契約制度は、保育所をさがす親の“負担”と“不安”を倍増させる」などのデメリットも多く聞こえてきます。

本市としては、認定こども園制度への移行については、慎重に議論を重ね、見定める必要があると考えています。既存の幼稚園・保育園での教育・保育体制を維持し、それぞれの教育・保育方針を尊重しつつ、相互に連携・協働する体制を構築し、市民に向け全市一体的な子育て支援サービスの提供に努めていきます。

4 教育・保育の質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のために、適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえた改善努力を行います。

①幼保共有資格の取得促進

認定こども園の普及促進にあたり、その中心的な担い手の確保に向けて、幼保併有資格の取得に関する特例制度などを活用し、幼稚園教諭と保育士の両方の免許資格取得促進に向けた支援に努めます。

②幼稚園教諭と保育士の合同研修

幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、合同研修会の開催などによる支援に努めます。

③保育士の処遇改善

保育の担い手である保育士の確保が全国的な課題となっていることから、本市においても、国や道の制度を活用し、保育士の処遇改善に取り組みます。

④特に配慮を要する子どもにかかわる職員の資質向上

健康状態や発達の状況、家庭環境等から配慮を要する子どもについては、一人ひとりの状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関等との連携を強化するとともに、職員の資質向上を図ります。

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用に向けた方策

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供に努めます。

①保護者に対する情報提供の充実

市ホームページにおいて教育・保育の正確な情報発信に努めることにより、妊婦及び子育て中の保護者が、いつでも、どこでも必要な情報を取得することができる環境を整備します。

また、妊娠届時や出産後における「乳児家庭全戸訪問事業」の機会などを通じて、教育・保育の利用に関する情報提供や保護者からの相談に応じます。

②相談支援体制の充実

子どもや保護者にとって身近な子育て支援センター等を活用し、教育・保育の利用に関して、いつでも保護者からの相談に応じています。

また、新制度において新たに創設される「利用者支援事業」を活用して、各家庭のニーズに応じた教育・保育の紹介及びあっせんを行うことにより、円滑な事業利用へとつなげます。

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容と実施時期

国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者が、保育所・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、学童保育等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、情報提供や相談を含めた支援を行う事業。

[対象] 0～5歳

本市では、平成27年度から実施します。

目的	子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施し、支援する。		
内容	子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業の利用にあたっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」を行う。		
対象	0歳～就学前の親子	期間	通年

■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施予定か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※実施体制

実施機関：子育て支援センター

(2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。

[対象] 0歳～就学前

[単位] 延べ利用者数（年間）人／回

本市では、現状に引き続き実施します。

①にここ広場

目的	保育士による情報提供、親子や子ども同士と一緒に遊びながら交流を深める場を提供することにより子育て支援を推進する。		
内容	保育士が歌や体操、季節ごとの工作遊びやゲームなど、親子や子ども同士と一緒に遊べるプログラムを作成し実施する。		
対象	0歳～就学前の親子（登録制）	期間	通年

②にここサロン

目的	親子や子ども同士と一緒に遊びながら交流を深める場を提供し、子育て支援を推進する。		
内容	親子や子ども同士と一緒に遊んだり、親同士の子育てについての情報交換の場を提供する。		
対象	0歳～就学前の親子	期間	通年

■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	6,375回	6,290回	6,163回	6,036回	5,866回
確保の方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※実施体制

実施機関：子育て支援センター

(3) 妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業。

本市では、現状に引き続き実施します。

目的	妊娠期の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導を行い、安全な分娩と健康な児の出生を促す。		
内容	妊娠届出時、母子健康手帳と妊婦一般健康診査受診票14枚を発行し、健診の受診を促す。健診は委託医療機関において実施。		
対象	妊婦	期間	通年

■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	120 人	117 人	115 人	112 人	108 人
確保の方策	120 人	117 人	115 人	112 人	108 人

※実施体制

実施場所：委託医療機関

実施体制：医療機関と委託契約

検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目

実施時期：通年実施

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業。

[対象] 0歳

本市では、現状に引き続き実施します。

目的	妊娠・出産を安心して迎えられ、その後続く育児においても、母親が安心して育児ができるよう個別の状況を総合的に判断しながら支援をし、母子の健康の保持増進を図る。		
内容	こんにちは赤ちゃん事業を兼ね全新生児を対象に家庭訪問を実施。		
対象	0歳～生後4か月までの親子	期間	通年

■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	98 人	96 人	94 人	92 人	88 人
確保の方策	98 人	96 人	94 人	92 人	88 人

※実施体制

実施機関：ふれあいセンター

協力部署：子育て支援センター

実施体制：1名又は2名で実施

(5) 養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」

[対象] 要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

本市では、現状に引き続き実施します。

①乳児幼児訪問指導

目的	妊娠・出産を安心して迎えられ、その後続く育児においても、母親が安心して育児ができるよう個別の状況を総合的に判断しながら支援をし、母子の健康の保持増進を図る。		
内容	乳幼児健診などで支援が必要と判断したもの、心身障がい児、健診未受診者などを対象に家庭訪問を実施。		
対象	0歳～就学前までの親子	期間	通年

②妊産婦訪問指導

目的	妊娠・出産を安心して迎えられ、その後続く育児においても、母親が安心して育児ができるよう個別の状況を総合的に判断しながら支援をし、母子の健康の保持増進を図る。		
内容	全初妊婦・妊娠8か月以降届出の者・異常の既往などで支援の必要な者を対象に家庭訪問を実施し、相談・指導を行う。産婦の対象は乳児家庭全戸訪問事業に準じる。		
対象	妊産婦	期間	通年

■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	10人	10人	10人	10人	9人
確保の方策	10人	10人	10人	10人	9人

※実施体制

実施機関：ふれあいセンター・子育て支援センター

実施体制：1名又は2名で実施

(注)

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

児童福祉法第6条の2第5項の規定より

※砂川市要保護児童対策地域協議会

目的	児童虐待など複雑、多様化する児童に関する諸問題の未然防止や発生時の迅速な対応を図るため関係各機関が集い、児童虐待の未然防止や対策など協議を行う。		
内容	要保護児童及びその保護者に対する情報の交換、支援の内容に関する協議、支援方策の具体的な検討や支援。		
対象	関係機関	期間	必要の都度随時

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者が、疾病・疲労など体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業。

[対象] 0～5歳

[単位] 延べ利用者数（年間）人／年

本市では、現在、当該事業の実施はしていません。

平成27年度から31年度につきましては、需要の状況に応じ、設置を検討します。

■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人/年)	0	0	0	0	0
確保の方策(人/年)	—	—	—	—	—

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う。就学児対象のファミリー・サポート・センター事業。

[対象] 就学児 ※本市では未就学児も対象としております。

本市では、現状に引き続き実施します。

目的	地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者による会員登録制の相互援助活動組織をつくり、地域における子育て支援環境づくりに努める。		
内容	急な残業時や保育所への送迎時などといった突発的で変動的な保育ニーズに対応するため、地域において育児の援助が必要な人（依頼会員）と子どもを預かることのできる人（協力会員）による会員登録制の相互援助活動組織をつくり、依頼に応じて協力会員により保育を実施し、子育て中の保護者の育児をサポートする。		
対象	満1歳以上の未就学児及び就学児	期間	通年

■量の見込み（低学年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	5人日	5人日	5人日	4人日	4人日
確保の方策	5人日	5人日	5人日	4人日	4人日

■量の見込み（高学年）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	9人日	9人日	8人日	8人日	8人日
確保の方策	9人日	9人日	8人日	8人日	8人日

※実施体制

実施機関：子育て支援センター（ファミリー・サポート・センター）

(8) 一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった幼児について、保育所その他の場所において、一時的に保育預かりを行う事業。

[対象] ①幼稚園在園児は3～5歳 ②在園児以外は2～5歳

[単位] 延べ利用者数(年間)人日/年

①幼稚園の一時預かり(幼稚園における在園児対象型)

本市では、現状に引き続き実施します。

目的	幼稚園において、教育課程にかかる教育時間の前後や休業日において、在園児を対象に教育活動を行うことで、職業などを持っているが、子どもを幼稚園に通わせたいという保護者のニーズに対する支援や、家庭や地域の教育力を補完し、その再生・向上を図る。		
内容	砂川天使幼稚園において、月～金曜日(14時～17時)及び長期休業中(9時～16時)に在園児を対象に一時的な保育を行う。(保育料を設定し徴収)		
対象	在園児	期間	通年

■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み合計	3,160人日	3,083人日	2,900人日	2,900人日	2,861人日
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(1号認定見込み)	3,160人日	3,083人日	2,900人日	2,900人日	2,861人日
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(2号認定見込み)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保の方策	2,900人日	2,900人日	2,900人日	2,900人日	2,900人日

※実施体制

実施機関：砂川天使幼稚園

②保育所等の一時預かり(幼稚園における在園児対象型以外)

本市では、現状に引き続き実施します。

目的	保育所に入所していない児童で保護者の疾病等により緊急的に保育に欠ける児童、並びに保護者の育児に伴う負担の解消のため一時的に保育に欠ける児童に対して保育を行うことで、対象児童の福祉の向上を図る。		
内容	ひまわり保育園において、月～土曜日(8時30分～17時)まで2歳児以上を対象に一時的な保育を行う。(保育料を設定し徴収)		
対象	事前に利用申し込みした2～5歳児	期間	通年

■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	776人日	761人日	731人日	723人日	708人日
確保の方策	3,240人日	3,240人日	3,240人日	3,240人日	3,240人日
保育所の一時預かり (在園児対象型以外)	2,940人日	2,940人日	2,940人日	2,940人日	2,940人日
子育て援助活動支援 事業	300人日	300人日	300人日	300人日	300人日

※実施体制

実施機関：ひまわり保育園

(9) 時間外保育事業（延長保育）

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、保育標準時間又は保育短時間を超えて、朝は午前7時15分から、夜は午後7時00分までの保育を実施。

[対象] 1～5歳

本市では、現状に引き続き実施します。

目的	保育所入所児童のうち、勤務等が長時間にわたる保護者の希望に基づき時間を延長して保育を行うことで、対象児童の福祉の向上を図る。		
内容	市内の3保育所で1～5歳児を対象に午後7時00分までの保育を行う。保育料は別途徴収。		
対象	保育所入所児童 1～5歳児	期間	通年

■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	77人	75人	72人	71人	70人
確保の方策	80人	80人	80人	80人	80人

※実施体制

実施機関：ひまわり保育園、さくら保育園、空知太保育所

(10) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業。

〔対象年齢〕 0～5 歳

本市では、現在、当該事業の実施はしておりません。

平成 27 年度～31 年度につきましては、設置の可能性を検討いたします。

■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	918 人日	900 人日	864 人日	855 人日	837 人日
確保の方策	—	—	—	—	—
病児保育事業	—	—	—	—	—
子育て援助活動支援事業	—	—	—	—	—

(11) 放課後児童健全育成事業

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全育成を図る事業。

〔対象〕 就学児（6～11 歳）

本市では、現状に引き続き実施します。

目 的	保護者の就労等により保育に欠ける小学校の就学児童に対し、遊びの場及び生活の場を提供するとともに保護者に代わり保育することにより、児童の健全な育成を図る。		
内 容	保護者から申請があった小学生を放課後や土曜日、長期休業中に指導員が保育する。保育内容は、自由遊びや集団遊び、生活習慣を身に付ける活動、誕生会などの行事を行う。		
対 象	小学生	期 間	通 年

■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
【低学年】 量の見込み	130 人	122 人	124 人	114 人	111 人
確保の方策	130 人	130 人	130 人	130 人	130 人
【高学年】 量の見込み	35 人	33 人	31 人	30 人	28 人
確保の方策	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人

※実施体制

実施機関：中央学童保育所、南学童保育所、空知太学童保育所、北光学童保育所

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める基準に該当するものにかかる支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等にかかる行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として定めるものの全部又は一部を助成する事業。

本市では、国の動向に応じ助成を実施していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な実施のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業。

本市では、現状の保育施設に無いものに対して、需要を検討しながら手段を講じていきます。

7 「放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みの推進について

国は、保護者の就労などで「小1の壁」と言われている就学後の放課後など、子どもの居場所づくりのために、平成26年7月「放課後子ども総合プラン」を策定しました。

本市では、学童保育の推進と併せて、放課後子ども教室についても、既存教室の活用や地域の施設等を活用しながら、保護者の就労有無にかかわらず、子どもの安全・安心な居場所づくりに努めます。

就学後の放課後など子どもの居場所づくりについては、教育、福祉、就労等、様々な分野がかかわっているため、今後、学童保育所及び放課後子ども教室を一体的、又は、連携して実施していくために、教育委員会と福祉部局が連携し、共通理解、情報共有を図りながら、計画的整備等に向けて取り組んでいきます。

さらに、継続的な事業実施が可能となるよう、国や道の関係機関への働きかけを行っていきます。

8 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、本市におけるこれらの連携を推進します。

9 児童虐待防止対策の充実

本市においては、養育支援を必要とする家庭を早期に発見し、地域資源や民生児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して児童虐待の発生予防をする他、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠と考えます。

(1) 関係機関との連携及び砂川市における相談体制の強化

本市における子ども・子育てに関する相談は、「にこにこ広場」をはじめ、「にこにこサロン」、サテライト事業として実施している「コミュニティセンター」「地域交流センターゆう」等の子育て支援センターや、「ふれあいセンター」「社会福祉課」「学務課」の各行政機関の他、各保育所、幼稚園、小中学校などにおいて、子どもにかかわる相談ができる体制になっています。これら相談体制により、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制を軸に関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があります。

関係機関との情報共有、連携を図ることにより、実際の児童虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児童への組織的な対応及び適切なアセスメントを確保するため、関係機関へ専門性を有する職員の訪問や、北海道が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所長などへの通告を行うほか、児童相談所に適切に援助を求めつつ、北海道と相互に協力して、児童虐待による重大事例の発生を食い止める体制を強化していきます。

(2) 発生予防、早期発見、早期対応等

児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようにします。

また、児童福祉、母子保健の各担当部局が日頃から緊密な連携を図るとともに、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していく必要があります。さらに幼稚園や保育所、小中学校、子どもに関わる教育児童機関等の地域資源や民生児童委員をはじめとした子育て世帯の保護者や市民の皆様の「地域のちから」を活用して児童虐待の防止に努めます。

10 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子、並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して北海道が策定する母子父子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

①手当等の支給

取組	児童扶養手当支給事業	社会福祉課児童家庭係
目的	児童を養育している母子父子家庭に対して手当を支給することにより、生活の安定と自立の促進に努める。	
内容	母子・父子家庭等で児童を養育している者の申請により、受給者資格及び児童扶養手当の額について認定を行い、対象となった者に児童扶養手当を支給する。	
対象	母子・父子家庭等で児童を養育している者	
期間	通年（定期払い 年3回）	

取組	母子・父子・寡婦福祉資金貸付	社会福祉課児童家庭係
目的	母子・父子家庭などを対象とした福祉資金の貸付けにより、その家庭の経済的自立が助長されるよう努める。	
内容	資金の種類は13種類あり、対象者、償還、利子についても取り扱いが異なるため、制度の説明や相談に応じ、目的に応じた資金の貸付けの申請を受ける。	
対象	母子家庭の母及び父子家庭の父、母子福祉団体、父母のない児童	
期間	通年	

取組	ひとり親家庭等医療事業	市民生活課保険係
目的	医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに、福祉の増進に努める。	
内容	申請により対象となった者の医療費の一部を助成。（所得制限あり） 就学前までの子どもは、自己負担なし。低所得の方（市民税非課税世帯）の自己負担は初診時一部負担金のみ。一般の受診者の自己負担は1割負担。 児童を扶養・監護している者は入院時のみ助成対象。	
対象	ひとり親家庭の母又は父に扶養、監護又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で扶養されている20歳未満の児童	
期間	通年	

②相談・指導

取組	母子・父子家庭相談	社会福祉課児童家庭係
目的	母子・父子家庭等からの相談を母子・父子自立支援員が応じることにより、その家庭の自立支援を促進するとともに、家庭生活の安定及び向上に努める。	
内容	福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭等からの相談に対応する。	
対象	母子・父子家庭等	
期間	通年	

③就労等支援

取組	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	社会福祉課児童家庭係
目的	母子家庭の母又は父子家庭の父は、職業経験が乏しく技能も十分でない場合、就職に際し十分な準備がないまま、生活のために職につかなければならない状況にあることから、個々の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子・父子家庭の自立の促進を図り、家庭生活の安定及び向上に努める。	
内容	母子家庭の母又は父子家庭の父が資格を取得するため、対象となる教育訓練の受講のために本人が支払った費用の一部を支給する。	
対象	母子家庭の母及び父子家庭の父	
期間	通年	

取組	母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	社会福祉課児童家庭係
目的	母子家庭の母又は父子家庭の父は、職業経験が乏しく技能も十分でない場合、就職に際し十分な準備がないまま、生活のために職につかなければならない状況にあることから、個々の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子・父子家庭の自立の促進を図り、家庭生活の安定及び向上に努める。	
内容	母子家庭の母又は父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格を取得するための養成機関での受講に際し給付金等を支給することにより、生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にする。	
対象	母子家庭の母及び父子家庭の父	
期間	通年	

取組	母子・父子自立支援プログラム策定事業	社会福祉課児童家庭係
目的	個々の児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、これを基に公共職業安定所と連携することにより、継続的な相談及び情報提供を充実させ、就業・自立支援を行う。	
内容	自立・就労に対する意欲がある児童扶養手当受給者に対し、母子・父子自立支援員が、自立目標や支援内容を設立した自立支援プログラムを作成し、公共職業安定所と十分に連携し、自立・就労への支援を行う。	
対象	児童扶養手当受給者	
期間	通年	

取組	母子世帯向け住宅の管理	建築住宅課住宅係
目的	母子世帯向けの住宅の確保を図ることにより、母子家庭における生活の安定と福祉の増進に努める。	
内容	20歳未満の子どもを扶養している母子で、公営住宅への入居を希望している者に対して優先的に措置できるよう、公営住宅の一部（三砂団地D棟3F6戸）を特定目的住宅として管理する。	
対象	20歳未満の子どもを扶養している母子	
期間	通年	

11 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、専門関係機関等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じた障がい等による特別な支援が必要な子どもと、その家族等に対する支援の充実が必要です。

さらに、自閉症、学習障がい（LD）、注意欠如多動性障がい（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や保育士など子どもを支

援する職員の資質向上を図りつつ、一人ひとりの希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。

そのためには、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう本人や保護者には十分に情報を提供していく必要があります。幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、特別支援学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。併せて、本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ることが求められます。特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知が必要であり、さらに家族が適切に子育てを行えるよう家族支援を行うなど、関係機関と連携を密にして、支援体制整備を行うことが必要です。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するとともに、受け入れにあたっては、各関係機関との連携を図ることが必要です。

取組	子ども通園センター	社会福祉課児童家庭
目的	心身の発達や成長の遅れ、心配のある児童に対し、その発達を促すことを目的に、関係機関と連携しながら、必要な療育指導、相談、援助を行う。	
内容	対象児童及び保護者ともに通園してもらい、指導員が日常生活の基本動作や集団生活への適応訓練、保護者に対する助言などのサービスを提供する。	
対象	2市4町（砂川・歌志内・上砂川・奈井江・浦臼・新十津川）の1歳児～小学生の対象児童	
期間	通年	

取組	障がい児保育（保育所）	社会福祉課児童家庭係
目的	保護者の就労等により保育に欠ける障がい児の成長と自立支援のため障がい児保育を行うことで、対象児童の福祉の向上を図る。	
内容	市内の3保育所で、集団保育の中で障がい児保育を行う。	
対象	障がいがあるが、特別な医療処置を必要としない程度、集団保育が可能、毎日通所できる児童が対象	
期間	通年	

取組	障がい児保育（学童保育所）	社会福祉課児童家庭係
目的	保護者の就労等により保育に欠ける障がい児の成長と自立支援のため障がい児保育を行うことで、対象児童の福祉の向上を図る。	
内容	集団保育の中で障がい児保育を行う。	
対象	集団保育が可能な障がい児	
期間	通年	

取組	肢体不自由児療育訓練事業	社会福祉課児童家庭係
目的	運動発達に遅れがみられる又は、肢体に障がいを持つ児童（者）に対し、理学療法士による適切な訓練を行うことにより、運動発達の促進や障がいの進行を抑制する。また、軽度の障がいを持つ児童に対しては、日常生活に役立つ訓練を施し自立を促す。	
内容	関係機関の理学療法士により、ふれあいセンターにおいて、運動発達に遅れがみられる又は、肢体に障がいを持つ児童に訓練を行う。	
対象	運動発達に遅れがみられる又は、肢体に障がいを持つ児童（者）	
期間	月1回程度	

取組	障がい児福祉手当支給事業	社会福祉課社会福祉係
目的	重度の障がいの状態にあり日常生活において常時介護を必要とする障がい児に手当を給付することにより、当該児や介護者の負担の軽減に努める。	
内容	重度の障がい児であって、基本的には2つ以上の障がい重複することにより日常生活において常時介護を必要とする当該児童へ手当を支給する。	
対象	上記に該当する児童	
期間	通年（定期払い 年3回）	

取組	重度心身障害者医療事業	市民生活課保険係
目的	医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに、福祉の増進に努める。	
内容	申請により対象となった者の医療費の一部を助成。（所得制限あり） 就学前までの子どもは、自己負担なし。低所得の方（市民税非課税世帯）の自己負担は初診時一部負担金のみ。一般の受給者の自己負担は1割負担。	
対象	医療保険に加入し、身体障害者手帳（1・2級と3級で内部障がいに限る）、療育手帳（A判定）又は重度の知的障がいと診断（判定）された方	
期間	通年	

取組	子ども通園センター交通費助成事業	社会福祉課児童家庭係
目的	心身の発達や成長に心配や遅れのある就学前児童が、子ども通園センターに通園する際の保護者の交通費を助成することで、経済的な負担軽減を図り福祉の増進に努める。	
内容	自宅より子ども通園センターまで、療育指導を受けるために通う公共交通機関の往復交通費の一部を申請により支給する。	
対象	市内に住所を有し、就学前児童とともに子ども通園センターに通園する保護者	
期間	通年	

取組	肢体不自由児療育訓練交通費助成事業	社会福祉課児童家庭係
目的	肢体不自由児療育訓練に通う際の保護者の交通費を支給することにより、経済的な負担軽減を図り、障がい児の福祉の増進に努める。	
内容	自宅より訓練を行う施設まで、ハイヤー料金の一部を申請により支給する。	
対象	市内に住所を有し、肢体不自由児療育訓練に参加する児童の保護者	
期間	通年	

取組	重症心身障害児等通園施設交通費助成事業	社会福祉課社会福祉課
目的	在宅の重症心身障がい児（者）が通園施設（北海道が設置する重症心身障がい児等通園施設）に通う場合、通園施設が行う送迎バス料金の一部を助成する。	
内容	自宅より重症心身障がい児通園施設まで通園する公共交通機関の往復交通費の一部を申請により支給する。	
対象	市内に住所を有し、重症心身障がい児通園施設に通園する児童の保護者	
期間	通年	

取組	特別支援学級就学扶助	学務課学校教育係
目的	児童生徒の特別支援学級就学に鑑み、保護者負担の軽減を図る。	
内容	審査該当となった保護者に学用品費、給食費、通学費等の扶助を行う。	
対象	特別支援学級に就学している児童生徒の保護者	
期間	通年	

12 子ども・子育てに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する北海道が行う施策との連携

本市では、子ども・子育てに関する専門的な知識及び技術を要する以下の支援に対し、北海道が行う施策との連携を図ります。

- (1) 児童虐待防止策に関する北海道が行う施策との連携
北海道が行う「児童虐待防止策」に関する施策との連携を図ります。
- (2) ひとり親家庭の自立支援の推進に関する北海道が行う施策との連携
北海道が行う「ひとり親家庭の自立支援の推進」に関する施策との連携を図ります。
- (3) 障がい児施策の充実に関する北海道が行う施策との連携
北海道が行う「障がい児施策の充実」に関する施策との連携を図ります。

13 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進

仕事と生活を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。

仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取り組みの共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

(1) 働きやすい職場環境の整備

保育や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

取組	労働環境の改善促進	商工労働観光課企業労政係
目的	男女労働者が働きながら子どもを生み育てやすい雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立の負担の軽減を図る。	
内容	関係機関と連携して「育児・介護休業制度」や「育児短時間勤務制度」の啓発・普及に努める。	
対象	市民全般	
期間	通年	

取組	女性の労働支援	商工労働観光課企業労政係
目的	働く女性が性別により差別されることなく、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を図る。	
内容	「女性差別撤廃条約」や「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」の法律等に基づき、関係機関と連携して啓発・普及に努める。	
対象	市民全般	
期間	通年	

(2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への育児休業等の制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。併せて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを促進していきます。

14 砂川市次世代育成支援地域行動計画の動向と課題及び施策の方向

(1) 社会全体で子育てを支える

【施策展開の基本方針】

社会全体で子どもが健やかに育つための施策や、育児不安や経済的負担を緩和するための施策などを推進します。

【動向と課題】

ニーズ把握調査の結果で、「あなたは、子育てに関して不安や負担を感じますか。」という設問に対して、就学前児童世帯で「やや不安や負担を感じる」が33%、「とても負担を感じる」が6%でした。「地域子育て支援拠点事業である子育て支援センターの利用」については22%で、今後の利用意向は、「利用していないが、今後利用したい」が21%、「既に利用しているが今後日数を増やしたい」が15%でした。

子育て支援センターは、平成17年ひまわり保育園開設に合わせ事業が開始され、平成19年にさくら保育園と併設され移転開設し、利用者は年々増加しています。

子育てに関する相談指導・支援については、子育て支援センターのにこにこ広場・にこにこサロン等の事業実施により、育児相談や子育てサークルへの支援を行っています。また、地域に対しては、地域交流センターゆうや北・南地区のコミュニティセンターでのサテライト事業による相談・情報提供、施設に来られない方などを対象としての家庭訪問事業などを実施する子育て支援体制を整備しています。

また、ひとり親家庭は、年々増加傾向にあり、生活問題や子どもの養育など様々な悩みを抱えているなか、経済的にも負担が大きくなっています。子育ての不安や悩み、支援を必要とする家庭に対しては、母子・父子自立支援員が窓口となって相談・助言を行っているほか、経済面では、自立に向けた支援事業の実施や手当・貸付金の支援を行っています。

近年の厳しい経済状況の中、特に母子家庭の母は十分な準備のないまま就業すること、また就業先が見つからないなど生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況にあるため、就職につながる支援が必要です。また、最近では、厳しい経済状況から父子家庭の収入も厳しくなっているなど、ひとり親家庭の生活状態・悩みを把握し、支援していくことが課題となっています。

ア 子育てに対する支援体制の充実

【施策の方向】

現在、子育て支援サービスは福祉（保育等）、母子保健、教育など各部署が担当しており、相談の受付や情報の提供もそれぞれで行っていますが、子育て支援センターはこの中核的な施設であり、ここを拠点にコミュニティセンターや地域交流センターゆうにも保育士が訪問し、子育て支援センターのサテライト事業を実施しています。

子育て支援センターでは、子育て家庭の親子や子育てサークルが、気軽に集える場の提供や子育てに関する情報提供を行い、子育て中の親の悩みや育児不安の軽減を図るよう子育て支援を推進します。

① 子育て支援センター

1	にこにこ広場 （社会福祉課児童家庭係）
目的	保育士による情報提供、親子や子ども同士と一緒に遊びながら交流を深める場を提供することにより子育て支援を推進する。
内容	保育士が歌や体操、季節ごとの工作遊びやゲームなど、親子や子ども同士と一緒に遊べるプログラムを作成し実施する。
対象	0歳～就学前の親子（登録制）
期間	通年
2	にこにこサロン （社会福祉課児童家庭係）
目的	親子や子ども同士と一緒に遊びながら交流を深める場を提供し、子育て支援を推進する。
内容	親子や子ども同士と一緒に遊んだり、親同士の子育てについての情報交換の場を提供する。
対象	0歳～就学前の親子
期間	通年
3	にこにこ開放日 （社会福祉課児童家庭係）
目的	子育て支援センターを利用する子育てサークルや少人数のグループに情報交換や交流の場を提供し、子育てサークルの育成と自主活動を支援する。
内容	子育てサークルに子育て支援センターの専用室を無料開放する。希望があれば、保育士が活動のお手伝いをしたり相談に応じる。
対象	子育てサークル（就学前の児童とその保護者）
期間	通年

② 地域交流センター ゆう

4	子ども交流ゾーン （社会教育課社会教育係）
目的	中心市街地の活性化を目指す地域交流センターにおいて、子育て支援と児童の健全育成を図る。
内容	子ども交流ゾーンにおいては、乳幼児を持つ保護者への支援として遊びや活動の場の提供、子育てに関する相談や情報提供を図るとともに、児童においてはボランティア等の協力によって文化の伝承や体験学習、交流センターの各機能を有効に活用するなど子ども同士や世代間の交流を進め、子ども創造性や社会性を育むなど健全な育成を図る場とする。
対象	市民全般
期間	通年

③ コミュニティセンター

5	キッズルーム （市民生活課生活交通係）
目的	子どもたちが自由に遊ぶことのできるキッズルームを北と南のコミュニティセンター内に設置することにより、親子連れや子どもたちが、安心して、気軽に集うことができる交流の場を提供する。
内容	利用料は無料で幼児用遊具や巡回文庫（児童書）が配備されている。
対象	市民全般
期間	通年

④ 公民館

6	公民館を利用する子育てサークルの支援 （社会教育課文化学習係）
目的	子育て活動（情報交換、交流等）を行うサークルに活動の場を提供し、子育てサークルの育成と自主活動を支援する。
内容	砂川市公民館条例及び砂川市公民館条例施行規則により、公民館で活動する子育てサークルの使用料を免除する。
対象	公民館で活動する子育てサークル
期間	通年

⑤ 保育所（園）

7	保育所（園）開放事業 （社会福祉課児童家庭係）
目的	家庭で子育てをしている保護者に対する子育て支援として、保育所（園）を開放することで、遊びの場の提供や保護者同士の交流、保育士等による子育てに関する相談を実施することで、保護者の子育ての負担軽減を図る。
内容	児童は、同じ年齢のクラスの園児と一緒に遊び、保育を体験する。保護者には、保育の様子を見てもらうとともに、育児相談を行う。
対象	市内在住の就学前の未就園児と保護者
期間	年10回

⑥ 地域における子育て支援

8	どさんこ・子育て特典制度 （社会福祉課児童家庭係）
目的	市と商工団体、企業等の理解と協力を得ながら、社会全体で子育てを支援していく仕組みづくりの一環として、子育て支援買物特典制度を実施する。
内容	妊婦の方及び小学校までの子どもがいる世帯が、本市の協賛している店舗などで、保護者同伴で買物などをした場合、認証カードを提示することにより特典を受けられる。 特典内容：協賛店が独自に決めたもの（ポイントアップやドリンク無料サービスなど）。
対象	妊婦の方及び小学生までの子どもがいる世帯、商工団体、企業等
期間	通年

⑦ 公共施設等を利用した子育て支援

9	おむつ交換や授乳等の公共施設の利用 （関係課）
目的	乳幼児を抱える保護者の子育て支援と施設の有効活用の観点から、外出中におむつ交換や授乳などで利用するための公共施設を提供し、希望者に対して利用促進に向け取り組みを図る。
内容	乳幼児を連れて外出する保護者がおむつ交換や授乳のために、公共施設を利用した場合、おむつ交換台や授乳のための場所を提供する。
対象	乳幼児の親子
期間	通年

イ 子育てに対する相談体制の充実

【施策の方向】

子育てをめぐる社会的環境は、核家族化の進行により、家族や地域に大きな変化を生じさせています。孤立化した家庭における子育ては、育児不安や負担感をもたらし、「身近に相談する人がいない」と感じる人が増えています。

子育て支援センターでは、子どもが健やかに育つため、気軽に相談でき、育児に関する情報を入手できるよう、子育てに関する相談指導を行い、不安の解消に努めます。

また、乳幼児のいる家庭に保健師や保育士等が訪問し、子育てなどに関する相談に応じ、母子の健康保持と育児支援を図ります。

① 子育て支援センター

10	子育てに関する相談 （社会福祉課児童家庭係）
目的	子育てに関する不安を解消するため、相談指導を行う。
内容	保育士が、保護者からの子育てに関しての相談を受け、助言や情報提供を行う。（電話相談・面接相談・メール相談）
対象	0歳～就学前の親子
期間	通年

11	訪問事業 （社会福祉課児童家庭係）
目的	子どもの発育・発達を確認するとともに、安心して子育てができるよう個別の状況を判断しながら相談に応じ支援する。
内容	交通手段がない、又は病気などで子育て支援センターに来られない方等を対象に、保育士が家庭訪問し、児童と一緒に遊んだり保護者の子育てに関する悩みや相談に応じ、助言や情報提供を行う。
対象	0歳～就学前の親子
期間	通年

② ふれあいセンター

12	乳児家庭全戸訪問事業 （ふれあいセンター保健係）
目的	すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。
対象	生後4か月までの親子
期間	通年

ウ 子育て支援のネットワークづくりと情報提供

【施策の方向】

子どもは社会の宝という視点に立って、子育てを社会全体で担うことが必要であり、そのためには子どもたちが生活している地域社会の連携、協力が大切です。

子育てから手が離れた市民を中心に、子育て支援ボランティアの育成支援に努め、地域住民の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業を実施し、通常の保育サービスでは対応しきれない保育ニーズに対処いたします。

また、子育てに関する適切な各種情報提供を行うため、市広報紙、市ホームページ、おたより等で子育てについての制度紹介に努めます。

① ファミリー・サポート・センター事業

13	ファミリー・サポート・センター事業 （社会福祉課児童家庭係）
目的	地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者による会員登録制の相互援助活動組織をつくり、地域における子育て支援環境づくりに努める。
内容	急な残業時や保育所への送迎時などといった突発的で変動的な保育ニーズに対応するため、地域において育児の援助が必要な人（依頼会員）と子どもを預かることのできる人（協力会員）による会員登録制の相互援助活動組織をつくり、依頼に応じて協力者により保育を実施し、子育て中の保護者の育児をサポートする。（料金は、別途徴収する。）
対象	児童は、1歳から小学校6年生。協力会員は、市民全般。
期間	通年

② 子育て情報の提供

14	子育て支援センター機関紙の発行 （社会福祉課児童家庭係）
目的	子育て支援センターの事業の周知や子育てに関するワンポイントアドバイスを掲載した、おたよりを発行することで、保護者に対する情報提供、支援を行う。また、市ホームページにも掲載し周知する。
内容	上記内容のおたよりを定期的に発行し、周知する。
対象	保護者
期間	月1回
15	オアシス通信の発行 （社会教育課社会教育係）
目的	市民自らが学習意欲を高め、主体的に学習活動に参加することができるように市民に親しみと関心の持てる情報を提供する。また、オアシス通信をとおして各団体と社会教育行政の関係を強化していく。
内容	各保育所、幼稚園、各小中学校の全児童生徒、関係機関等に配布、各町内会で回覧
対象	市民全般
期間	月1回

エ 子育てに対する経済的支援

【施策の方向】

地域経済の低迷が続くなか、家計に占める子育ての経済的負担は大きくなっています。

本市では、子育て家庭への経済的支援のため児童手当など各種手当を支給し、家庭における生活の安定、経済支援に努めます。

子どもを養育する保護者に対して、乳幼児の医療費の一部を助成することにより、子育てに対する経済的負担の軽減を図ります。

幼稚園に入園している園児の保護者に対し、所得に応じ保護者負担の軽減を図ります。また、経済的理由により就学に支障があると認められる小中学校の保護者を対象に、学用品費、給食費、医療費などの扶助を行います。

① 手当等の支給

16	児童手当支給事業 （社会福祉課児童家庭係）
目的	児童を養育している者に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成に努める。
内容	児童を養育する者の申請により、対象となった者に児童手当を支給する。
対象	中学校修了までの児童を養育している者
期間	通年（定期払い 年3回）

17	特別児童扶養手当支給事業 （社会福祉課児童家庭係）
目的	障がい児の福祉の増進に寄与するとともに、在宅障がい児の監護や養育をする者に対する経済支援に努める。
内容	知的又は身体的に障がいがある20歳未満の児童を養育している者が、特別児童扶養手当を受けようとするときに、相談に応じるとともに申請を受ける。
対象	知的又は身体的に障がいがある20歳未満の児童を養育している者
期間	通年（定期払い 年3回）
18	災害遺児手当支給事業 （社会福祉課児童家庭係）
目的	災害による遺児を養育している者に手当を支給し、遺児の健全な育成を助長するとともに福祉の増進に努める。
内容	遺児を養育している者の申請により、受給資格の認定を受けた者に災害遺児手当を支給する。
対象	災害による遺児を養育している者
期間	通年（定期払い 年2回）
19	障害児福祉手当支給事業 （社会福祉課社会福祉係）
目的	重度の障がいの状態にあり日常生活において常時介護を必要とする障がい児に手当を給付することにより、当該児や介護者の負担の軽減に努める。
内容	重度の障がい児であって、基本的には2つ以上の障がい重複することにより日常生活において常時介護を必要とする当該児童へ手当を支給する。
対象	上記に該当する児童
期間	通年（定期払い 年3回）
20	生活保護 （社会福祉課保護係）
目的	生活困窮世帯に対して困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長に努める。
内容	申請に基づき審査を行い、必要がある場合、生活扶助などを行う。児童養育加算、教育扶助など子育ての経済的支援がある。 また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活困窮者に対して生活保護の適用を含む各種支援が早期に開始できるよう、関係機関との連携を一層強化する。
対象	支援が必要となる生活困窮世帯
期間	通年（定期払い 毎月）

② 医療費の助成

21	乳幼児医療事業 （市民生活課保険係）
目的	医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに、福祉の増進に努める。
内容	申請により対象となった者の医療費の一部を助成。（平成13年4月1日以降生れは所得制限あり） 就学前の子どもは、自己負担なし。低所得の方（市民税非課税世帯）の自己負担は初診時一部負担金のみ。一般の受給者の自己負担は1割負担。
対象	児童（0歳～就学前、小学1～6年生（入院のみ））
期間	通年
22	ひとり親家庭等医療事業 （市民生活課保険係）
目的	医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに、福祉の増進に努める。
内容	申請により対象となった者の医療費の一部を助成。（所得制限あり） 就学前の子どもは、自己負担なし。低所得の方（市民税非課税世帯）の自己負担は初診時一部負担金のみ。一般の受給者の自己負担は1割負担。児童を扶養・監護している者は入院時のみ助成対象。
対象	ひとり親家庭の母又は父に扶養、監護又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で扶養されている20歳未満の児童
期間	通年
23	重度心身障害者医療事業 （市民生活課保険係）
目的	医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに、福祉の増進に努める。
内容	申請により対象となった者の医療費の一部を助成。（所得制限あり） 就学前の子どもは、自己負担なし。低所得の方（市民税非課税世帯）の自己負担は初診時一部負担金のみ。一般の受給者の自己負担は1割負担。
対象	医療保険に加入し、身体障害者手帳（1・2級と3級で内部障がいに限る）、療育手帳（A判定）又は重度の知的障がいと診断（判定）された方
期間	通年

③ 交通費の助成

24	子ども通園センター交通費助成事業 （社会福祉課児童家庭係）
目的	心身の発達や成長に心配や遅れのある就学前児童が、子ども通園センターに通園する際の保護者の交通費を助成することで、経済的な負担軽減を図り福祉の増進に努める。
内容	自宅より子ども通園センターまで、療育指導を受けるために通う公共交通機関の往復交通費の一部を申請により支給する。
対象	市内に住所を有し、就学前児童とともに子ども通園センターに通園する保護者
期間	通年

25	肢体不自由児療育訓練交通費助成事業 （社会福祉課児童家庭係）
目的	肢体不自由児療育訓練に通う際の保護者の交通費を支給することにより、経済的な負担軽減を図り、障がい児の福祉の増進に努める。
内容	自宅より訓練を行う施設まで、ハイヤー料金の一部を申請により支給する。
対象	市内に住所を有し、肢体不自由児療育訓練に参加する児童の保護者
期間	通年
26	重症心身障害児等通園施設交通費助成事業 （社会福祉課社会福祉係）
目的	在宅の重症心身障がい児（者）が通園施設に通園する交通費を助成することにより、経済的な負担軽減を図り、重症心身障がい児の福祉の増進に努める。
内容	自宅より重症心身障がい児通園施設（北海道が設置する重症心身障がい児等通園施設）に通う場合、通園施設が行う送迎バス料金の一部を助成する。
対象	市内に住所を有し、重症心身障がい児通園施設に通園する児童の保護者
期間	通年

④ 就学援助制度

27	就学援助制度 （学務課学校教育係）
目的	経済的な事由により義務教育において就学に支障のある児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行う。
内容	審査該当となった保護者に学用品費、給食費、医療費等の扶助を行う。
対象	小中学校に就学している児童生徒の保護者
期間	通年
28	特別支援学級就学扶助 （学務課学校教育係）
目的	児童生徒の特別支援学級就学に鑑みて、保護者負担の軽減を図る。
内容	審査該当となった保護者に学用品費、給食費、通学費等の扶助を行う。
対象	特別支援学級に就学している児童生徒の保護者
期間	通年

⑤ 幼稚園就園奨励費補助制度

29	幼稚園就園奨励費補助制度 （学務課学校教育係）
目的	幼稚園就園の保護者負担を経済的に軽減し、就学前教育の機会の充実に資する。
内容	幼稚園の入園料及び保育料を市民税所得割区分に応じて補助額を決定し支給する。
対象	子どもを公・私立幼稚園に就園させている市内在住の保護者
期間	通年（年2回支給）

⑥ 助産施設

30	助産施設措置事業 （社会福祉課児童家庭係）
目的	児童福祉法に基づき、経済的困難な妊産婦のために助産施設を設けることで、当該世帯の福祉の増進に努める。
内容	助産のために市立病院内に2床設ける。出産予定日の30日前までに、申請を受け入所承諾をした者に分娩費と出産の日から7日間の入院費を措置する。
対象	妊産婦
期間	通年

オ ひとり親家庭の自立支援

【施策の方向】

ひとり親家庭が安定した生活を送れるよう関係機関と連携して、相談・自立支援に努めます。

子どもを健やかに育成するための経済支援として、母子父子家庭等に対し児童扶養手当の支給や母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを実施しています。

ひとり親家庭、特に母子家庭は、経済的や精神的に不安定な状態にあり、生活面から子育てに関する悩みを多く抱えています。本市では、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭に対する総合的な相談窓口として、相談に対する助言・情報提供を行い、家庭生活の安定と向上に努めます。

また、母子家庭の母は、就業経験が少なかったり、結婚・出産等で就業が中断している場合が多く、就職に際し十分な準備がないまま、生活のため職に就かなければならないことから、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業能力の向上を図り、適切な職業の選択を行うことができるよう自立支援に努めます。

また、市営住宅優先入居枠を確保し、母子世帯が安心して生活できる場を提供しています。

① 手当等の支給

31	児童扶養手当支給事業 （社会福祉課児童家庭係）
目的	児童を養育している母子父子家庭等に対して手当を支給することにより、生活の安定と自立の促進に努める。
内容	母子父子家庭等で児童を養育している者の申請により、受給者資格及び児童扶養手当の額について認定を行い、対象となった者に児童扶養手当を支給する。
対象	母子父子家庭等で児童を養育している者
期間	通年（定期払い）年3回

32	母子・父子・寡婦福祉資金貸付 （社会福祉課児童家庭係）
目的	母子父子家庭等を対象とした福祉資金の貸付けにより、その家庭の経済的自立が助長されるよう努める。
内容	資金の種類は13種類あり、対象者、償還、利子についても取扱いが異なるため、制度の説明や相談に応じ、目的に応じた資金の貸付けの申請を受ける。
対象	母子家庭の母及び父子家庭の父、母子福祉団体、父母のない児童
期間	通年

② 相談・指導

33	母子父子家庭相談 （社会福祉課児童家庭係）
目的	母子父子家庭等からの相談を母子・父子自立支援員が応じることにより、その家庭の自立支援を促進するとともに、家庭生活の安定及び向上に努める。
内容	福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、母子父子家庭等からの相談に対応する。
対象	母子父子家庭等
期間	通年

③ 就労等支援

34	母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業 （社会福祉課児童家庭係）
目的	母子家庭の母又は父子家庭の父は、職業経験が乏しく技能も十分でない方も多く、就職に際し十分な準備がないまま、生活のために職に就かなければならない状況にあることから、個々の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子・父子家庭の自立の促進を図り、家庭生活の安定及び向上に努める。
内容	母子家庭の母及び父子家庭の父が資格を取得するため、対象となる教育訓練の受講のために本人が支払った費用の一部を支給する。
対象	母子家庭の母及び父子家庭の父
期間	通年
35	母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業 （社会福祉課児童家庭係）
目的	母子家庭の母又は父子家庭の父は、職業経験が乏しく技能も十分でない方も多く、就職に際し十分な準備がないまま、生活のために職に就かなければならない状況にあることから、個々の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子・父子家庭の自立の促進を図り、家庭生活の安定及び向上に努める。
内容	母子・父子家庭の母及び父が就業に結びつきやすい資格を取得するための養成機関での受講に際し給付金等を支給することにより、生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にする。
対象	母子家庭の母及び父子家庭の父
期間	通年

36	母子・父子自立支援プログラム策定事業 （社会福祉課児童家庭係）
目的	個々の児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、これを基に公共職業安定所と連携することにより、継続的な相談及び情報提供を充実させ、就業・自立支援を行う。
内容	自立・就労に対する意欲がある児童扶養手当受給者に対し、母子・父子自立支援員が、自立目標や支援内容を設定した自立支援プログラムを作成し、公共職業安定所と十分に連携し、自立・就労への支援を行う。
対象	児童扶養手当受給者
期間	通年
37	母子世帯向け住宅の管理 （建築住宅課住宅係）
目的	母子世帯向けの住宅の確保を図ることにより、母子家庭における生活の安定と福祉の増進に努める。
内容	20歳未満の子どもを扶養している母子で、公営住宅への入居を希望している者に対して優先的に措置できるよう、公営住宅の一部（三砂団地D棟3F6戸）を特定目的住宅として管理する。
対象	20歳未満の子どもを扶養している母子
期間	通年

（2）子どもの健康づくりを支える

【施策展開の基本方針】

安心して子どもを産み育てていくための母子保健に関する施策などを推進します。

【動向と課題】

平成25年度のふれあいセンターの「妊婦一般健康診査受診票使用状況」では、163人の届出者の内、26年度に使用予定の4人を除く全員が受診しています。このように、ほとんどの妊婦は定期的に健診を受診していますが、健診のみならず妊婦自身の生活のありようが出産やその後の育児にも影響していくことから、妊娠期からの健康管理が重要となります。

平成21年度は妊婦一般健康診査の助成を拡大し、受け入れ体制を整えるとともに、母子健康手帳交付時の面接指導や妊婦訪問、マタニティスクール等の充実を図ってきました。また、砂川市立病院では助産師外来を開設するなど、妊娠期からの支援強化に努めています。生活習慣の変化や家庭基盤の脆弱なケースが増加するなど妊娠や出産を取り巻く環境は大きく変化しており、関係機関が連携して課題を共有しながら継続した支援体制を構築していくことがますます必要となってきています。

乳幼児健診では、育児支援が必要なケースが増加しています。就学前児童の保護者に対するニーズ把握調査からも、子育てに対しての不安感や負担感を39%の方が感じており子育てへの戸惑いや不安を抱えていることが伺えます。親自身が子どもの成長発達を理解し、成長に必要な条件を選択していけるよう、育児に関する正しい知識や技術の普及を図りながら相談体制の充実と、仲間づくり等を通じて子育てへの不安を軽減していくことが必要となります。また、子どもを取り巻く食環境は大きく変化し、家庭における食事の希薄化、孤食や欠食、やせ・肥

満など生涯にわたる健康への影響が懸念されています。食についての正しい知識と選択する力を育み、健全な食生活が実践できるよう子どもにかかわる関係機関が連携して食育を推進していくことが課題であると考えます。

3歳児う歯（虫歯）罹患率は年々減少し全道平均よりも低率で推移していましたが、平成20年度から増加に転じています。また、平成23年度の学齢期の歯科疾患の指標となる12歳児の1人平均う歯（虫歯）数は、3.98本で、全国平均1.20本、全道平均1.8本に比べ非常に多い状況となっています。よく噛んでおいしく食べることは健康な生活の基本であり、生涯にわたって歯や口の健康を守るための歯科保健対策を充実させていくことが課題となっています。

平成21年度に実施した調査では、子育て支援の充実施策に期待する項目として、「医療機関・救急体制の整備」という回答が、就学前児童世帯で、46%寄せられていましたが、平成22年10月の市立病院の改築、平成24年には、救命集中治療センター、救命救急センターの設置など、本市の医療機関・救急体制がより充実したものになりましたが、今後も、子どもの病気は、親にとって最も心配なことです。発病した場合に、適切な医療機関に受診できるよう、保護者に対し病気に関する知識や地域の医療機関に関する情報を提供しつつ、緊急時の医療体制を継続維持していくことが求められています。

ア 母子保健サービスの充実

【施策の方向】

子どもたちが健やかに生まれ、心身ともに健康に育ち、さらに環境に適応できる子どもとして育てられるためには、その両親、特に母親の健康状態と密接な関係があることから、母子ともに健康の保持・増進するための支援が大切と考えます。

妊娠期から医学的管理と保健指導を適切に行い、妊産婦訪問、新生児訪問等の妊産婦に対する必要な訪問指導、また乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、関係機関との連携を強化しながら、乳幼児健診、相談など母子保健活動の充実を図ります。

また、両親が出産や育児に必要な情報を得るため、訪問指導や健康相談などの実施により、保健情報の提供と啓発を図り、親自身が子どもの成長発達を理解し、成長に必要な条件を選択していけるよう支援していきます。

感染症のまん延を予防するため、予防接種に関する知識の普及と相談を実施しています。

また、妊産婦や乳幼児を対象とした健康診査の実施及び健康診査後の事後フォローにより、疾病・障がいの早期発見・早期治療を図ります。

小児医療については、保健所、医師会などの関係機関と連携しながら、子どもへの医療体制の充実を図ります。

① 妊産婦とその家庭への支援

38	母子健康手帳交付・妊婦一般健康診査事業 （ふれあいセンター保健係）
目的	妊娠期の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導を行い、安全な分娩と健康な児の出生を促す。
内容	妊娠届出時、母子健康手帳と妊婦一般健康診査受診票 14 枚を発行し、健診の受診を促す。健診は委託医療機関において実施。
対象	妊婦
期間	通年実施
39	妊婦すこやかセミナー （ふれあいセンター保健係）
目的	妊娠・出産に関する正しい知識の普及。夫婦がそろって妊娠・出産・育児の心の準備ができる。妊婦同士の交流を通し妊娠・育児の相談相手、友達づくりができる。
内容	就労妊婦や父親が参加しやすいよう日曜日に設定し、夫婦で主体的な妊娠・出産・育児ができるよう、講演会や沐浴実習、妊婦擬似体験を行う。
対象	妊婦とその家族
期間	年4回
40	妊産婦訪問指導 （ふれあいセンター保健係）
目的	妊娠・出産を安心して迎えられ、その後に続く育児においても、母親が安心して育児ができるよう個別の状況を総合的に判断しながら支援をし、母子の健康の保持増進を図る。
内容	全初妊婦・妊娠 8 か月以降届出の者・異常の既往などで支援の必要な者を対象に家庭訪問を実施し、種々相談・指導を行う。産婦の対象は乳児家庭全戸訪問事業に準じる。
対象	妊産婦
期間	通年実施
41	新生児・乳児・幼児訪問指導 （ふれあいセンター保健係）
目的	妊娠・出産を安心して迎えられ、その後に続く育児においても、母親が安心して育児ができるよう個別の状況を総合的に判断しながら支援をし、母子の健康の保持増進を図る。
内容	新生児：こんにちは赤ちゃん事業を兼ね全新生児を対象に家庭訪問を実施。乳幼児：健診などで支援が必要と判断したもの、心身障がい児、健診未受診者などを対象に家庭訪問を実施。
対象	0歳～就学前までの親子
期間	通年実施

42	特定不妊治療費助成事業 （いれあいセンター保健係）
目的	近年、結婚年齢や妊娠・出産年齢が上昇し、不妊治療を受ける夫婦が増加している。不妊治療に係る費用については保険適用外であり高額な費用が必要となることから、不妊治療を受ける者の経済的負担を軽減し、子どもを望む夫婦が妊娠・出産できる環境を整備する。
内容	不妊治療のうち体外受精及び顕微授精を受ける者に1回につき15万円を上限に助成する。
対象	特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦で、次の要件をすべて満たす者 ①北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱による助成の決定を受けた者 ②夫婦のいずれかが市内に住所を有する者 ③同一の治療に対して他の市町村から同様の助成を受けていない者
期間	通年実施
43	妊婦健康相談 （いれあいセンター保健係）
目的	妊婦一人ひとりの健診結果に基づいた保健・栄養指導を実施し、母体の健康管理を促すとともに、食について学ぶ機会とする。
内容	母子手帳交付時及び妊娠中期に保健師・栄養士が面談し、妊婦健康診査結果に基づいた保健・栄養指導を実施する。
対象	妊婦とその家族
期間	通年実施

② 乳幼児への支援

44	乳児健康診査 （いれあいセンター保健係）
目的	乳児の発育・発達が順調であることを確認するとともに、疾病・障がいの早期発見・早期療育を図り心身の健全な発達を促す。また、母親が育児相談に応じ育児不安の軽減を図る。
内容	身体計測・医師診察・栄養指導・保健指導を実施。6～7か月児には離乳食講習会及びブックスタート（図書館主催）も同時実施している。
対象	3～4か月児・6～7か月児
期間	月1回
45	1歳6か月児・3歳児健康診査 （いれあいセンター保健係）
目的	幼児の発育・発達が順調であることを確認するとともに、疾病・障がいの早期発見・早期療育を図り、心身の健全な発達を促す。また、母子の育児相談に応じ育児不安の軽減を図る。
内容	身体計測・歯科検診・内科健診・栄養指導・歯磨き指導・保健指導・遊びの提供などを実施。希望者にはフッ素塗布も同時実施している。
対象	1歳6か月児・3歳児
期間	2か月に1回

46	フッ素塗布事業 （ふれあいセンター保健係）
目的	予防処置及び保健指導を継続的に実施することで口腔衛生に対する関心を高め、幼児の虫歯予防、歯科疾患の早期発見・早期治療を図る。
内容	歯科検診・保健指導・予防処置としてのフッ化物歯面塗布を実施。
対象	1歳6か月～6歳児
期間	年6回
47	フッ化物洗口推進事業 （ふれあいセンター保健係・学務課学校教育係）
目的	幼児期から集団でフッ化物洗口を行うことによって、親の意識に左右されず子どもの永久歯の虫歯予防ができるとともに、子どもたちの歯科保健に対する意識の向上と、生涯に渡る口腔の健康づくりに寄与できる。
内容	市内保育所・幼稚園・小学校（年齢を引き上げながら中学校まで実施）に通う児童を対象に、フッ化物によるブクブクうがいを、週1回昼食後集団で実施する。
対象	4～14歳児
期間	通年実施

③ ふれあい機会の提供

48	1歳パクパクひろば （ふれあいセンター保健係）
目的	乳児期から幼児期へ移行する節目の時期に、母親が子どもの成長過程を理解し、子どもの成長に応じた育児ができるようになる。また、親子の交流を通じて、育児不安の解消と仲間づくりができる。
内容	身体計測・育児交流・離乳食の試食と栄養指導・歯磨き指導・生活面の保健指導等集団で実施。また必要に応じて個別相談も実施。
対象	1歳児の親子
期間	月1回

④ 小児医療の充実

49	小児医療の充実 （砂川市立病院・空知医師会）
目的	子どもたちが地域において、いつでも安心して医療サービスが受けられるよう小児医療の充実に努める。
内容	砂川市立病院では周産期の中心医療機関として、平成16年度には産婦人科医師・小児科医師の増員が図られたところである。休日の診療体制は初期救急医療として空知医師会の協力を得て在宅当番医制で実施するとともに、砂川市立病院でも休日夜間の初期救急医療を担っている。また、二次救急医療としては、砂川市立病院、市立赤平総合病院、滝川市立病院の3病院が輪番制で小児救急医療を担っており、小児科医師の院内待機あるいはオンコール制で対応している。
対象	市民全般
期間	通年

50	予防接種事業 （ふれあいセンター保健係）
目的	感染症の発生及びまん延を予防する。
内容	BCGは集団接種として年12回ふれあいセンターで6～7か月児健診に併せて実施。4種混合・2種混合・麻しん風しん混合・ヒブ・小児用肺炎球菌・水痘・子宮頸がん予防ワクチンは個別接種として市内各医療機関で実施。新しいワクチンの定期接種化があれば、随時周知対応していく。
対象	予防接種法に基づき定期接種の対象となる市民
期間	個別接種は通年実施
51	養育者支援保健・医療連携システム事業 （ふれあいセンター保健係）
目的	医療機関と地域保健機関が連携し、妊娠期・周産期から乳幼児及び18歳以下の児童等の養育支援を必要としている家庭を積極的に把握し、早期に適切な支援に結びつける体制を推進する。
内容	養育支援を必要としている家庭について、「医療機関から地域保健機関への情報提供」、「地域保健機関による支援の実施」、「地域保健機関から医療機関への支援実施結果報告」の一連の過程を実施する。また、事業の効果的な推進と継続支援の充実のため必要に応じて養育支援連絡会議を開催する。
対象	市民全般
期間	通年

イ 食育の推進

【施策の方向】

望ましい食習慣を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本となることから、食習慣の基盤づくりとなる乳幼児期における親支援を充実させるため、妊娠期からの食支援や離乳期への支援など、保健師や栄養士による講習会の開催や食に関する相談を実施します。

また、給食関係者が必要に応じて情報交換を行い、保育所や学校訪問している栄養職員、砂川市食生活改善協議会等のボランティア団体との連携を進めながら、子どもたちの発達段階に応じた食の指導と食事づくり等の体験学習の機会を広めるなど、子どもたちの「食べる力」を豊かに育む支援を推進していきます。

子どもの食をめぐるのは、発育・発達の重要な時期にもかかわらず、朝食の欠食・栄養の偏り・小児肥満の増加など問題は深刻化しています。心身の発達に必要な食についての理解を深めるため、給食や家庭科などの関連教科をとおして、食に関する指導の充実に努めます。

① 家庭における食育

52	妊婦健康相談 （ふれあいセンター保健係）
目的	妊婦一人ひとりの健診結果に基づいた保健・栄養指導を実施し、母体の健康管理を促すとともに、食について学ぶ機会とする。
内容	母子健康手帳交付時及び妊娠中期に保健師・栄養士が面接し、妊婦健康診査結果に基づいた保健・栄養指導を実施する。
対象	妊婦とその家族
期間	通年実施
53	ふれあいクッキングびぎな一ず （ふれあいセンター保健係・子育て支援センター）
目的	子育て中の親たちが、おやつ作りなどの体験学習をとおして、食に対する関心を高め子どもの発達段階に応じた食について学ぶ機会とするとともに世代間交流を図る。
内容	食生活改善協議会主催の事業で、子育て支援センターを利用している親子を対象に、食生活改善協議会が勧める簡単なおやつ調理実習と試食を行う。
対象	子育て支援センター利用者
期間	年3回
54	離乳食講習会 （ふれあいセンター保健係）
目的	食の基本となる離乳食期を適切に経過することで乳幼児の健全な成長・発達を促すとともに、乳幼児期からの正しい食習慣の確立を図る。
内容	6～7か月児健診において、個別の栄養相談のほかに、離乳食初期から中期にかけての見本を展示しその試食をとおして、離乳の進め方や味付けなどを具体的に学習する。
対象	6～7か月児
期間	月1回
55	お母さんのための料理教室 （ふれあいセンター保健係）
目的	家族の健康管理を担う「お母さん」が食の大切さを学び、料理のレパートリーを広げながら家族の食生活を豊かにするとともに、核家族化が進む中、お母さん同士の交流を図る。
内容	食生活改善協議会主催の事業で、「お母さん」を対象に調理実習や試食、栄養についての学習、レクリエーションなどを実施する。
対象	母親
期間	年1回
56	親と子の料理教室 （ふれあいセンター保健係）
目的	子どもの頃からからだに良い食べ物を選ぶ力を育て、「食」の大切さを学び、好ましい食習慣と豊かな心を身につける。
内容	食生活改善協議会主催の事業で、小学生とその親を対象に調理実習や試食、栄養についての学習、レクリエーションなどを実施する。
対象	小学1～6年生の児童とその親
期間	年2回

② 乳幼児の食育

57	保育所・幼稚園における食育 （社会福祉課児童家庭係など）
目的	幼児期の児童が「食」に対して興味、関心を高めるとともに、その大切さを理解することで、好ましい食習慣を身に付けるよう努める。
内容	保育や幼児教育の一環として、規則正しい食生活や偏食の防止など「食」の大切さを伝える。
対象	保育所及び幼稚園に通所（園）している児童
期間	通年

③ 学校教育における食に関する指導

58	小中学校における食に関する指導 （学校：学務課指導主事）
目的	生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることを目指し、児童生徒一人ひとりが正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身に付け、食事をとおして自らの健康管理ができるようにするとともに、楽しい食事や給食活動を通じて豊かな心を育成し、社会性を涵養する。
内容	各学校において、学校教育目標に基づき、食に関する指導の基本的な考え方、指導方針を明確にし、関連教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、学校教育活動全般をとおして、食に関する指導の充実を図る。
対象	小中学生
期間	通年
59	保護者が考えた献立に基づく給食 （学校給食センター管理係）
目的	学校給食の献立を家庭の食事に近づけることで、児童生徒にとってより身近な給食を実施するとともに、食の大切さを家庭においても深く理解できるよう努める。
内容	各学校保護者（PTA）が考えた献立に基づいて給食を実施する。
対象	小中学生
期間	随時

（3）子育てと仕事の両立を支える

【施策展開の基本方針】

女性の社会進出など、時代背景から望まれている保育ニーズや学童保育に関する施策、親としての子育て力を高めるための施策などを推進します。

【動向と課題】

平成26年1月に実施したニーズ把握調査において、就学前児童のいる世帯を対象とした調査では、母親が就労している世帯は51.7%、現在就労していない母親の59.3%は、今後就労を希望しているなど、女性の社会進出は進んでいると考えられます。

本市では、出生数の減少により、保育所入所児童数も減少したことから、市内5保育所を3か所に統合し、保育環境の適正化を図っています。また、近年の社会経済、環境の変化等によ

る新たなニーズに対応するため、乳児保育・延長保育・障がい児保育・一時保育などを行っています。

全国的には、保育所入所の待機児童が発生していますが、本市では規模の適正化を図った中で、現在のところ待機児童は発生しておりません。また景気の低迷等を考慮し、保育料についても、所得階層の見直しや2人以上入所した場合の2子目以降の保育料引下げ（3子目以降は無料）を行い保護者ニーズに対応しています。

また保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない子どもへの支援は、就学前児童だけではなく小学生に対しても必要です。学童保育所では、小学生の遊びや体験、集団での生活をとおして、自主性や社会性などを養い健全な育成に努めるとともに、保護者のいない間の安心安全な居場所確保に努めています。学童保育所入所児童数は平成16年度開設時より22年まで年々増加、その後、平成23～25年までは少子化による減少の傾向にあります。

今後は、就労形態の多様化に伴い、既存の体制では応じきれない変則的なニーズに対し、どのように対応していくかが課題であり、利用希望者のニーズを引き続き把握していくことが必要となります。

また、ニーズ把握調査の就学前児童のいる世帯対象の調査では、「育児休業を取得していない理由」の項目で父親の場合、「職場で育児休業を取りにくい雰囲気があった」が35.7%、「仕事が忙しかった」が34.6%、母親の場合、「職場で育児休業を取りにくい雰囲気があった」が9.8%、「仕事に戻るのが難しそうだった」が14.8%でした。こうした状況を踏まえ、家庭生活と職業生活のバランスがとれる多様な働き方が選択できるよう、事業主や労働者への意識啓発が課題となっています。

ア 保育サービスの充実

【施策の方向】

働きながら安心して子育てができるよう、子育てと仕事の両立を支援します。

現在の保育所では、勤務形態の多様化に対応するため、低年齢児保育（乳児保育）、延長保育、障がい児保育、一時保育といった特別保育を実施していますが、休日保育についても利用ニーズを見ながら検討していくこととしています。

また、職員個々の専門性が高められるよう、保育士を各種研修会に参加させるなど、安心して子どもを預けられる施設としてサービスの質が向上するよう努めます。

① 多様な保育ニーズへの対応

60	低年齢児保育(乳児) （社会福祉課児童家庭係）
目的	保育に欠ける0歳の児童について、保護者の入所希望に基づき保育を行うことで、低年齢児童の福祉の向上を図る。
内容	市内の3保育所で0歳児の保育を行う。
対象	0歳児（生後6か月を経過した乳児）
期間	通年

61	時間延長保育 （社会福祉課児童家庭係）
目的	保育所入所児童のうち、勤務等が長時間にわたる保護者の希望に基づき時間を延長して保育を行うことで、対象児童の福祉の向上を図る。
内容	市内の3保育所で1～5歳児を対象に午後7時まで保育を行う。保育料は別途徴収。
対象	1～5歳児
期間	通年
62	障がい児保育 （社会福祉課児童家庭係）
目的	保護者の就労等により保育に欠ける障がい児の成長と自立支援のため、障がい児保育を行うことで、対象児童の福祉の向上を図る。
内容	市内の3保育所で、集団保育の中で障がい児保育を行う。
対象	障がいが特別な医療処置を必要としない程度、集団保育が可能、毎日通所できる児童
期間	通年
63	一時保育 （社会福祉課児童家庭係）
目的	保育所に入所していない児童で保護者の疾病等により緊急的に保育に欠ける児童、並びに保護者の育児に伴う負担の解消のため一時的に保育に欠ける児童に対して保育を行うことで、対象児童の福祉の向上を図る。
内容	ひまわり保育園において、月～土曜日（8時30分～17時）まで2歳児以上を対象に一時的な保育を行う。（保育料を設定し徴収）
対象	事前に利用申込みした2～5歳児
期間	通年
64	広域保育 （社会福祉課児童家庭係）
目的	居住地以外に設置されている保育所で、勤務の利便性などの理由により希望する保護者の児童について保育を行うことで、対象児童の福祉の向上を図る。
内容	中空知5市5町で広域保育の協定を締結しており、保護者の申出により、受け入れ先で可能であれば居住地の役所を通じて入所申込みを行い入所決定する。
対象	0～5歳児
期間	通年

② 保育士等の資質の向上

65	保育士等の育成 （社会福祉課児童家庭係）
目的	子どもの自立心や創造性を育み、個性を伸ばす保育を実施するため、研修を通じて保育士等の資質の向上を図る。
内容	職場内研修を積極的に行うとともに、北海道社会福祉協議会主催など各種の保育士等を対象とした職場外研修に参加する。
対象	保育所職員
期間	通年

③ 保育地域活動の推進

66	保育地域活動 （社会福祉課児童家庭係）
目的	保育所児童と地域住民とがふれあう機会を設けることで、地域コミュニティの活発化と児童の健全育成を図る。
内容	地域住民の保育所行事の参加や保育所児童の福祉施設の訪問などを通じて、保育所児童と地域住民の交流を図る。
対象	保育所児童、市民全般
期間	通年

イ 学童保育の推進

【施策の方向】

保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない小学校の就学児童の健全育成を図るため、市では学童保育を実施しています。学童保育所は放課後児童対策として、保護者の就労等に伴うニーズの多様化に対応し、通常保育の他、延長保育、障がい児保育といった特別保育を実施しており、放課後児童の健全育成と安心安全な居場所づくりの確保に努めています。

学童保育所は現在、公設公営2か所、公設民営2か所での運営を行っており、今後より望ましい形態で学童保育を実施するためにはどのように諸条件を整備すればよいかを検討していきます。

① 学童保育の推進

67	学童保育事業 （社会福祉課児童家庭係）
目的	保護者の就労等により保育に欠ける小学校の就学児童に対し、遊びの場及び生活の場を提供するとともに保護者の代わりに保育することにより、児童の健全な育成を図る。
内容	保護者から申請があった小学生を放課後や土曜日、長期休業中に指導員が保育する。保育内容は、自由遊びや集団遊び、生活習慣を身に付ける活動、誕生会などの行事を行う。
対象	小学生
期間	通年
68	時間延長保育 （社会福祉課児童家庭係）
目的	学童保育所を利用する児童のうち、勤務等が長時間にわたる保護者の希望に基づき時間を延長して保育を行うことで、対象児童の福祉の向上を図る。
内容	市内の4学童保育所で午後7時まで保育を行う。保育料は別途徴収。
対象	小学生
期間	通年

69	障がい児保育 （社会福祉課児童家庭係）
目的	保護者の就労等により保育に欠ける障がい児の成長と自立支援のため障がい児保育を行うことで、対象児童の福祉の向上を図る。
内容	集団保育の中で障がい児保育を行う。
対象	集団保育が可能な障がい児
期間	通年

ウ 職場における子育て環境の整備

【施策の方向】

男女の固定的な役割分担意識にとらわれず、様々な活動ができるよう社会の制度や習慣について配慮する必要があります。

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、家族としての役割を果たしながら、ともに子育てに参加するとともに、子育てと仕事が両立できる雇用環境を整備し、仕事と子育ての負担感を軽減するよう努めます。

また男女ともに、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できるよう、事業主、労働者、地域住民などに働きかけ、個人の能力を十分に発揮できる職場環境を確保し、社会全体の意識改革が推進されるよう広報活動や情報提供に取り組みます。

① 子育て家庭の労働環境の改善

70	労働環境の改善促進 （商工労働観光課企業労政係）
目的	男女労働者が働きながら子どもを生み育てやすい雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立の負担の軽減を図る。
内容	関係機関と連携して「育児・介護休業制度」や「育児短時間勤務制度」の啓発・普及に努める。
対象	市民全般
期間	通年
71	女性の労働支援 （商工労働観光課企業労政係）
目的	働く女性が性別により差別されることなく、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を図る。
内容	「女性差別撤廃条約」や「男女雇用機会均等法」「男女共同参画社会基本法」の法律等に基づき、関係機関と連携して啓発・普及に努める。
対象	市民全般
期間	通年

エ 親の学習機会の拡充

【施策の方向】

子どもたち一人ひとりが、家庭や社会の一員として他者との適切な関係を築くことができるためには、家庭教育が重要な役割を果たします。家庭での教育力が低下しないよう、家庭での教育を支援し、保護者を対象とした学習機会の提供に努めるとともに、様々な媒体を通じて子育て情報の提供を図ります。

① 親の学習機会

72	子育て教室 （社会教育課社会教育係）
目的	親子や親同士の活動の充実を図るため、幅広い知識や技術を学び、乳幼児教育にかかわる家庭教育の向上を目指す。
内容	ふれあいセンター、子育て支援センター並びに各関係機関と教育委員会が連携・協力し、親子や親同士の交流を図る事業や講演会を実施する。
対象	0歳～就学前の親子
期間	年3回
73	子育てに関する講習会等の実施 （社会福祉課児童家庭係）
目的	乳幼児をもつ保護者に子育てに関する必要な基礎知識を習得する機会、情報交換の場を提供する。
内容	おやつ講習会：栄養士の指導により、おやつや軽食調理の講習会を実施。 救急救命講習：乳幼児の救急救命に必要な基礎知識の講習会を実施。
対象	0歳～就学前の親子
期間	おやつ講習会（年3回）救急救命講習（年1回）
74	いきいき家庭セミナー （社会教育課社会教育係）
目的	子どもを持つ親が、学校及びPTAと協力体制をとり、家庭教育の知識や子どもの心理、親の役割などを中心に学校・家庭・地域の教育の大切さについて学習し、地域の教育力向上を図る。
内容	各小中学校で次のような内容の講演会や講座を開催する。 ・親（保護者）の家庭教育・地域の教育が充実するためのもの ・PTAの連携や運営力を向上させるもの ・家庭と地域との連携を強化し、交流の機会を提供するもの
対象	小中学生の保護者、一般市民
期間	年8回

(4) 子どもの学び育む力を支える

【施策展開の基本方針】

子どもが自己を確立していけるように生きる力を育てるための施策などを推進します。

【動向と課題】

ニーズ把握調査の「子育てに関する悩み」の項目として、「子どもの勉強や進学のこと」という回答が、小学生をもつ世帯で56%となっています。

子ども自身が自ら考え行動できる力「生きる力」を身に付けるためには、自然体験・生活体験・地域交流などの活動を経験させることが必要であります。そのためには、家庭・地域・学校等がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携及び協力を努めることが重要です。本市では、子どもの成長に応じた活動の場を提供するため、放課後子ども教室、学校支援地域本部事業など、子どもたちを健全育成する取り組みや事業を実施しています。

教職員には、児童生徒から信頼され、人間的に魅力あふれた教職員としての資質と指導力の向上を図るため、各学校や砂川教育研究会等の研修を行っています。

ニーズ把握調査の自由記載の欄では「親子で参加できるイベント」「野外・スポーツ活動」などの要望が寄せられています。こうした状況を踏まえ、地域の身近な施設である学校教育施設を子どもと大人がともに取り組めるスポーツやレクリエーション活動の場として開放し、地域との交流事業の推進を図っています。

また、心身の発達や成長に遅れや心配のある子どもや障がいをもつ子どもに対しての自立支援に向け、乳幼児期、就学時などニーズに応じたサービスを提供できる体制の充実が求められます。本市では、乳幼児健康診査等を通じて、子どもの発達の遅れなどの早期発見と支援に努め、障がいのある子に対しての療育訓練、障がいや発達に心配がある児童に関しての相談など関係機関と連携を図り、地域において安心して暮らすことができる取り組みを進めることが課題となっています。

ア 「生きる力」を育てる教育の推進

【施策の方向】

学習指導要領の「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視する「生きる力」の理念について、各学校においてその理念実現に向けて適正な教育課程を編成します。

子どもたちの個性と創造性を伸長するという基本的な考え方に立ち、知識や技能はもとより、学ぶ意欲や課題を自ら見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力など「確かな学力」を身につけます。また、「豊かな心」については道徳教育を充実させ、「健やかな体」については、運動を通じて体力を養うとともに、望ましい食習慣など健康的な生活習慣の形成に努めます。

また他人と協調し、人を思いやる心や感動する心、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送るための基礎的な健康や体力を身につける環境・学習機会の場を整備します。

① 幼児教育の推進

75	乳幼児健診等利活用事業 （社会教育課社会教育係）
目的	乳幼児教育にかかわり、ふれあいセンター・子育て支援センター並びに各関係機関と教育委員会が連携・協力し、母子保健法に基づく乳幼児健診の場や、保護者が多く集まる機会を利用し、子育て家庭の孤立解消や、子育て家庭同士のつながり構築、読書推進などの家庭の教育力向上、相談体制の確立として有効活用する。
内容	ふれあいセンター（健診・食育）乳児・幼児の法定健診、1歳児パクパク広場の企画・推進の主管業務。 子育て支援センター（保健・教育相談）法定健診中の幼児同士での遊び支援、親同士の交流が進むよう働きかけ。 社会教育係（通信配布・相談窓口周知）「オアシス通信」「たっちたっち通信」の配布。 乳幼児教育での相談窓口がたくさんあるということの周知活動。 図書館（読み聞かせ・絵本の紹介）司書による読み聞かせ、図書を紹介による読書推進。
対象	乳幼児の保護者
期間	月3回
76	赤ちゃんのおはなしばたけ （図書館管理係）
目的	読み聞かせを通じて親子のコミュニケーションを深めるとともに読書への動機づけを図る。
内容	乳幼児への絵本、紙しばい等の読み聞かせ。
対象	0～3歳児、保護者
期間	月1回

② 体験的な学習や活動を取り入れた豊かな教育活動の推進

77	体験的な学習や活動を取り入れた豊かな教育活動 （学校：学務課指導主事）
目的	知識や技能はもとより、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力などの「確かな学力」を育む。
内容	教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の指導にあたっては、体験的な学習を重視することはもとより、積極的に取り入れ、児童生徒の自ら学ぶ意欲や主体的に学ぶ態度を身に付けさせるとともに、学ぶことの楽しさや成就感を体得させる。
対象	小中学生
期間	通年
78	ジャリン子四季自然体験塾 （社会教育課社会教育係）
目的	地域における様々な四季の自然体験活動を通じ、保護者や地域の方や異年齢集団とのかかわりの中で子どもたちの「たくましく生きる力」を育む。
内容	・すながわ子どもセンター協議会が主催者となり、四季を通じたふれあい体験学習の実施。 ・地域の協力によるリングブル運動の実施。 ・実行委員会による家庭教育の支援に関する情報の提供や収集。
対象	幼児、小学生、保護者
期間	年4回（自然体験4回）

③ 豊かな人間性を育む「心の教育」の充実

79	豊かな人間性を育む「心の教育」の充実 （学校：学務課指導主事）
目的	自らを律しつつ、他人とともに協調し、人を思いやる心や感動する心などを育む。
内容	道徳の時間と教科、特別活動、総合的な学習の時間との密接な関連を図りながら、道徳教育の充実を図るとともに、家庭や地域、関係機関との役割と連携をより確かなものにし、「心の教育」の充実に努める。
対象	小中学生、保護者、市民全般
期間	通年

④ たくましい心身を育む、体育・健康に関する指導の充実

80	たくましい心身を育む、体育・健康に関する指導 （学校：学務課指導主事）
目的	生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送るための基礎的な健康や体力を育む。
内容	健康に関する現代的な課題に適切に対応し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培う。「子どもは、次代の親である」という視点においては、関係機関との連携により授業の工夫・充実を図り、思春期における心身の機能の発達と心の健康、感染症予防等についての理解を通じて、自分の健康や身体を適切に管理・改善していく資質や能力を育てる。
対象	小中学生
期間	通年

⑤ 教職員の資質の向上

81	教職員の資質の向上 （学務課指導主事）
目的	学校教育の成果を上げるため、直接に児童生徒の教育を担当する教員の資質向上を図る。
内容	各学校における研修、砂川教育研究会による研修、道教委・市教委等の主催による研修、その他教育機関等による研修への参加。
対象	市内各小中学校の教職員
期間	通年

イ 子ども会活動の推進

【施策の方向】

子どもが地域の一員としての自覚や社会性を身につけるため、子ども会活動や地域の行事など、子どもの社会参加活動を推進し健全育成に努めます。

また、子ども会育成団体連絡協議会の主体的な活動を支援し、この協議会が主催するイベントなどを通じて、子どもの自主性・主体性の伸長や子ども会育成者の資質の向上を図ります。

① 子ども会活動の支援

82	子ども会育成団体連絡協議会 （社会教育課社会教育係）
目的	子どもを正しく、健やかに育てるための相互の連絡を密にし、健全な子ども会活動を推進しながら、「地域で子どもを育てる」基礎づくりを目的とする。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育成者役員会（育成者の代表が役員となり、事業推進計画を作成する） ・ 育成代表者会議（単位子ども会の代表者が一堂に会し、子ども会のあり方や情報交換などを行う） ・ 子連協行事（リーダー研修会、ジャリン子夏祭り） ・ 単位子ども会への備品の貸出し
対象	子ども会育成者
期間	通年

ウ 多様な体験機会の提供

【施策の方向】

子どもたちが生活の中から遊びや自然体験・社会体験などかかわりを通じて、心身ともに調和のとれた人間として成長するよう、子どもの発達段階に応じた様々な体験機会を提供していきます。また勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施することにより、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境・居場所づくりを推進します。

子どもたちが文化的事業をとおして芸術・文化に触れたり、スポーツに親しむことにより心身の健全な育成が図られるように、体験する機会や交流の場を提供します。

また、外国の生活習慣や文化等を理解するため、外国語指導助手を活用し体験活動や交流活動を行います。

① 国際交流活動

83	国際交流ふれあい事業 （社会教育課社会教育係）
目的	国際交流ふれあい委員と連携・協力し、地域人材を活かし、外国の文化や風習を学ぶとともに、異年齢、異世代間による体験学習や交流活動をとおして、子どもたちの国際性を養う。
内容	国際交流ふれあい委員が中心となり、外国語指導助手を活用し体験活動や交流活動を行う。
対象	幼児、小中高校生、市民全般
期間	年2回

② 芸術文化活動

84	公民館教室 （社会教育課文化学習係）
目的	文化活動の体験学習をととして、様々な分野に興味を持つ機会を作るとともに、体験活動を通し、指導者たちとの世代交流を図る。
内容	1回完結又は連続の形式で、公民館で活動するグループ・サークル、郷土資料室、社会教育団体等が指導者として多種多様な分野の事業を実施する。
対象	小学1～6年生
期間	年1～3回程度
85	おはなしのいずみ （図書館管理係）
目的	耳から聞くことばをととして物語のイメージを描くことに習熟することや、活字をイメージ化し物語を楽しむ力を養うとともに読書への動機づけを図る。
内容	絵本、紙しばい等の読み聞かせ
対象	5歳児～小学3年生
期間	月1回
86	出張おはなし会 （図書館管理係）
目的	事業を通じて、子どもたちの読書への関心を高め図書館の利用促進を図る。
内容	絵本や紙しばい等の読み聞かせ
対象	3歳児～小学4年生
期間	月1回
87	ジャリン子ハロウィーン （社会教育課社会教育係）
目的	地域人材を生かし、外国の文化や風習を学ぶとともに、地域の人々との交流を通じて、子どもたちが、豊かな喜びや感動を得て元気になる。
内容	実行委員会の各組織が企画、運営する事業にかかる経費を負担して実施する。 ・スイートロード協議会、子どもセンター協議会、国際交流ふれあい委員会、ロータリークラブ、商店街連合会、NPO法人ゆう、子ども会育成団体連絡協議会、SuBACo
対象	幼児、小学生、保護者
期間	年1回

③ スポーツ活動

88	親子わいわいすぽーつらんど （スポーツ振興課振興係）
目的	マット運動・ボール遊び・各種体操等をととして、平衡性、巧緻性などを養い、親子で体を動かす楽しさを味わう機会を提供し、社会体育の振興を図る。
内容	講師、スポーツ推進協力員の指導の下に開催し幼児が親と一緒に運動を行う。（スポーツ教室）
対象	幼児、保護者
期間	年2回

89	少年スポーツ教室 （スポーツ振興課振興係）
目的	スポーツに接する場を増やし、スポーツに関する知識や技術を身につける場を提供するとともに、スポーツ活動をとおして心身の健全育成を図る。
内容	少年スポーツ教室を 20,000 円×4 種目（軟式野球、ミニバスケットボール、剣道、サッカー）各競技連盟に委託して開催し謝礼を払う。（スポーツ教室）
対象	小学生
期間	年 10 回

④ 学校・地域との連携

90	放課後子ども教室 （社会教育課社会教育係）
目的	地区に居住する子どもたちを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。
内容	行政、学校、地域住民、学童保育関係者などにより組織された運営委員会で事業計画を策定し、コーディネーター（生涯学習アドバイザー）を中心に地域住民や保護者を指導員に迎え、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流を実施する。また、学童保育と連携して実施することにより、全児童を対象とした事業となる。
対象	小学生、保護者、市民全般
期間	通年
91	砂川市学校支援地域本部事業 （社会教育課社会教育係）
目的	地域全体で学校運営を支援するため、学校と地域との連携体制の構築を図り、教職員への多様な形態の支援を可能とし、教職員や地域の大人が子どもと向き合う時間の拡充を図る。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校からの要望を受け、コーディネーターが学校の望む支援ができる地域人材の模索を行う。 ・学校支援地域本部事業実行委員会を開催し、支援方法の協議や検証を行う。 ・学校支援地域本部事業推進のためのアンケート調査を実施する。
対象	小中学生、保護者、市民全般
期間	通年
92	学習相談事業 （社会教育課社会教育係）
目的	市民自らが学習意欲を高め、主体的に生涯学習を行うことができる環境の整備を図る。
内容	地域で学習活動を行っている人の情報やグループサークルの活動内容、各種事業で活用した講師経歴などの情報一覧を作成し、市民の要望に応じた情報提供や人材の紹介を行う。
対象	市民
期間	通年

93	コミュニティ・スクール （社会教育課社会教育係）
目的	各学校区を中心とした住民が「コミュニケーションを図る場」として学校の施設を有効に活用し、「自主運営・自主管理」しながら、地域のつながりと子どもを育てるより良い環境づくり、生涯学習の推進をとおして地域教育力の向上を図る。
内容	各学校に組織する運営委員会が、文化、スポーツ、レクリエーション活動を行う。
対象	小中学生、保護者、市民全般
期間	通年

エ 援護を要する子どもへの支援

【施策の方向】

砂川市子ども通園センターでは、心身の発達や成長に遅れや心配のある児童や保護者に対し、その発達を促すことを目的に、関係機関と連携しながら必要な療育指導・相談・援助を行います。また、ことばの教室では、言葉の発達に遅れや心配がある児童に対して、指導を行っています。

障がいや発達に心配がある児童に関しての相談についても、関係機関と連携を図り、発達や進路など保護者や児童に助言を与える機会を設け、不安や悩みが軽減されるよう療育体制の充実を図ります。

また、就学時の関係機関による引継ぎなど、各機関が連携を取りながら子どもへの支援を進めます。

① 発達に遅れや心配がある子どもの指導

94	子ども通園センター （社会福祉課児童家庭係）
目的	心身の発達や成長の遅れや心配のある児童に対し、その発達を促すことを目的に、関係機関と連携しながら、必要な療育指導、相談、援助を行う。
内容	対象児童及び保護者ともに通園してもらい、指導員が日常生活の基本動作や集団生活への適応訓練、保護者に対する助言などのサービスを提供する。
対象	2市4町（砂川・歌志内・上砂川・奈井江・浦臼・新十津川）の1歳児～小学生の対象児童
期間	通年

② ことばに問題がある子どもへの言語指導

95	ことばの教室 （学務課総務係）
目的	児童のことばの問題の状態及び特性等を十分考慮し、それらに基づく種々の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う。
内容	言葉の発達に遅れや心配がある児童に対して、困難の改善・克服のための指導を行う。
対象	2市4町（砂川・歌志内・上砂川・奈井江・浦臼・新十津川）の小学生の通常の学級に在籍していて、言葉に関する指導を必要とする児童
期間	通年

③ 肢体不自由児への訓練・指導

96	肢体不自由児療育訓練事業 （社会福祉課児童家庭係）
目的	運動発達に遅れがみられる又は、肢体に障がいを持つ児童（者）に対し、理学療法士による適切な訓練を行うことにより、運動発達の促進や障がいの進行を抑制する。また、軽度の障がいを持つ児童に対しては、日常生活に役立つ訓練を施し自立を促す。
内容	関係機関の理学療法士により、運動発達に遅れがみられる又は、肢体に障がいを持つ児童に訓練を行う。
対象	運動発達に遅れがみられる又は、肢体に障がいを持つ児童（者）
期間	月1回程度

④ 家庭に対する相談、指導

97	巡回児童相談 （社会福祉課児童家庭係）
目的	児童の養育に関することや、障がいや発達に心配がある児童に関して、専門的な立場から相談を受けることにより、発達や進路など保護者や児童に指導、助言を与え育成を助長する。
内容	岩見沢児童相談所の職員（児童福祉司等）が児童について、専門的な診断をすることにより保護者へ助言する。
対象	児童及び保護者
期間	年7回程度

⑤ 障がいを持つ児童への給付等

98	日常生活用具の給付 （社会福祉課社会福祉係）
目的	身体障がい児に対して、日常生活を営むうえでの補助的な生活用具を給付することにより、当該障がい児の在宅生活を支援する。
内容	特殊マットなど対象者からの申請に対して給付・修理する。（基準額内：自己負担有）
対象	身体障がい児であって、日常生活用具の給付が必要な児童
期間	通年
99	補装具の給付 （社会福祉課社会福祉係）
目的	身体障がい児に対して、失われた身体機能や身体の損傷を補うための用具を給付・修理することにより、当該児童の日常生活や社会生活の向上を図る。
内容	義肢・義眼・車椅子などの補装具が必要と判定された児童に対して給付・修理する。（基準額内：自己負担有）
対象	身体障がい児であって、補装具の給付が必要な児童
期間	通年

100	介護給付費 （社会福祉課社会福祉係）
目的	障がいを持つ児童が支給決定を受けたあと、必要とする福祉サービスについて児童（保護者）自ら事業者を選択することで主体的に福祉にかかわるとともに、費用を支援することで当該児童の日常生活や社会生活の向上を図る。
内容	居宅介護・児童デイサービス・短期入所について、申請を審査のうえ支給の可否を決定し、支給決定者は事業者を選択して利用する。
対象	居宅生活支援が必要な児童
期間	通年

⑥ ノーマライゼーション理念の普及

101	障がい者パンフレットの発行 （社会福祉課社会福祉係）
目的	障がい者に関する制度やノーマライゼーション理念に関する小冊子を市民に配布することで、障がい者と健常者の相互理解の深化を図る。
内容	障がい児に対する福祉サービスも掲載することで、制度の普及啓発を図る。
対象	市民全般
期間	通年

⑦ 関係機関の連携

102	地域療育推進協議会 （社会福祉課児童家庭係）
目的	砂川地域における障がい児の早期発見、早期療育の一貫した体制整備と関係者の密接な連携を確保することで、総合的かつ効果的な地域療育の推進に努める。
内容	2市4町（砂川・歌志内・上砂川・奈井江・浦臼・新十津川）により構成する協議会において、障がい児療育等の企画調整、実態把握及び情報交換などを実施する。
対象	関係機関
期間	総会(年1回)、講演会(年1回)、部会など随時
103	小学校・保育所による就学児童の引継ぎ （学務課指導主事・社会福祉課児童家庭係）
目的	保育所での子どもの育ちをそれ以降の生活や学びへとつなぐため、学校生活への適応が心配される児童など、保育所と小学校との引継ぎを行い、円滑な新入学により、より望ましい成長・発達を図る。
内容	保護者了承を得て、保育士、入学する小学校の教員、保健師、指導主事が、当該就学児童についての引継ぎを行う。保育所では保育要録を作成し小学校へ引継ぐ。
対象	対象となる就学児童（次年度、小学校へ入学する児童）
期間	3～4月

(5) 子どもの人権擁護・安全なまちづくり

【施策展開の基本方針】

子どもや子育て家庭が安全かつ安心して暮らせるような施策などを推進します。

【動向と課題】

児童虐待については、発生予防から早期発見、早期対応、保護など総合的な支援ができるよう、関係機関とのネットワーク構築と連携強化を図ることが必要です。本市では、児童虐待などの複雑、多様化する児童に関する諸問題について、未然防止策や発生時の迅速な対応を図るため平成 17 年に関係機関などから構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と問題解決に向け協議を行っています。また、個別のケースにより、担当者による検討会議を随時実施しています。

少子化、核家族化の進行、経済的問題や離婚の増加など社会環境の変化により、地域や家庭での子育て支援環境・育児へのかかわりが低下している中、いかに早期に虐待を発見し解決するかが課題となっており、医療機関や保育所、学校など現場での発見による協力体制、健診など地域に入っでの発見、また地域に住んでいる方々からの通報の喚起などを行い対応することが必要となっています。

ニーズ把握調査の結果では、「子どもが犯罪の被害に遭わないか」を心配する回答が多く、子どもを守る対策が求められています。子どもを安全に守るための環境の整備として、夜間における犯罪の防止及び歩行者の安全を図るため、町内会等が維持管理している防犯灯の補助の実施、あいさつ運動・子ども 110 番など地域で子どもを見守る施策等を行い安心安全の確保に努めています。

ア 子どもの人権擁護

【施策の方向】

近年、国内では急速に児童虐待が数多く発生している状況にあり、本市においても 1 年間で数件相談事例が寄せられています。児童虐待の予防・早期発見・対応を図るため、ふれあいセンターにおける健康診査、相談事業、家庭訪問などの母子保健活動や相談業務をはじめ、学校・保育所・幼稚園など子どもにかかわる機関の日常業務においても発生予防と早期発見に努めます。

また、市の関係機関のほか、児童相談所、保健所、民生児童委員協議会、警察署、医師会などから構成する、砂川市要保護児童対策地域協議会において、児童虐待防止のネットワークにより、子どもへの虐待の予防や早期発見、家庭への支援体制の充実に努めます。

① 児童虐待の早期発見・早期対応

104	家庭児童相談 （社会福祉課児童家庭係）
目的	家庭における適正な児童養育、家庭児童福祉の向上を図るとともに、家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化することを目的とする。
内容	家庭児童相談員を配置し、児童養育など家庭から相談に応じ助言・指導を行うとともに、児童相談所、民生児童委員等と連携を取り、問題解決や児童の保護を図る。
対象	児童及び保護者
期間	通年
105	砂川市要保護児童対策地域協議会 （社会福祉課児童家庭係）
目的	児童虐待など複雑、多様化する児童に関する諸問題の未然防止や発生時の迅速な対応を図るため関係機関が集い、児童虐待の未然防止や対策など協議を行う。
内容	要保護児童及びその保護者に対する情報の交換、支援の内容に関する協議、支援方策の具体的な検討や支援。
対象	関係機関
期間	代表者会議 年1回、ケース検討会議 必要の都度随時

② 家庭・地域・学校の相互連携

106	民生児童委員協議会 （社会福祉課社会福祉係）
目的	問題や悩みをもつ家庭（保護者・児童）に対して相談など通じて必要な援助を行う。
内容	主として町内会を単位とした市内 52 人の民生児童委員と3人の主任児童委員が援助を行う。
対象	市民全般
期間	通年

イ 子どもの安心・安全の確保

【施策の方向】

子育てを安心・安全に行うことができるには、のびのびと子育てができる生活空間や安全に配慮した住環境が必要となります。公共施設等において誰もが利用しやすいものとなるよう、ユニバーサルデザインを推進します。

また、子どもを悲惨な交通事故から守るため、子どもの発達に応じた段階的な交通安全教室を実施し、子どもたちの交通安全意識の高揚と事故防止に努めます。

更に、子どもを犯罪などの被害から守るため、子どもに関する不審者情報の提供、共有化に取り組み、子どもの安全確保と防犯対策の充実を図ります。

① 交通安全の推進

107	チャイルドシートの貸し出し （市民生活課生活交通係）
目的	市民からチャイルドシート等の提供を受け、希望者に貸し出しを行うとともに、子どもたちの交通事故防止を図る。
内容	希望する市民に対してチャイルドシート等の無料貸し出しを行う。
対象	市民全般
期間	通年
108	交通安全教室 （市民生活課生活交通係）
目的	保育所、幼稚園、小学校と連携を図りながら交通安全教室を開催し、子どもたちの交通安全意識の高揚と事故防止を図る。
内容	仮設信号機や交通標識などを活用して、横断歩道の渡り方や自転車の乗り方を指導する。
対象	保育所児童・幼稚園児や小学生
期間	通年

② 防犯意識の高揚・非行化の未然防止

109	市防犯協会への支援 （市民生活課生活交通係）
目的	子どもたちが犯罪の被害に遭わないように防犯意識の高揚を図る。
内容	広報活動の推進や街頭啓発などを行い防犯意識の高揚を図る。
対象	市民全般
期間	通年
110	防犯灯の設置、維持費の補助 （市民生活課生活交通係）
目的	夜間における市民の交通安全と犯罪防止を図る。
内容	町内会等が設置する防犯灯の設置及び維持費（電気料）を補助する。
対象	町内会等单位
期間	通年
111	砂川青少年指導センター （社会教育課社会教育係）
目的	市内小・中・高等学校の児童生徒の校外生活についての意見交換・情報交流等を密にし、児童生徒の健全育成・非行防止・安全確保などを図るため、砂川市青少年センターを設置する。
内容	指導センター推進員会議の開催（月1回実施し、情報交換や問題点の協議を行う） 巡回指導（PTA、警察の協力を得て、祭典や市民行事の際巡回指導を行う） 情報の提供（校外生活の心得の作成と配布、110番の家との連携）
対象	小中高校生、保護者
期間	通年

112	「あいさつ運動」の推進 （社会教育課社会教育係）
目的	青少年の健全育成には、学校・家庭・地域が連携協力し安心安全な環境を確保するとともに、豊かな体験とより良い人間関係を醸成することが基盤となる。日頃から子どもとのかかわりを深め、心通い合う環境づくりを進めることが肝心である。そのため広く「あいさつ運動」を啓発展開し、心豊かな子どもの育成に努める。
内容	あいさつ運動強調週間の実施（春季、秋季の年2回）、物品の貸与（のぼり、腕章、たすき、啓発用テープ）、各実施団体や参加者の計画に基づいた自主的・日常的な活動、各学校における児童会（生徒会）やPTA等を中心としたあいさつ運動、日常における家庭でのあいさつの励行、地域における自主的な活動。
対象	小中高校生、保護者、市民全体
期間	通年

③ 安心・安全なまちづくり

113	子ども110番の家 （学務課指導主事）
目的	児童生徒が不審者から声をかけられるなど、危険を感じた時に避難することができる「子ども110番の家」を指定し、安全の確保の環境整備を図るとともに、地域で子どもの安全を守る気運を高める。
内容	学校区ごとに「子ども110番の家」を指定し、児童生徒の保護及び警察への通報、関連情報の提供を要請するとともに、児童生徒にその所在及び避難・危険回避の方法について周知指導する。
対象	小中学生、市民全般
期間	通年
114	砂川市幼年消防クラブ （消防署予防課）
目的	幼年期における防火教育の重要性を考え、社会教育の一環として防火防災思想の普及を図る。
内容	消防庁舎見学などの研修、消防行事の参加
対象	保育所児童・幼稚園児
期間	通年
115	砂川少年消防クラブ （消防署予防課）
目的	将来を担う小学生に対し、消防研修や職員と触れ合うことにより、防火、防災への関心を高め、災害のないまちづくりへ意識高揚を図る。
内容	防火防災訓練、救急訓練、防火防災知識の向上を図る研修会等
対象	小学4～6年生
期間	通年
116	安全な歩道など道路の整備 （土木課土木係）
目的	安全で歩きやすい歩道の確保など、子どもや子育て家庭をはじめ、あらゆる人たちが安心して外出できるような環境づくりを図る。
内容	ユニバーサルデザインに基づいて市道を整備する。
対象	市民全般
期間	通年

117	公営住宅の管理 （建築住宅課住宅係）
目的	住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進を図る。
内容	ユニバーサルデザインの視点に立ち、子育てに配慮した暮らしやすい部屋の大きさの確保と世帯向けなど多様な形態に対応するよう建設した住宅について、引き続き維持管理していくとともに、公営住宅の入居者及び地域の子育て世帯が集う公園・遊具などの環境整備を行う。
対象	市民全般
期間	通年

④ 安全を確認できる食材の利用

118	安全を確認できる食材の利用 （学校給食センター管理係・社会福祉課児童家庭係）
目的	地元の農産物など安全を確認できる食材を給食の素材として使用することで、子どもが食物の安全性に対して理解と関心を高めるよう努める。
内容	地元産の米、野菜など安全を確認できる食材を給食の素材として使用する。
対象	保育所児童・小中学生
期間	通年

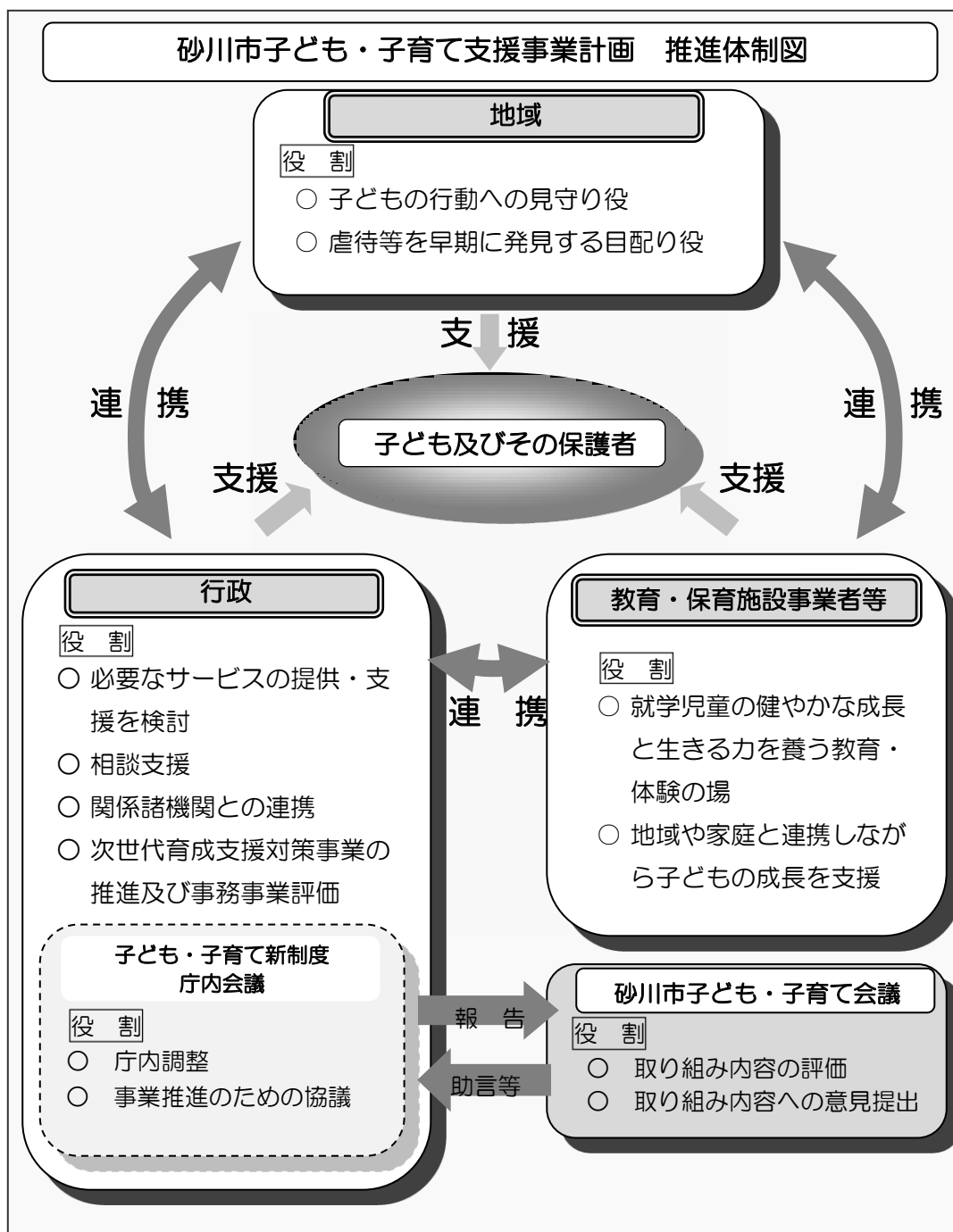
⑤ 環境有害物質対策

119	循環型社会の形成 （市民生活課環境衛生係）
目的	廃棄物の減量化とリサイクルの推進により、「循環型社会の形成」を目指す。
内容	ごみの分別を徹底して資源の有効利用と保護に努め、ごみの処理量を削減していく。
対象	市民全般
期間	通年

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制

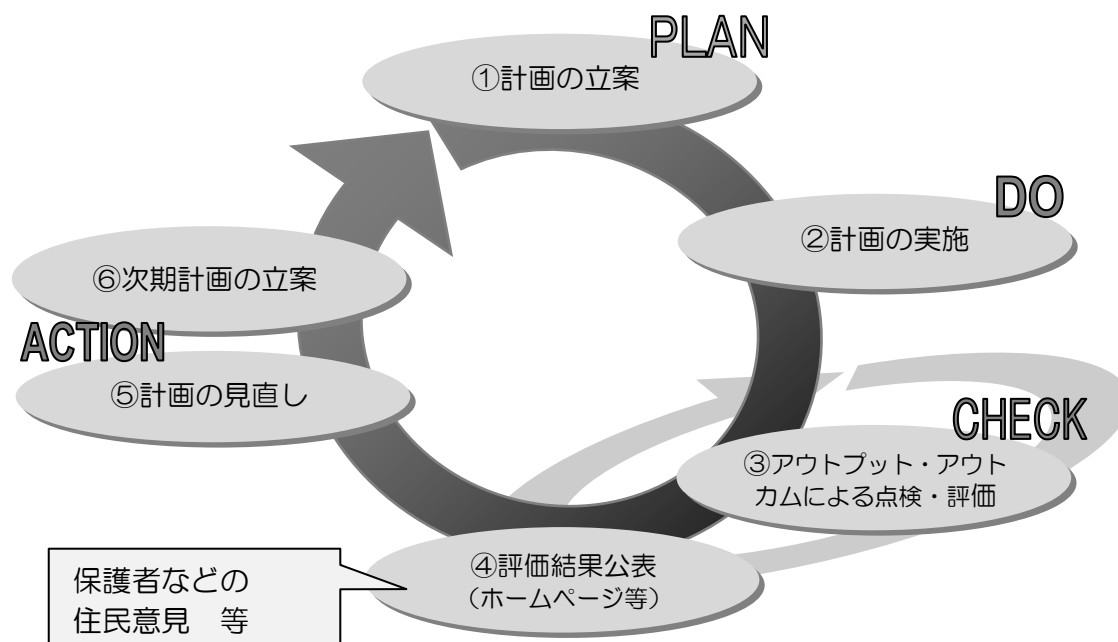
本市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。



2 子ども・子育て支援事業計画の進行管理

○個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

○計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標を基に毎年の進捗状況を庁内で確認するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



○砂川市子ども・子育て支援事業計画は、砂川市子ども・子育て会議等を活用し、毎年度点検・評価します。

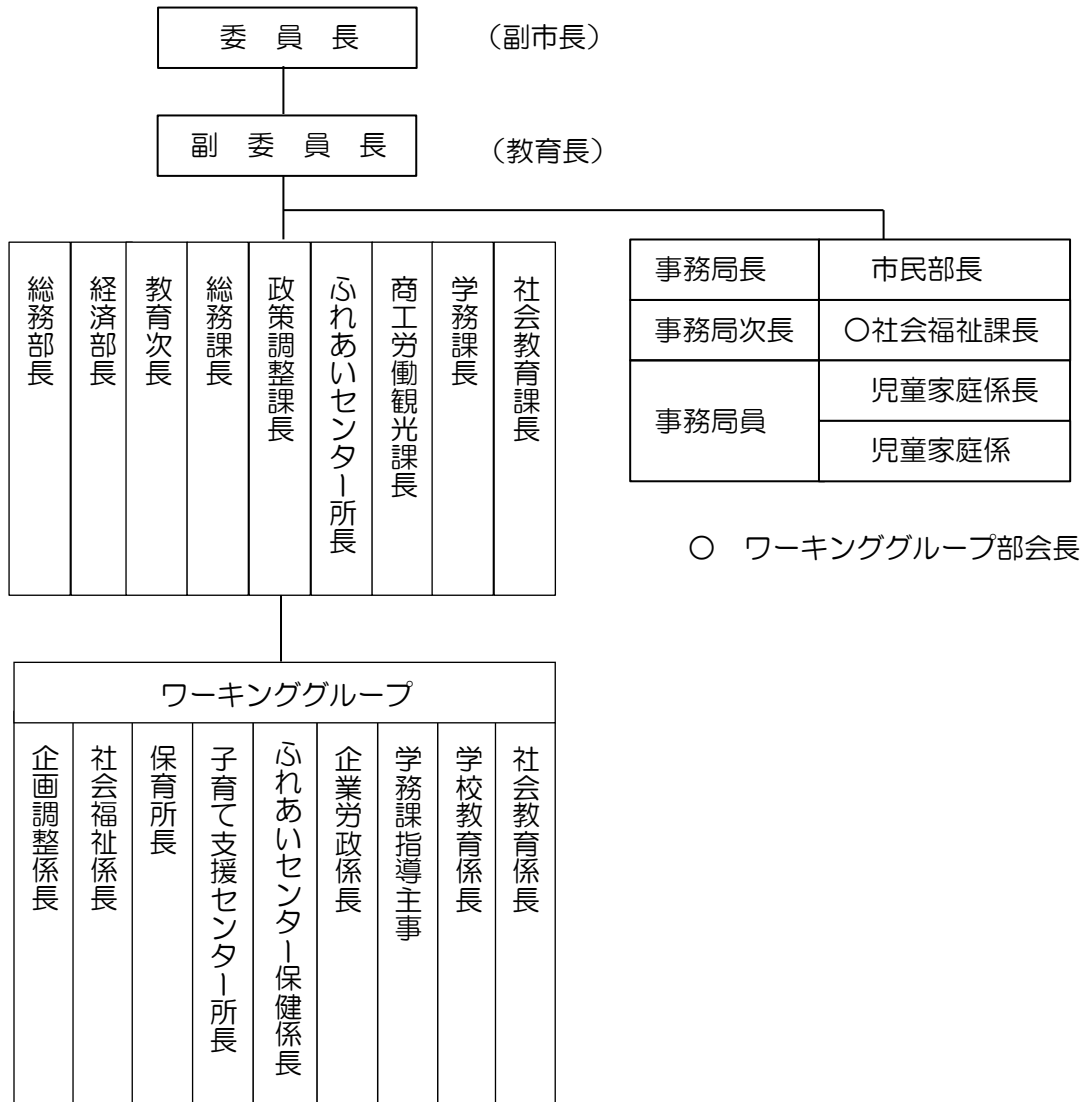
○ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会に住民意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

資料編

- 資料 1 計画策定組織
- ・ 推進委員会組織図
 - ・ 砂川市子ども・子育て会議設置要綱
 - ・ 子ども子育て会議委員
- 資料 2 砂川市子ども・子育て支援計画策定のためのアンケート調査結果
- ・ 調査概要
 - ・ 就学前児童調査結果
 - ・ 小学生調査結果

資料1 計画策定組織

砂川市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会組織図



砂川市子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律65号。以下「法」という。）第2条に定める基本理念に則り、家庭、学校、地域、職域その他子ども・子育てに係る関係者による子育て支援を、法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画により、総合的かつ効果的に推進するため、法第77条第1項の規定に基づき、砂川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果に基づいて、市長に提言を行うものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 砂川市子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事。
- (5) その他子ども・子育て支援に関する事。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者）
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認めたる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、市民部社会福祉課が行う。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成25年10月23日から施行する。

<子ども・子育て会議委員>

役職	氏名	構成区分
委員長	若 林 裕 美	3号委員（学識経験者）
副委員長	澤 田 幸 三	3号委員（学識経験者）
委 員	青 木 礼 子	1号委員（子どもの保護者）
	奥 山 俊 枝	1号委員（子どもの保護者）
	佐 藤 勝 也	1号委員（子どもの保護者）
	皆 上 嘉 代	1号委員（子どもの保護者）
	千 田 裕 子	2号委員（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）
	長 洞 奈 美	2号委員（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）
	大 原 佳 子	4号委員（公募）
	坪 江 利 香	4号委員（公募）

資料2 砂川市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果について

1 調査の目的

本市では国の制度改正にあわせて「砂川市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。本アンケート調査は、計画策定のための基礎資料として、対象となるお子さんの保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的に実施したものです。

2 調査概要

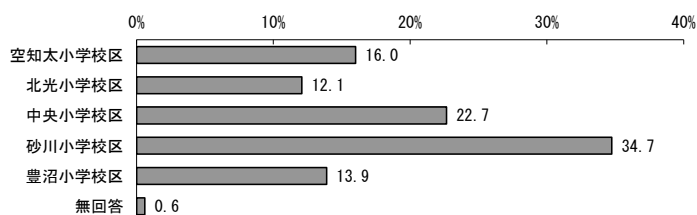
- (1) 調査地域：砂川市全域
- (2) 調査対象
平成25年12月1日時点での砂川市住民基本台帳に登録されている就学前児童・小学生児童が属する世帯
- (3) 標本数：就学前児童 577世帯 小学生児童 664世帯
- (4) 標本抽出：住民基本台帳から上記条件に基づき全部抽出
- (5) 調査方法：郵送配布／郵送回収
- (6) 調査期間：平成26年1月7日（火）～1月20日（月）

3 回収結果

	配布数	有効回収数 (回収率)
就学前児童が属する世帯	577	331 (57.3%)
小学生児童が属する世帯	664	360 (54.2%)

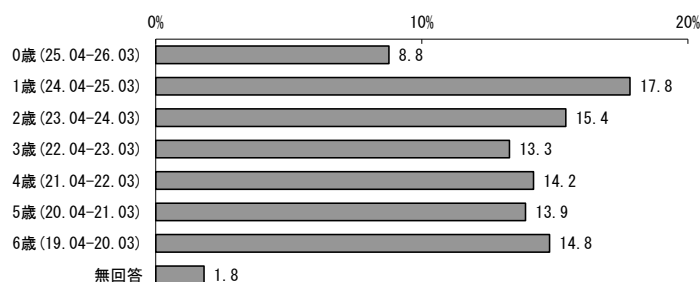
■就学前児童調査結果

問1 お住まいの小学校区としてあてはまる答えの番号1つに○をつけてください。



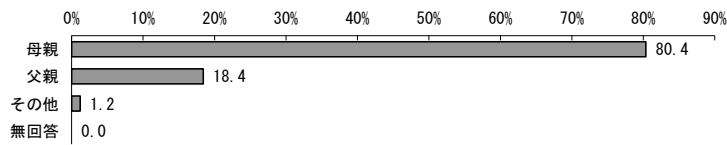
No.	回答項目	n
1	空知太小学校区	53
2	北光小学校区	40
3	中央小学校区	75
4	砂川小学校区	115
5	豊沼小学校区	46
	無回答	2

問2 あて名のお子さんの生年月月をご記入ください。([]内に数字でご記入ください。)



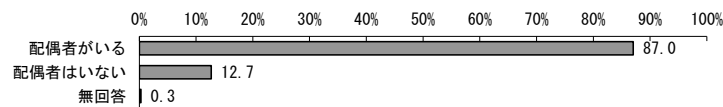
No.	回答項目	n
1	0歳 (25.04-26.03)	29
2	1歳 (24.04-25.03)	59
3	2歳 (23.04-24.03)	51
4	3歳 (22.04-23.03)	44
5	4歳 (21.04-22.03)	47
6	5歳 (20.04-21.03)	46
7	6歳 (19.04-20.03)	49
	無回答	6

問3 この調査票にお答えいただく方はどなたですか。あて名のお子さんからみた関係でお答えください。あてはまる番号1つに○をつけてください。



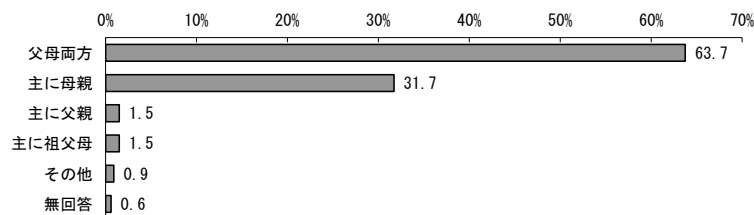
No.	回答項目	n
1	母親	266
2	父親	61
3	その他	4
	無回答	0

問4 この調査票にお答えいただいている方の配偶関係についてお答えください。あてはまる番号1つに○をつけてください。



No.	回答項目	n
1	配偶者がいる	288
2	配偶者がいない	42
	無回答	1

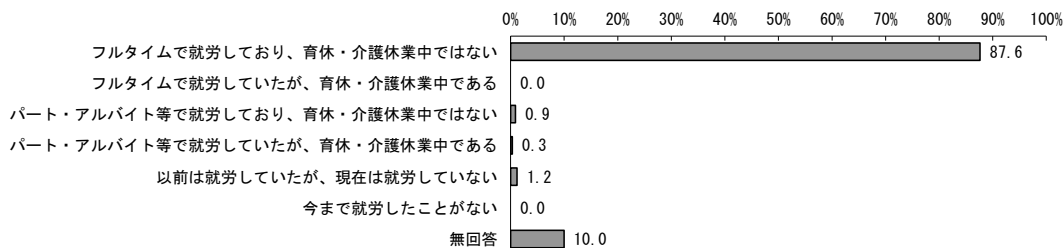
問5 あて名のお子さんの子育て（教育含む）を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係であてはまる番号1つに○をつけてください。



No.	回答項目	n
1	父母両方	211
2	主に母親	105
3	主に父親	5
4	主に祖父母	5
5	その他	3
	無回答	2

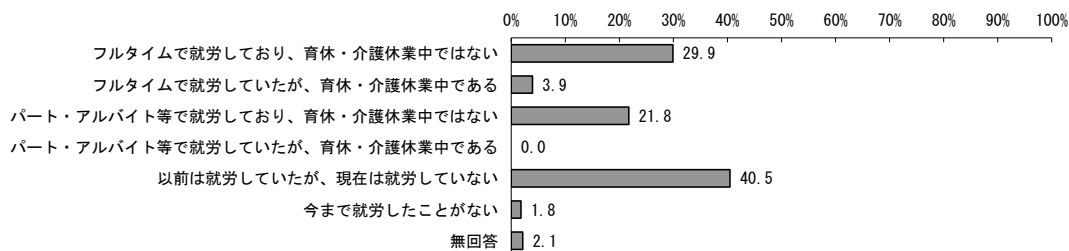
問6 あて名のお子さんのご両親の就労状況（自営業の方とその家族従事者を含む）についてうかがいます。

【父親の就労状況】



No.	回答項目	n
1	フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない	290
2	フルタイムで就労していたが、育休・介護休業中である	0
3	パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない	3
4	パート・アルバイト等で就労していたが、育休・介護休業中である	1
5	以前は就労していたが、現在は就労していない	4
6	今まで就労したことがない	0
	無回答	33

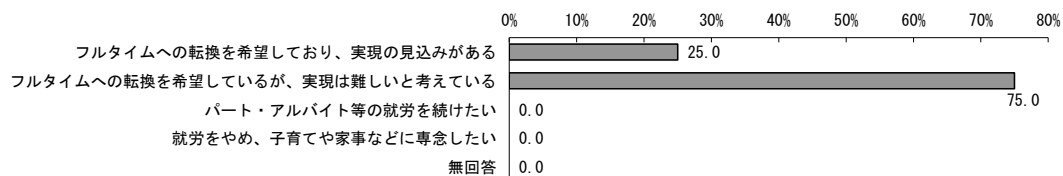
【母親の就労状況】



No.	回答項目	n
1	フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない	99
2	フルタイムで就労していたが、育休・介護休業中である	13
3	パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない	72
4	パート・アルバイト等で就労していたが、育休・介護休業中である	0
5	以前は就労していたが、現在は就労していない	134
6	今まで就労したことがない	6
	無回答	7

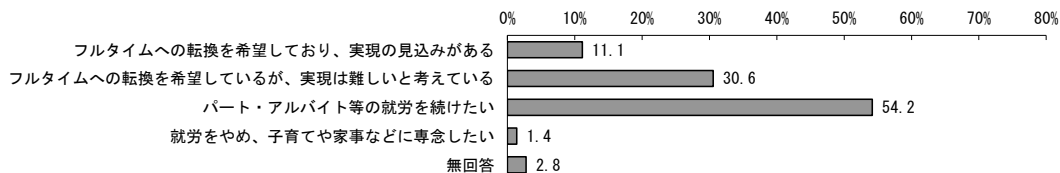
問6-1 問6で「3」または「4」（パート・アルバイト等で就労している）に○をつけた方にうかがいます。今後の就労についての希望をお聞かせください。

【父親の今後の就労についての希望】



No.	回答項目	n
1	フルタイムへの転換を希望しており、実現の見込みがある	1
2	フルタイムへの転換を希望しているが、実現は難しいと考えている	3
3	パート・アルバイト等の就労を続けたい	0
4	就労をやめ、子育てや家事などに専念したい	0
	無回答	0

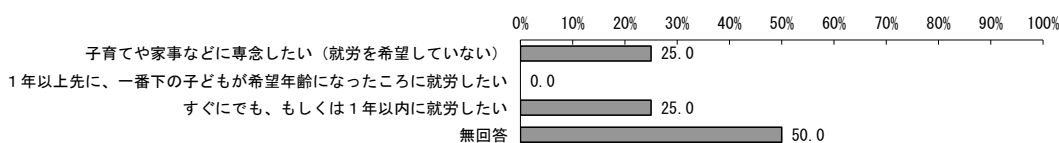
【母親の今後の就労についての希望】



No.	回答項目	n
1	フルタイムへの転換を希望しており、実現の見込みがある	8
2	フルタイムへの転換を希望しているが、実現は難しいと考えている	22
3	パート・アルバイト等の就労を続けたい	39
4	就労をやめ、子育てや家事などに専念したい	1
	無回答	2

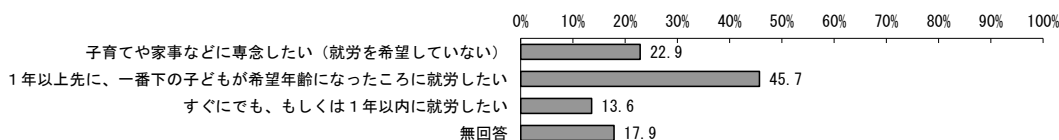
問6-2 問6で「5」または「6」（就労していない・就労したことがない）に○をつけた方にうかがいます。今後の就労についての希望をお聞かせください。

【父親の今後の就労希望】



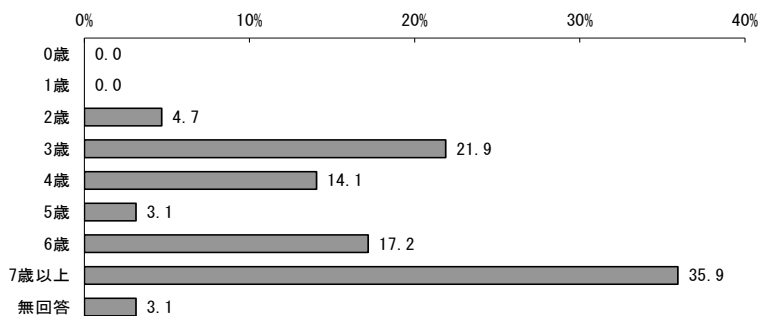
No.	回答項目	n
1	子育てや家事などに専念したい (就労を希望していない)	1
2	1年以上先に、一番下の子どもが希望年齢になったときに就労したい	0
3	すぐにも、もしくは1年以内に就労したい	1
	無回答	2

【母親の今後の就労希望】



No.	回答項目	n
1	子育てや家事などに専念したい (就労を希望していない)	32
2	1年以上先に、一番下の子どもが希望年齢になったときに就労したい	64
3	すぐにも、もしくは1年以内に就労したい	19
	無回答	25

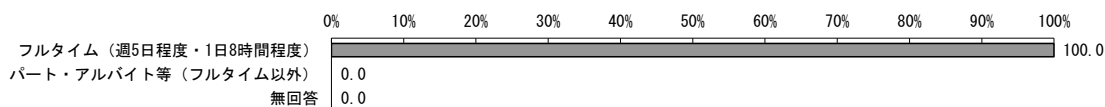
【一番下の子どもの希望年齢】



No.	回答項目	n
1	0歳	0
2	1歳	0
3	2歳	3
4	3歳	14
5	4歳	9
6	5歳	2
7	6歳	11
8	7歳以上	23
	無回答	2

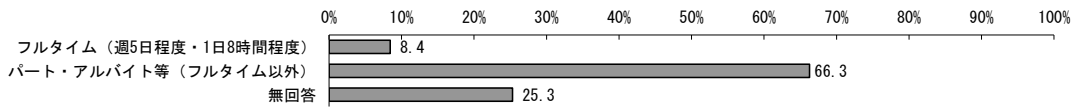
問6-3 問6-2で「2」または「3」（就労したい）に○をつけた方にうかがいます。希望する就労形態をお答えください。

【父親の希望する就労形態】



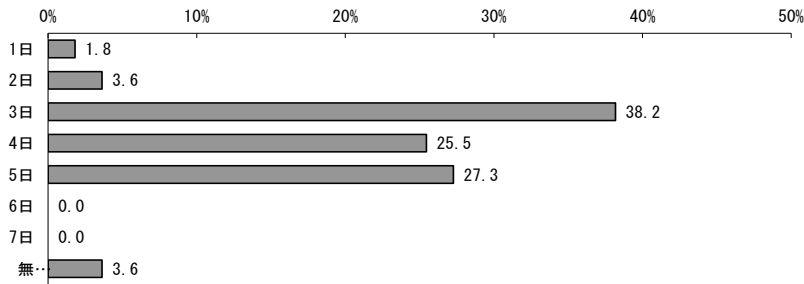
No.	回答項目	n
1	フルタイム (週5日程度・1日8時間程度)	1
2	パート・アルバイト等 (フルタイム以外)	0
	無回答	0

【母親の希望する就労形態】



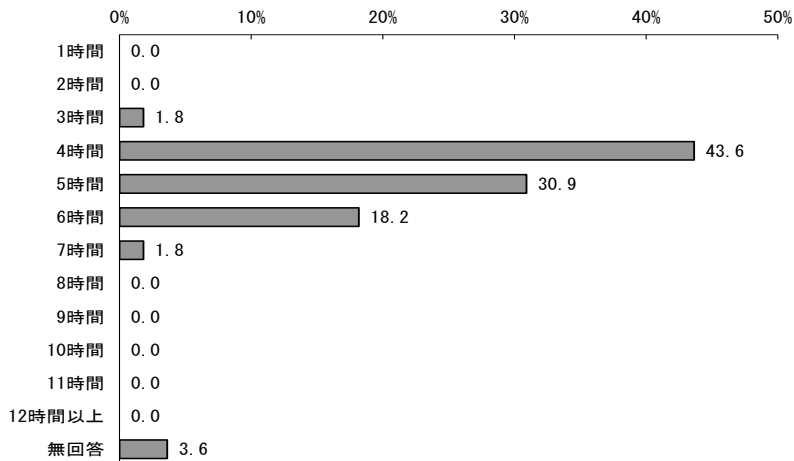
No.	回答項目	n
1	フルタイム (週5日程度・1日8時間程度)	7
2	パート・アルバイト等 (フルタイム以外)	55
	無回答	21

【母親：1週あたり/日】



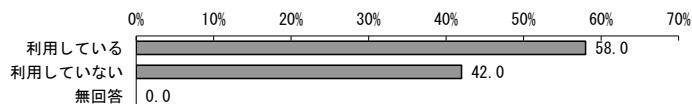
No.	回答項目	n
1	1日	1
2	2日	2
3	3日	21
4	4日	14
5	5日	15
6	6日	0
7	7日	0
	無回答	2

【母親：1日あたり/時間】



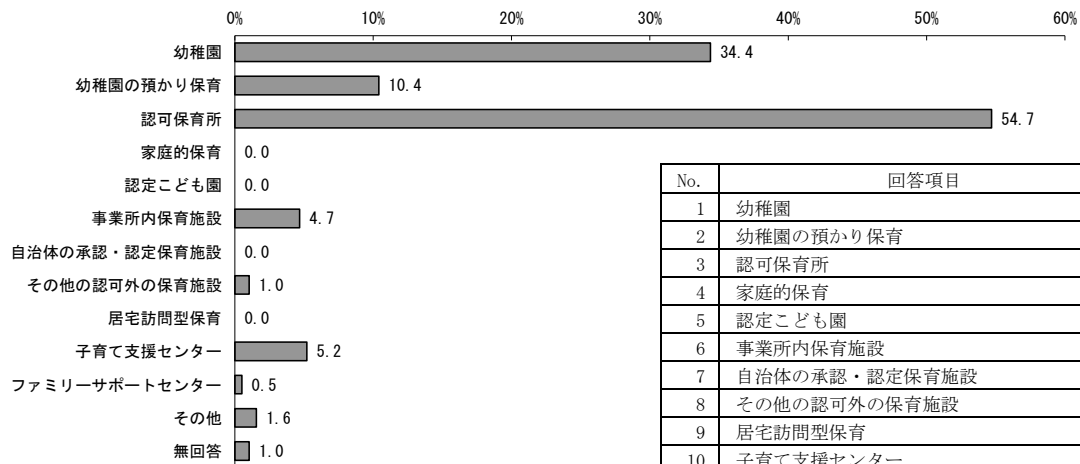
No.	回答項目	n
1	1時間	0
2	2時間	0
3	3時間	1
4	4時間	24
5	5時間	17
6	6時間	10
7	7時間	1
8	8時間	0
9	9時間	0
10	10時間	0
11	11時間	0
12	12時間以上	0
	無回答	2

問7 あて名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。



No.	回答項目	n
1	利用している	192
2	利用していない	139
	無回答	0

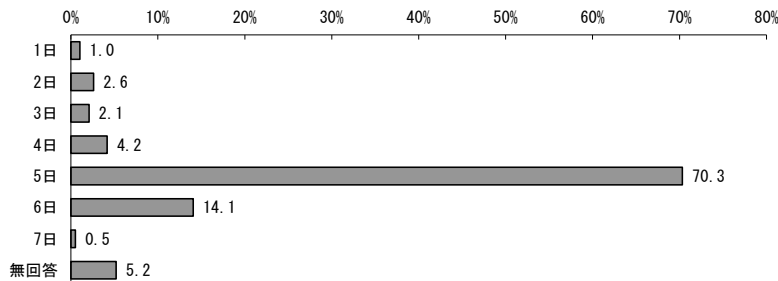
問7-1 問7-1～問7-3は、問7で「1. 利用している」に○をつけた方にうかがいます。
 あて名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的
 に」利用している事業をお答えください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。



No.	回答項目	n
1	幼稚園	66
2	幼稚園の預かり保育	20
3	認可保育所	105
4	家庭的保育	0
5	認定こども園	0
6	事業所内保育施設	9
7	自治体の承認・認定保育施設	0
8	その他の認可外の保育施設	2
9	居宅訪問型保育	0
10	子育て支援センター	10
11	ファミリー・サポート・センター	1
12	その他	3
	無回答	2

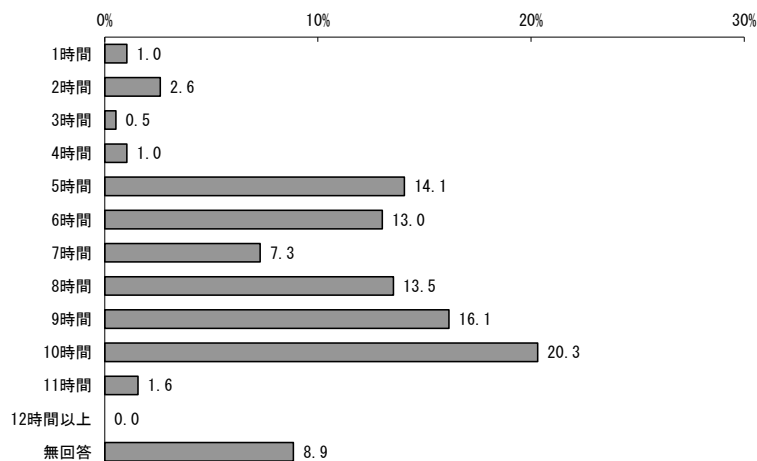
問7-2 平日に定期的にご利用している教育・保育の事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。1週あたり何日、1日あたり何時間（何時から何時まで）かを、[]内に具体的な数字でご記入ください。

【現在：1週あたり/日】



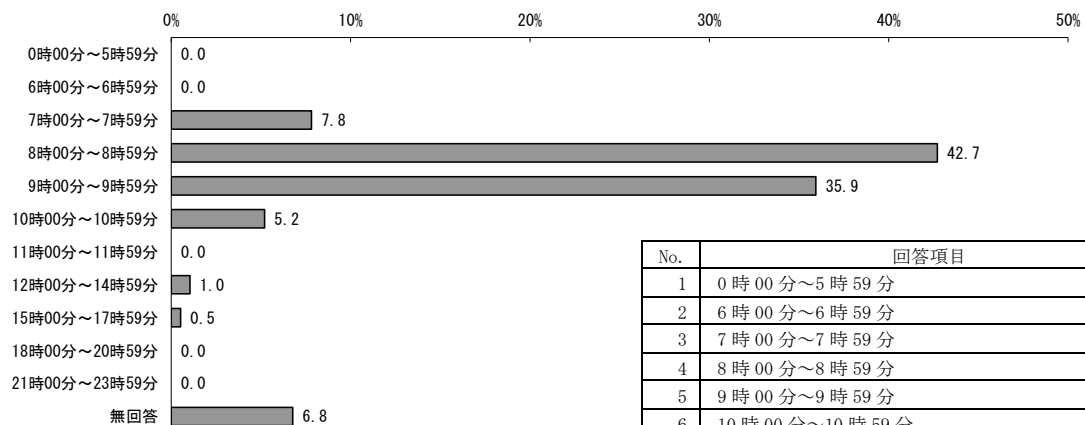
No.	回答項目	n
1	1日	2
2	2日	5
3	3日	4
4	4日	8
5	5日	135
6	6日	27
7	7日	1
	無回答	10

【現在：1日あたり/時間】



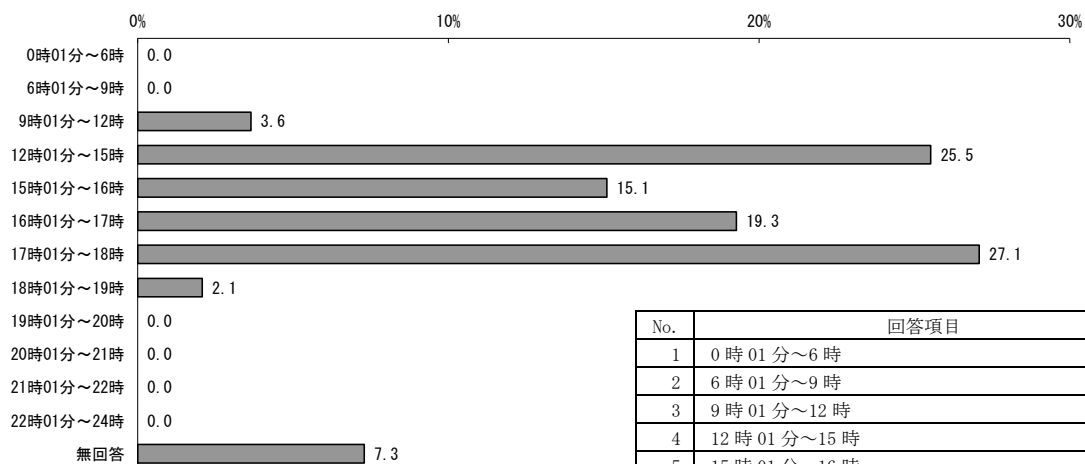
No.	回答項目	n
1	1時間	2
2	2時間	5
3	3時間	1
4	4時間	2
5	5時間	27
6	6時間	25
7	7時間	14
8	8時間	26
9	9時間	31
10	10時間	39
11	11時間	3
12	12時間以上	0
	無回答	17

【現在：始まりの時間】



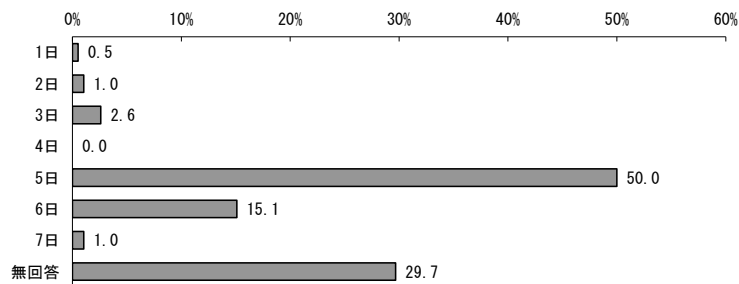
No.	回答項目	n
1	0時00分～5時59分	0
2	6時00分～6時59分	0
3	7時00分～7時59分	15
4	8時00分～8時59分	82
5	9時00分～9時59分	69
6	10時00分～10時59分	10
7	11時00分～11時59分	0
8	12時00分～14時59分	2
9	15時00分～17時59分	1
10	18時00分～20時59分	0
11	21時00分～23時59分	0
	無回答	13

【現在：終りの時間】



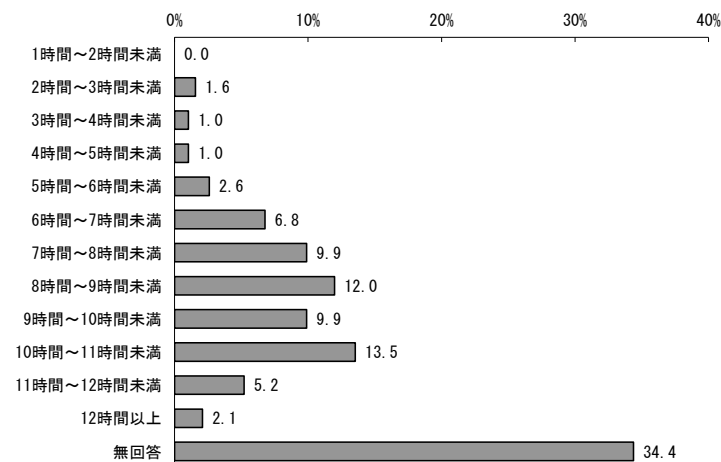
No.	回答項目	n
1	0時01分～6時	0
2	6時01分～9時	0
3	9時01分～12時	7
4	12時01分～15時	49
5	15時01分～16時	29
6	16時01分～17時	37
7	17時01分～18時	52
8	18時01分～19時	4
9	19時01分～20時	0
10	20時01分～21時	0
11	21時01分～22時	0
12	22時01分～24時	0
	無回答	14

【希望：1週あたり/日】



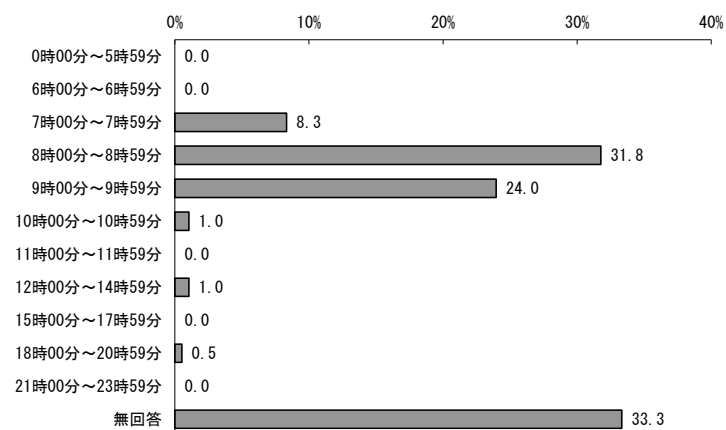
No.	回答項目	n
1	1日	1
2	2日	2
3	3日	5
4	4日	0
5	5日	96
6	6日	29
7	7日	2
	無回答	57

【希望：1日あたり/時間】



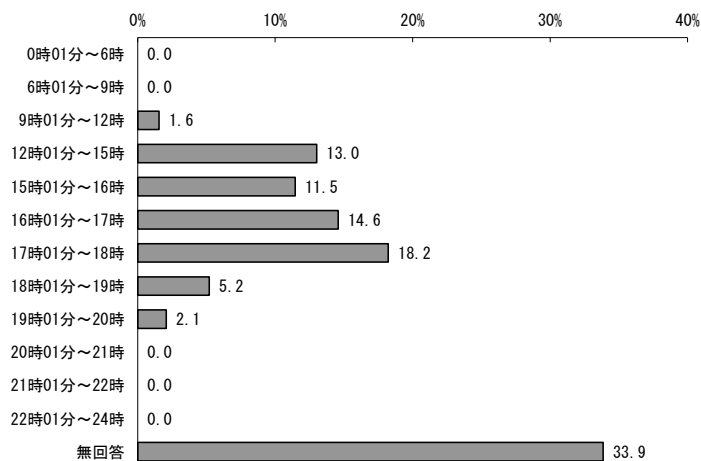
No.	回答項目	n
1	1時間～2時間未満	0
2	2時間～3時間未満	3
3	3時間～4時間未満	2
4	4時間～5時間未満	2
5	5時間～6時間未満	5
6	6時間～7時間未満	13
7	7時間～8時間未満	19
8	8時間～9時間未満	23
9	9時間～10時間未満	19
10	10時間～11時間未満	26
11	11時間～12時間未満	10
12	12時間以上	4
	無回答	66

【希望：始まりの時間】



No.	回答項目	n
1	0時00分～5時59分	0
2	6時00分～6時59分	0
3	7時00分～7時59分	16
4	8時00分～8時59分	61
5	9時00分～9時59分	46
6	10時00分～10時59分	2
7	11時00分～11時59分	0
8	12時00分～14時59分	2
9	15時00分～17時59分	0
10	18時00分～20時59分	1
11	21時00分～23時59分	0
	無回答	64

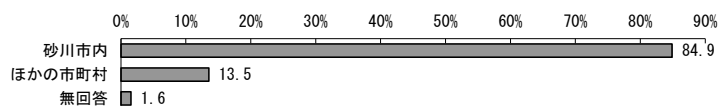
【希望：終りの時間】



No.	回答項目	n
1	0時01分～6時	0
2	6時01分～9時	0
3	9時01分～12時	3
4	12時01分～15時	25
5	15時01分～16時	22
6	16時01分～17時	28
7	17時01分～18時	35
8	18時01分～19時	10
9	19時01分～20時	4
10	20時01分～21時	0
11	21時01分～22時	0
12	22時01分～24時	0
	無回答	65

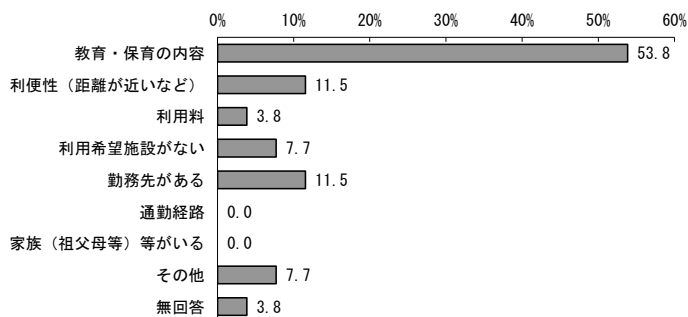
問7-3 問7で「1. 利用している」に○をつけた方にうかがいます。現在、利用している平日、幼稚園や保育所（定期的に利用する教育・保育の事業）などの実施場所についてうかがいます。「1」「2」のいずれかに○をつけて、「2」はその主な理由もお答えください。

【利用している幼稚園・保育園等の実施場所】



No.	回答項目	n
1	砂川市内	163
2	ほかの市町村	26
	無回答	3

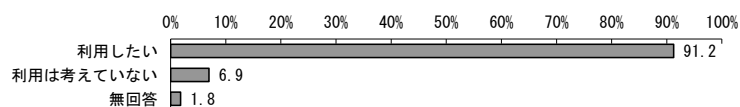
【他市町村で利用している最も大きい理由】



No.	回答項目	n
1	教育・保育の内容	14
2	利便性（距離が近いなど）	3
3	利用料	1
4	利用希望施設がない	2
5	勤務先がある	3
6	通勤経路	0
7	家族（祖父母等）等がいる	0
8	その他	2
	無回答	1

問7-4 すべての方にうかがいます。平日、幼稚園や保育所（定期的に利用する教育・保育の事業）などについて、今後、利用を希望する施設についてうかがいます。

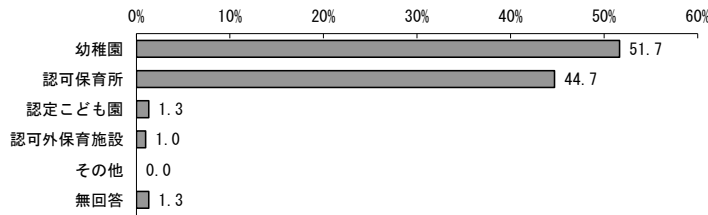
（1）平日、定期的に利用する教育・保育の事業について、今後利用したいかどうか、あてはまる番号1つに○をつけてください。



No.	回答項目	n
1	利用したい	302
2	利用は考えていない	23
	無回答	6

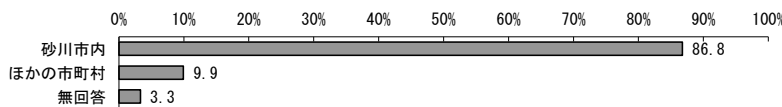
問7-4 (2) 利用したいとお答えの方にうかがいます。それぞれ1つずつをつけてください。

【利用を希望する施設】



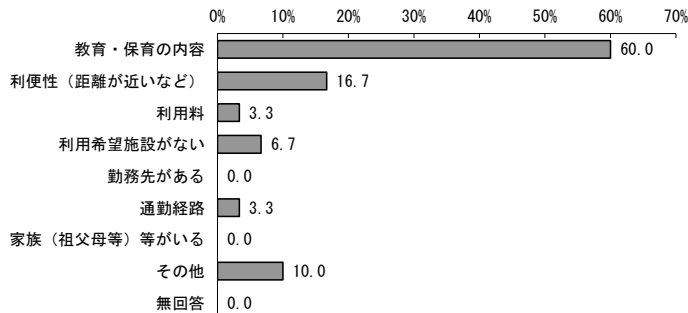
No.	回答項目	n
1	幼稚園	156
2	認可保育所	135
3	認定こども園	4
4	認可外保育施設	3
5	その他	0
	無回答	4

【希望する所在地】



No.	回答項目	n
1	砂川市内	262
2	ほかの市町村	30
	無回答	10

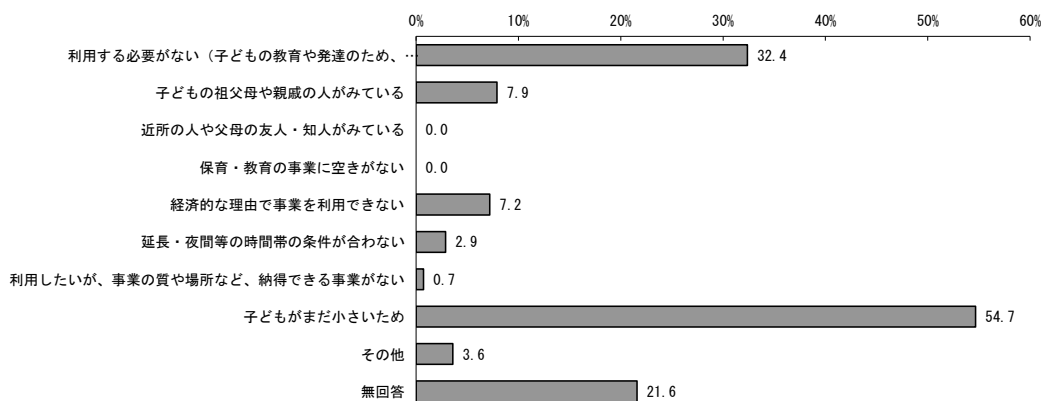
【ほかの市町村を希望する最も大きい理由】



No.	回答項目	n
1	教育・保育の内容	18
2	利便性（距離が近いなど）	5
3	利用料	1
4	利用希望施設がない	2
5	勤務先がある	0
6	通勤経路	1
7	家族（祖父母等）等がいる	0
8	その他	3
	無回答	0

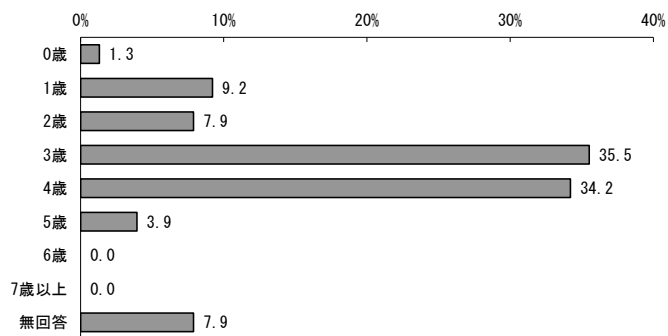
問7-5 問7で「2. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。利用していない理由は何ですか。理由としてあてはまる番号すべてに○をつけてください。

【利用していない理由】



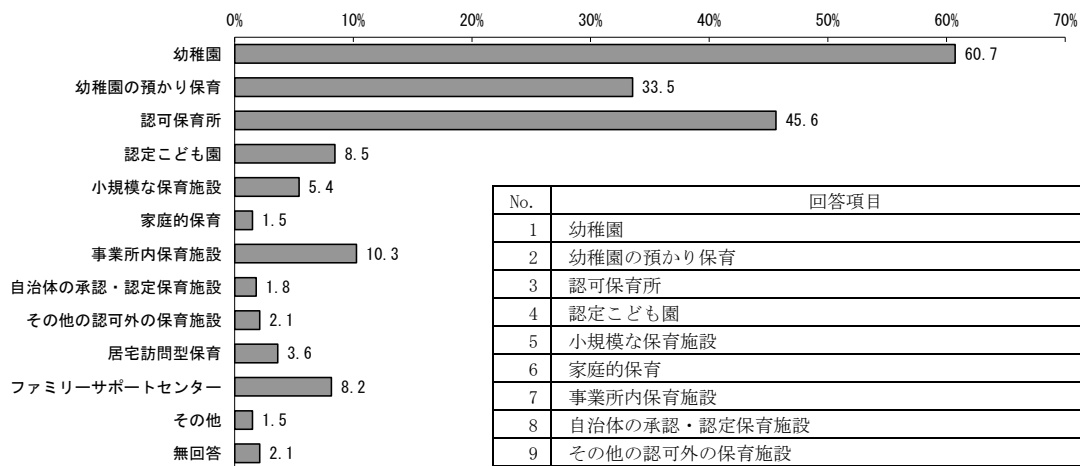
No.	回答項目	n	No.	回答項目	n
1	利用する必要がない（子どもの教育や発達のため、母親か父親が就労していないなどの理由）	45	6	延長・夜間等の時間帯の条件が合わない	4
2	子どもの祖父母や親戚の人がみている	11	7	利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない	1
3	近所の人や父母の友人・知人がみている	0	8	子どもがまだ小さいため	76
4	保育・教育の事業に空きがない	0	9	その他	5
5	経済的な理由で事業を利用できない	10		無回答	30

【子どもの希望年齢】



No.	回答項目	n
1	0歳	1
2	1歳	7
3	2歳	6
4	3歳	27
5	4歳	26
6	5歳	3
7	6歳	0
8	7歳以上	0
	無回答	6

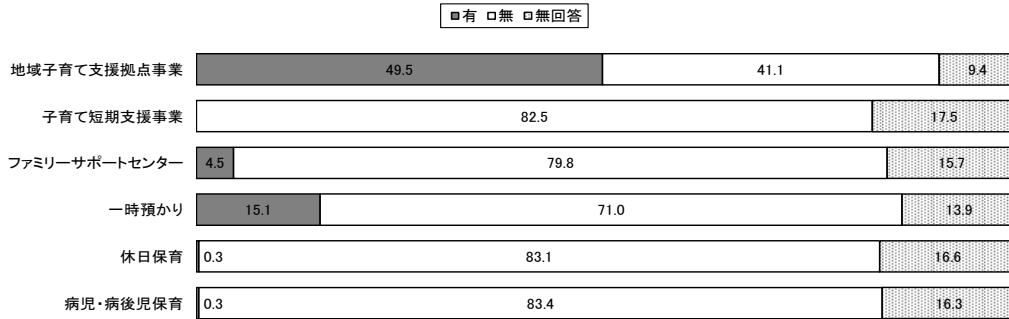
問8 すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、あて名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。



No.	回答項目	n
1	幼稚園	201
2	幼稚園の預かり保育	111
3	認可保育所	151
4	認定こども園	28
5	小規模な保育施設	18
6	家庭的保育	5
7	事業所内保育施設	34
8	自治体の承認・認定保育施設	6
9	その他の認可外の保育施設	7
10	居宅訪問型保育	12
11	ファミリー・サポート・センター	27
12	その他	5
	無回答	7

問8-1 すべての方に向かって。子育て支援事業について今までの利用実績と今後の希望について、あてはまるものそれぞれ1つずつに○をつけてください。実施場所については、数字に○をつけてください。ほかの市町村の場合は、市町村名もお書きください。

【現状 利用実績】



地域子育て支援拠点事業

No.	回答項目	n
1	有	164
2	無	136
	無回答	31

子育て短期支援事業

No.	回答項目	n
1	有	0
2	無	273
	無回答	58

ファミリー・サポート・センター

No.	回答項目	n
1	有	15
2	無	264
	無回答	52

一時預かり

No.	回答項目	n
1	有	50
2	無	235
	無回答	46

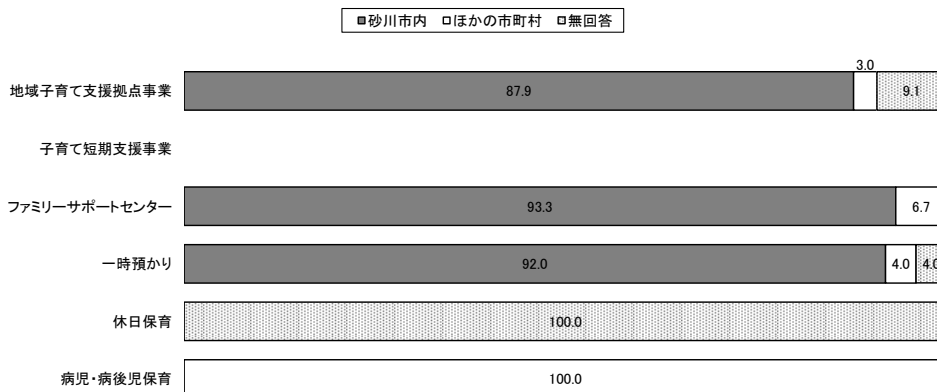
休日保育

No.	回答項目	n
1	有	1
2	無	275
	無回答	55

病児・病後児保育

No.	回答項目	n
1	有	1
2	無	276
	無回答	54

【現状 実施場所】



地域子育て支援拠点事業

No.	回答項目	n
1	砂川市内	144
2	他の市町村	5
	無回答	15

子育て短期支援事業

No.	回答項目	n
1	砂川市内	0
2	他の市町村	0
	無回答	0

ファミリー・サポート・センター

No.	回答項目	n
1	砂川市内	14
2	他の市町村	1
	無回答	0

一時預かり

No.	回答項目	n
1	砂川市内	46
2	他の市町村	2
	無回答	2

休日保育

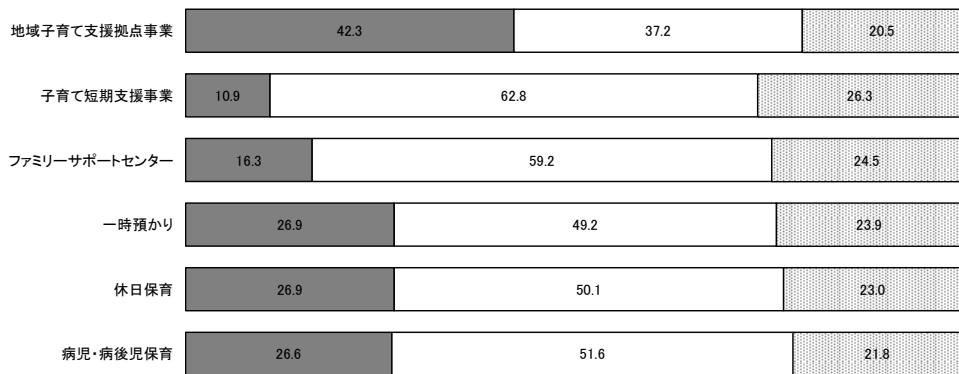
No.	回答項目	n
1	砂川市内	0
2	他の市町村	0
	無回答	1

病児・病後児保育

No.	回答項目	n
1	砂川市内	0
2	他の市町村	1
	無回答	0

【今後 利用希望】

■有 □無 □無回答



地域子育て支援拠点事業

No.	回答項目	n
1	有	140
2	無	123
	無回答	68

子育て短期支援事業

No.	回答項目	n
1	有	36
2	無	208
	無回答	87

ファミリー・サポート・センター

No.	回答項目	n
1	有	54
2	無	196
	無回答	81

一時預かり

No.	回答項目	n
1	有	89
2	無	163
	無回答	79

休日保育

No.	回答項目	n
1	有	89
2	無	166
	無回答	76

病児・病後児保育

No.	回答項目	n
1	有	88
2	無	171
	無回答	72

【今後 希望実施場所】



地域子育て支援拠点事業

No.	回答項目	n
1	砂川市内	120
2	ほかの市町村	1
	無回答	19

子育て短期支援事業

No.	回答項目	n
1	砂川市内	32
2	ほかの市町村	1
	無回答	3

ファミリー・サポート・センター

No.	回答項目	n
1	砂川市内	48
2	ほかの市町村	0
	無回答	6

一時預かり

No.	回答項目	n
1	砂川市内	79
2	ほかの市町村	2
	無回答	8

休日保育

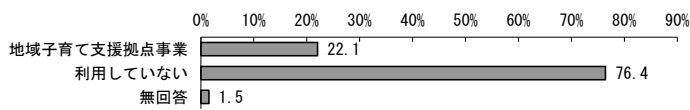
No.	回答項目	n
1	砂川市内	74
2	ほかの市町村	2
	無回答	13

病児・病後児保育

No.	回答項目	n
1	砂川市内	74
2	ほかの市町村	3
	無回答	11

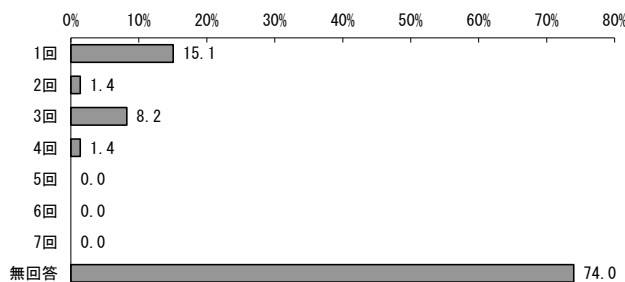
問9 あて名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「子育て支援センター」「つどいの広場」等と呼ばれています）を利用していますか。次の中から、あてはまる番号に○をつけてください。また、おおよその利用回数（頻度）を[]内に数字でご記入ください。

【地域子育て支援拠点事業の利用】



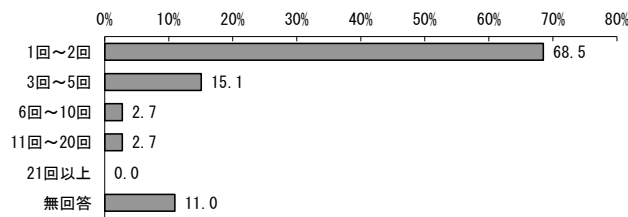
No.	回答項目	n
1	地域子育て支援拠点事業	73
2	利用していない	253
	無回答	5

【利用している回数/週】



No.	回答項目	n
1	1回	11
2	2回	1
3	3回	6
4	4回	1
5	5回	0
6	6回	0
7	7回	0
	無回答	54

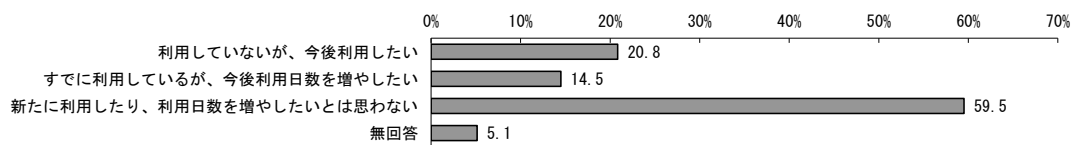
【利用している回数/月】



No.	回答項目	n
1	1回～2回	50
2	3回～5回	11
3	6回～10回	2
4	11回～20回	2
5	21回以上	0
	無回答	8

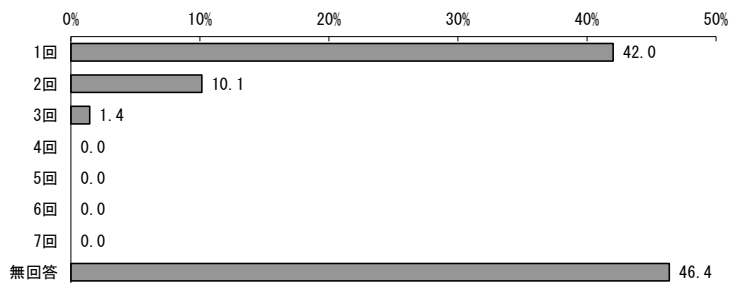
問10 問9のような地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか。あてはまる番号1つに○をつけて、おおよその利用回数（頻度）を[]内に数字でご記入ください。

【地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向】



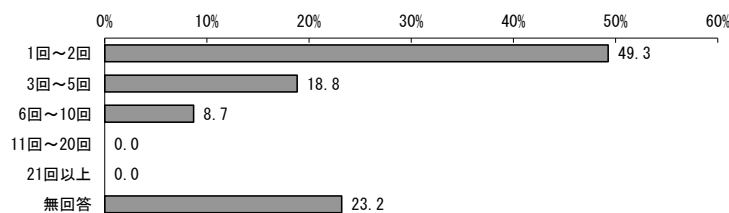
No.	回答項目	n
1	利用していないが、今後利用したい	69
2	すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい	48
3	新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない	197
	無回答	17

【利用していないが今後利用したい回数/週】



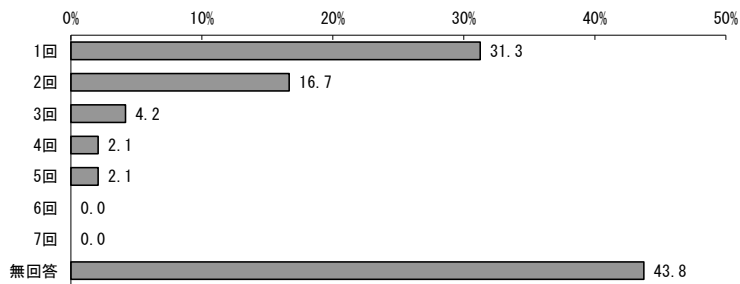
No.	回答項目	n
1	1回	29
2	2回	7
3	3回	1
4	4回	0
5	5回	0
6	6回	0
7	7回	0
	無回答	32

【利用していないが今後利用したい回数/月】



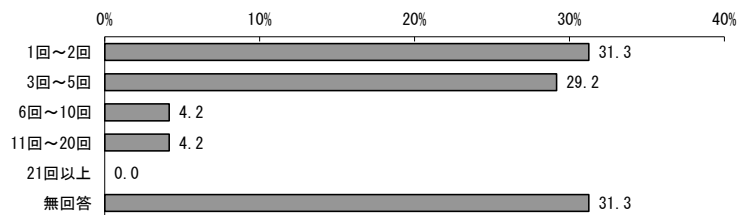
No.	回答項目	n
1	1回～2回	34
2	3回～5回	13
3	6回～10回	6
4	11回～20回	0
5	21回以上	0
	無回答	16

【今後利用日数を増やしたい回数/週】



No.	回答項目	n
1	1回	15
2	2回	8
3	3回	2
4	4回	1
5	5回	1
6	6回	0
7	7回	0
	無回答	21

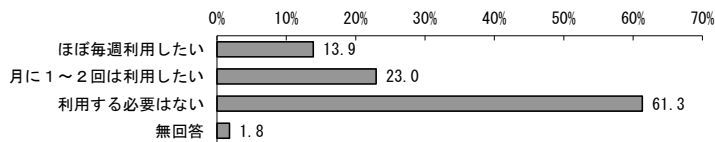
【今後利用日数を増やしたい回数/月】



No.	回答項目	n
1	1回~2回	15
2	3回~5回	14
3	6回~10回	2
4	11回~20回	2
5	21回以上	0
	無回答	15

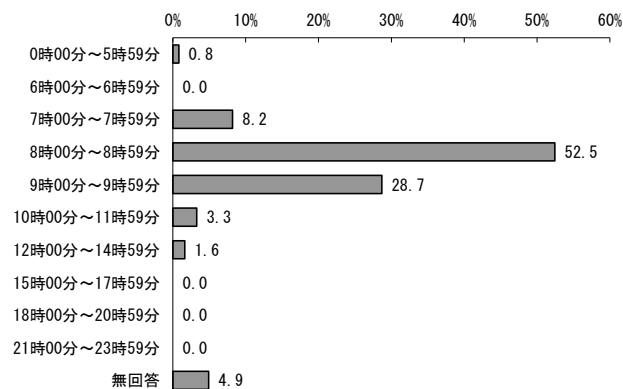
問11 あて名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。あてはまる番号1つに○をつけて、希望がある場合は、利用したい時間帯を、（例）9時～18時のように24時間制でご記入ください。

【定期的な教育・保育の事業の利用希望：土曜日】



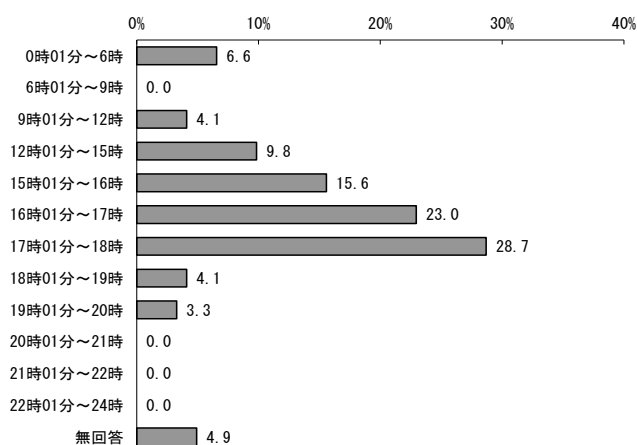
No.	回答項目	n
1	ほぼ毎週利用したい	46
2	月に1~2回は利用したい	76
3	利用する必要はない	203
	無回答	6

【土曜日：利用したい時間帯始め】



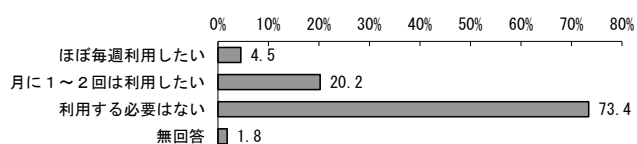
No.	回答項目	n
1	0時00分~5時59分	1
2	6時00分~6時59分	0
3	7時00分~7時59分	10
4	8時00分~8時59分	64
5	9時00分~9時59分	35
6	10時00分~11時59分	4
7	12時00分~14時59分	2
8	15時00分~17時59分	0
9	18時00分~20時59分	0
10	21時00分~23時59分	0
	無回答	6

【土曜日：利用したい時間帯終り】



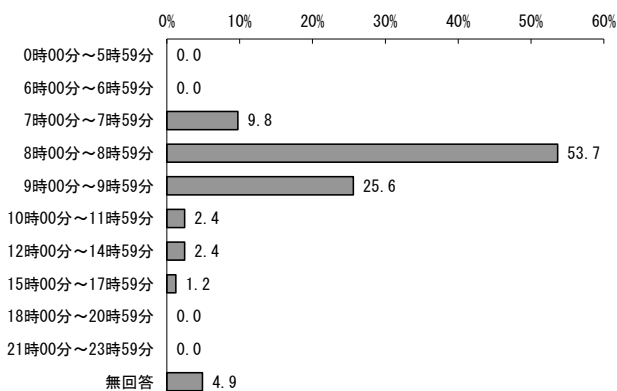
No.	回答項目	n
1	0時01分～6時	8
2	6時01分～9時	0
3	9時01分～12時	5
4	12時01分～15時	12
5	15時01分～16時	19
6	16時01分～17時	28
7	17時01分～18時	35
8	18時01分～19時	5
9	19時01分～20時	4
10	20時01分～21時	0
11	21時01分～22時	0
12	22時01分～24時	0
	無回答	6

【定期的な教育・保育の事業の利用希望：日・祝日】



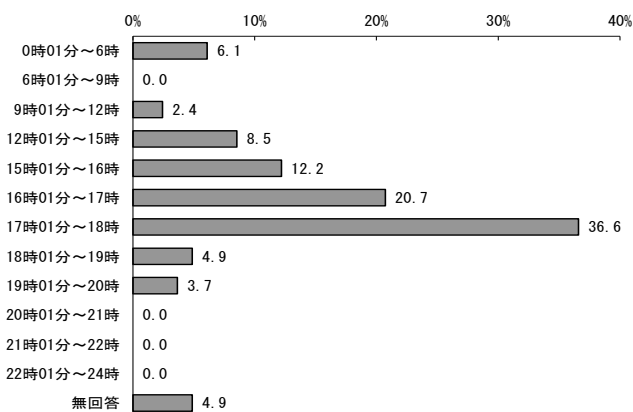
No.	回答項目	n
1	ほぼ毎週利用したい	15
2	月に1～2回は利用したい	67
3	利用する必要はない	243
	無回答	6

【日・祝日：利用したい時間帯始め】



No.	回答項目	n
1	0時00分～5時59分	0
2	6時00分～6時59分	0
3	7時00分～7時59分	8
4	8時00分～8時59分	44
5	9時00分～9時59分	21
6	10時00分～11時59分	2
7	12時00分～14時59分	2
8	15時00分～17時59分	1
9	18時00分～20時59分	0
10	21時00分～23時59分	0
	無回答	4

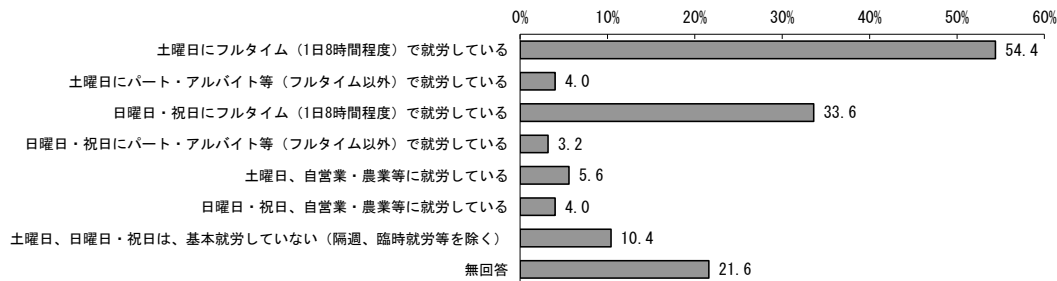
【日・祝日：利用したい時間帯終り】



No.	回答項目	n
1	0時01分～6時	5
2	6時01分～9時	0
3	9時01分～12時	2
4	12時01分～15時	7
5	15時01分～16時	10
6	16時01分～17時	17
7	17時01分～18時	30
8	18時01分～19時	4
9	19時01分～20時	3
10	20時01分～21時	0
11	21時01分～22時	0
12	22時01分～24時	0
	無回答	4

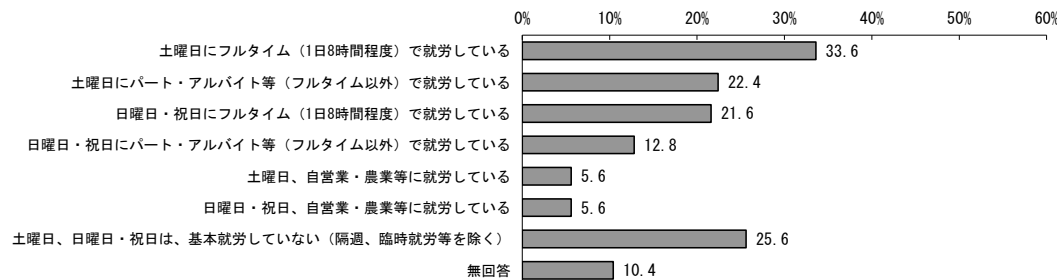
問11-1 土曜日または日曜日・祝日に「保育所」の利用希望されている方にうかがいます。土曜日または日曜日・祝日の就労状況（自営業の方とその家族従事者を含む）についてうかがいます。ひとり親の方は、ご自身に関する設問のみお答えください。

【土曜日または日曜日・祝日の父親の就労状況】



No.	回答項目	n
1	土曜日にフルタイム（1日8時間程度）で就労している	68
2	土曜日にパート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労している	5
3	日曜日・祝日にフルタイム（1日8時間程度）で就労している	42
4	日曜日・祝日にパート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労している	4
5	土曜日、自営業・農業等に就労している	7
6	日曜日・祝日、自営業・農業等に就労している	5
7	土曜日、日曜日・祝日は、基本就労していない（隔週、臨時就労等を除く）	13
	無回答	27

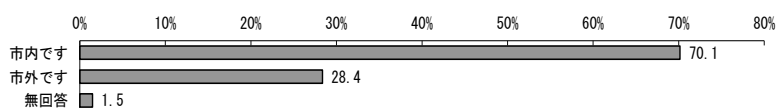
【土曜日または日曜日・祝日の母親の就労状況】



No.	回答項目	n
1	土曜日にフルタイム（1日8時間程度）で就労している	42
2	土曜日にパート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労している	28
3	日曜日・祝日にフルタイム（1日8時間程度）で就労している	27
4	日曜日・祝日にパート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労している	16
5	土曜日、自営業・農業等に就労している	7
6	日曜日・祝日、自営業・農業等に就労している	7
7	土曜日、日曜日・祝日は、基本就労していない（隔週、臨時就労等を除く）	32
	無回答	13

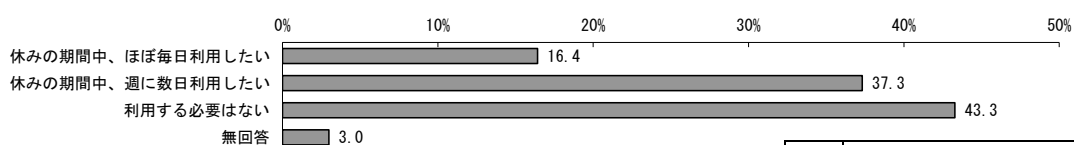
問12 「幼稚園」を利用されている方にうかがいます。あて名のお子さんについて、通われている幼稚園は、市内・市外のどちらですか。また、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。あてはまる番号それぞれに○をつけて、希望がある場合は、利用したい時間帯を、（例）9時～18時のように24時間制でご記入ください。

【通っている幼稚園】



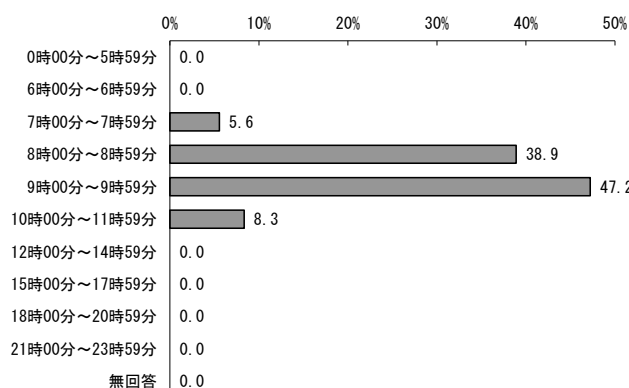
No.	回答項目	n
1	市内です	47
2	市外です	19
	無回答	1

【長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用希望】



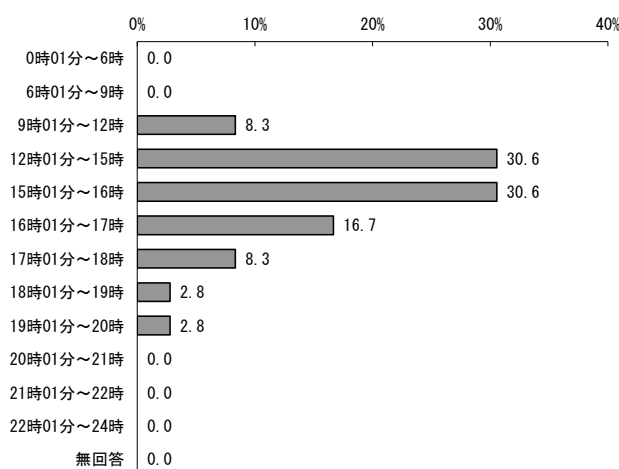
No.	回答項目	n
1	休みの期間中、ほぼ毎日利用したい	11
2	休みの期間中、週に数日利用したい	25
3	利用する必要はない	29
	無回答	2

【利用したい時間帯始め】



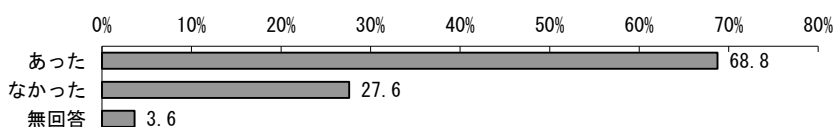
No.	回答項目	n
1	0時00分～5時59分	0
2	6時00分～6時59分	0
3	7時00分～7時59分	2
4	8時00分～8時59分	14
5	9時00分～9時59分	17
6	10時00分～11時59分	3
7	12時00分～14時59分	0
8	15時00分～17時59分	0
9	18時00分～20時59分	0
10	21時00分～23時59分	0
	無回答	0

【利用したい時間帯終り】



No.	回答項目	n
1	0時01分～6時	0
2	6時01分～9時	0
3	9時01分～12時	3
4	12時01分～15時	11
5	15時01分～16時	11
6	16時01分～17時	6
7	17時01分～18時	3
8	18時01分～19時	1
9	19時01分～20時	1
10	20時01分～21時	0
11	21時01分～22時	0
12	22時01分～24時	0
	無回答	0

問13 平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方（問7で「1」に○をつけた方）にうかがいます。利用していらっしゃらない方は、問14にお進みください。
この1年間に、あて名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。

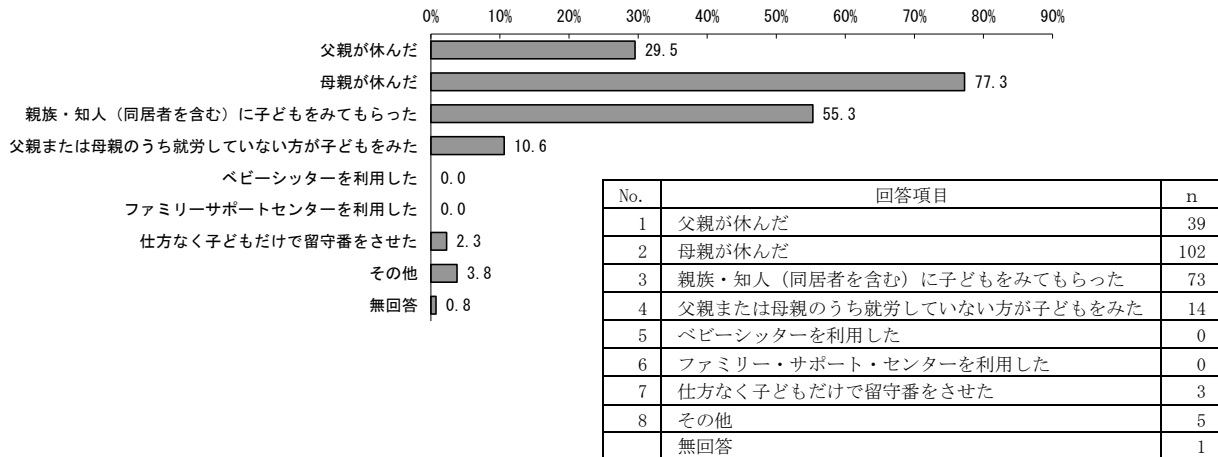


No.	回答項目	n
1	あった	132
2	なかった	53
	無回答	7

問13-1 問13で「1. あった」に○をつけた方にうかがいます。

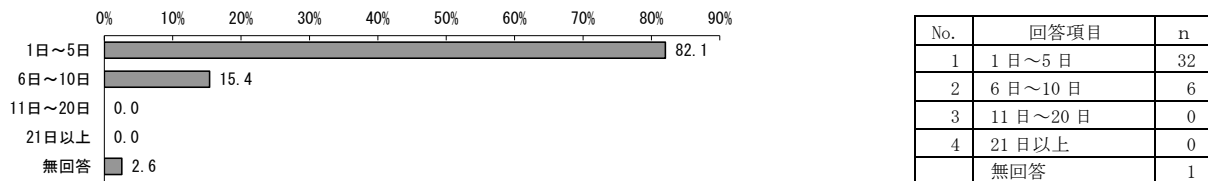
あて名のお子さんが病気やケガでふだん利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法としてあてはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も〔 〕内に数字でご記入ください（半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください。）。

【お子さんが病気やケガでふだん利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法】

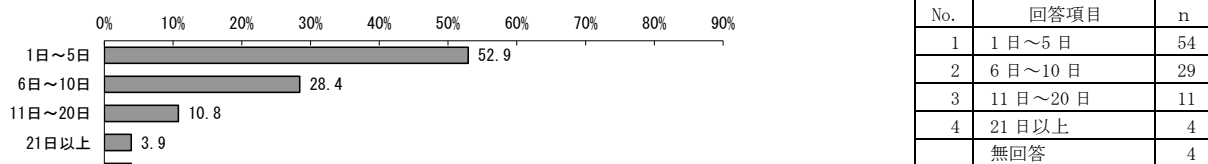


【対処方法ごとの年間日数】

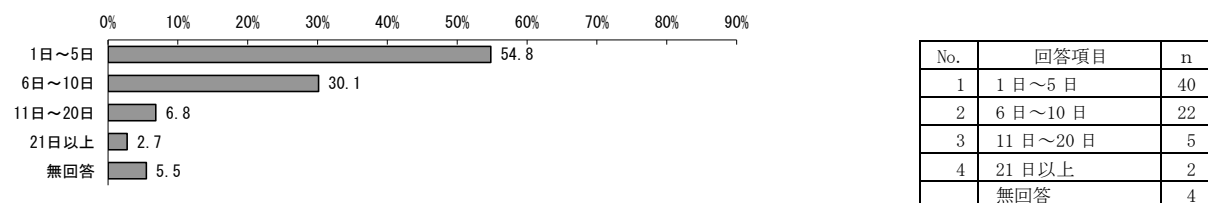
日数：父親が休んだ



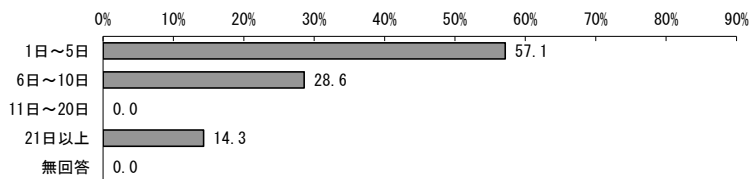
日数：母親が休んだ



日数：（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった

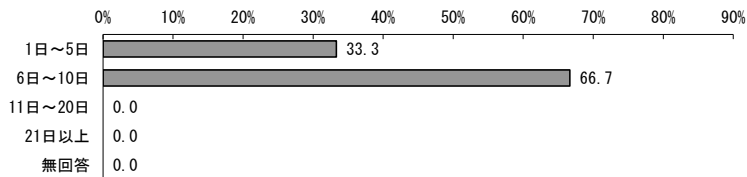


日数：父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた



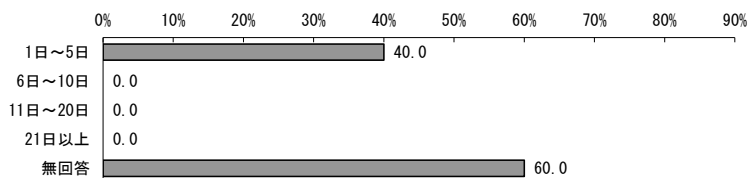
No.	回答項目	n
1	1日~5日	8
2	6日~10日	4
3	11日~20日	0
4	21日以上	2
	無回答	0

日数：仕方なく子どもだけで留守番をさせた



No.	回答項目	n
1	1日~5日	1
2	6日~10日	2
3	11日~20日	0
4	21日以上	0
	無回答	0

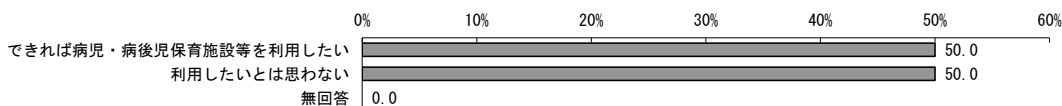
日数：その他



No.	回答項目	n
1	1日~5日	2
2	6日~10日	0
3	11日~20日	0
4	21日以上	0
	無回答	3

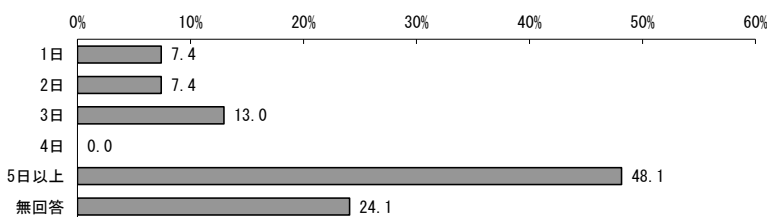
問13-2 問13-1で「1」「2」のいずれかに回答した方にうかがいます。
 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。あてはまる番号1つに○をつけ、日数についても[]内に数字でご記入ください。

【病児・病後児のための保育施設等の利用意向】



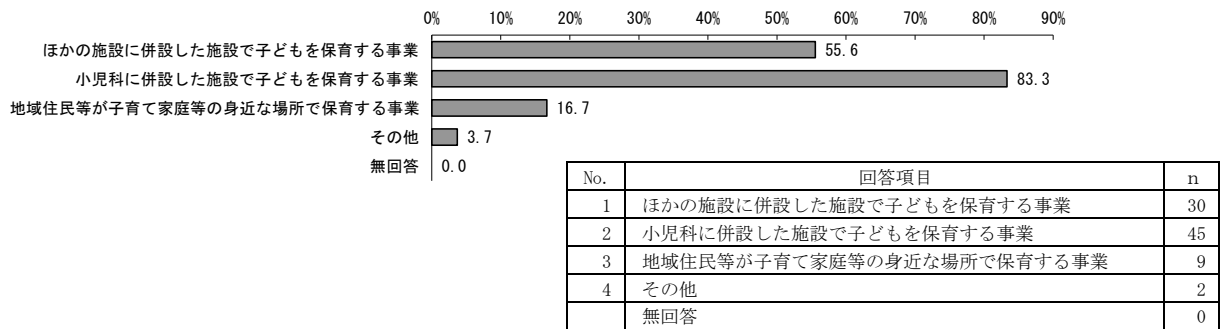
No.	回答項目	n
1	できれば病児・病後児保育施設等を利用したい	54
2	利用したいとは思わない	54
	無回答	0

【利用希望日数】

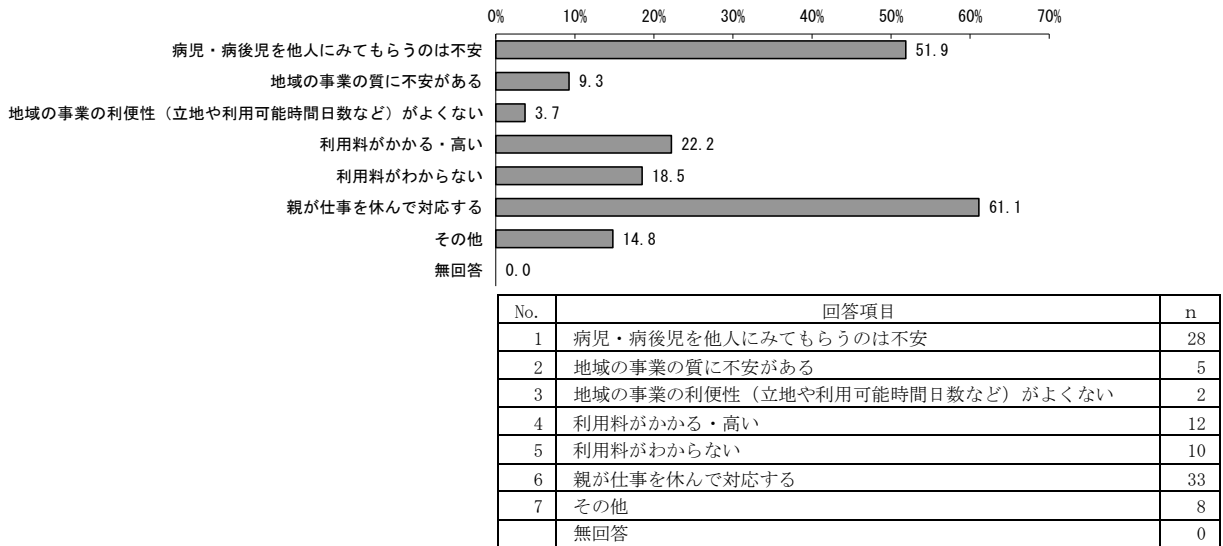


No.	回答項目	n
1	1日	4
2	2日	4
3	3日	7
4	4日	0
5	5日以上	26
	無回答	13

問13-3 問13-2で「1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」に○をつけた方にうかがいます。上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

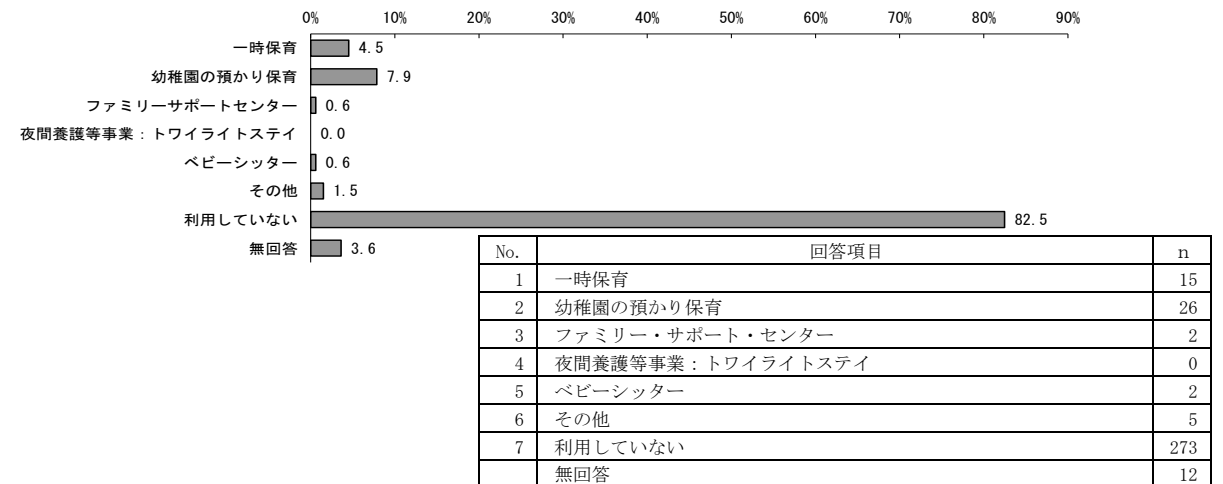


問13-4 問13-2で「2. 利用したいと思わない」に○をつけた方にうかがいます。そう思われる理由についてあてはまる番号すべてに○をつけてください。



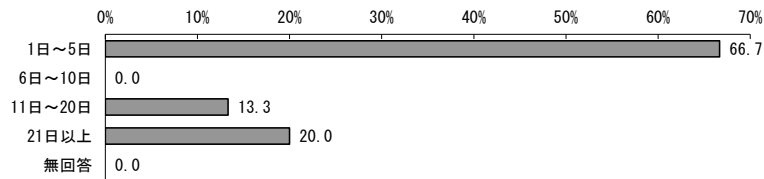
問14 あて名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。ある場合は、あてはまる番号すべてに○をつけ、1年間の利用日数(おおよそ)も[]内に数字でご記入ください。

【不定期に利用している事業の利用状況】



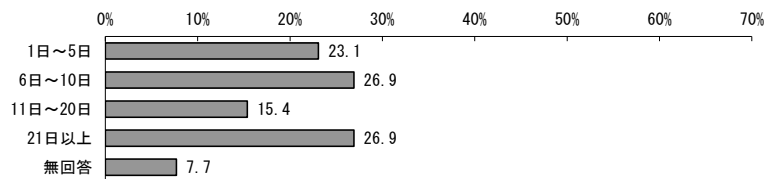
【事業ごとの年間日数】

日数：一時保育



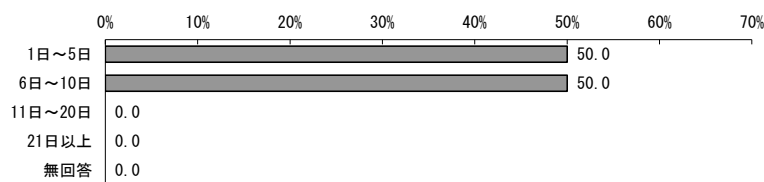
No.	回答項目	n
1	1日～5日	10
2	6日～10日	0
3	11日～20日	2
4	21日以上	3
	無回答	0

日数：幼稚園の預かり保育



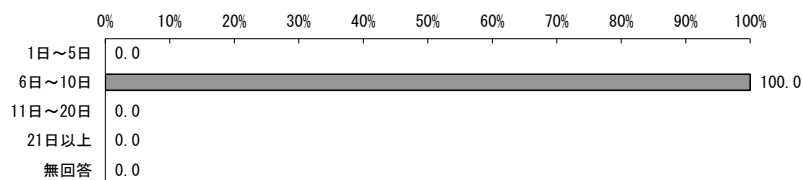
No.	回答項目	n
1	1日～5日	6
2	6日～10日	7
3	11日～20日	4
4	21日以上	7
	無回答	2

日数：ファミリー・サポート・センター



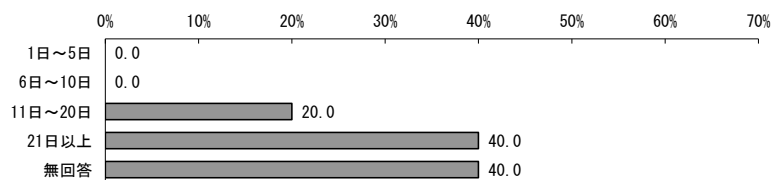
No.	回答項目	n
1	1日～5日	1
2	6日～10日	1
3	11日～20日	0
4	21日以上	0
	無回答	0

日数：ベビーシッター



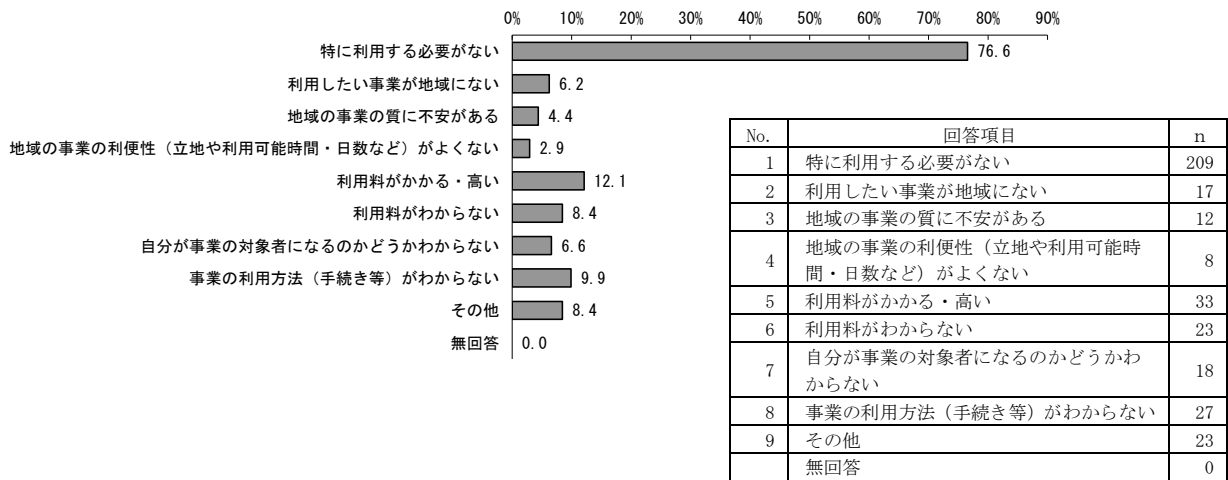
No.	回答項目	n
1	1日～5日	0
2	6日～10日	2
3	11日～20日	0
4	21日以上	0
	無回答	0

日数：その他



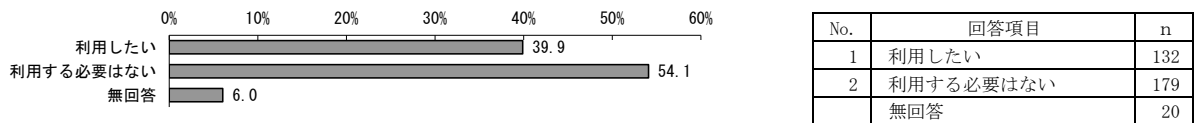
No.	回答項目	n
1	1日～5日	0
2	6日～10日	0
3	11日～20日	1
4	21日以上	2
	無回答	2

問14-1 問14で「7. 利用していない」と回答した方にうかがいます。現在利用していない理由は何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

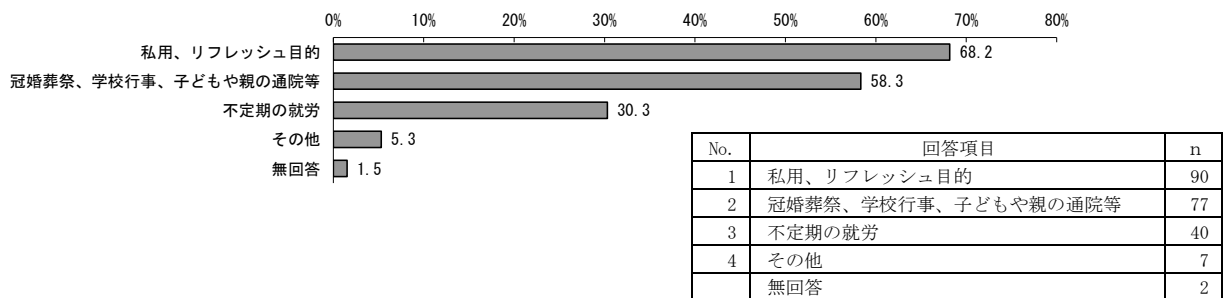


問15 あて名のお子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用する必要があると思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけ、必要な日数をご記入ください（利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を[]内に数字でご記入ください）。

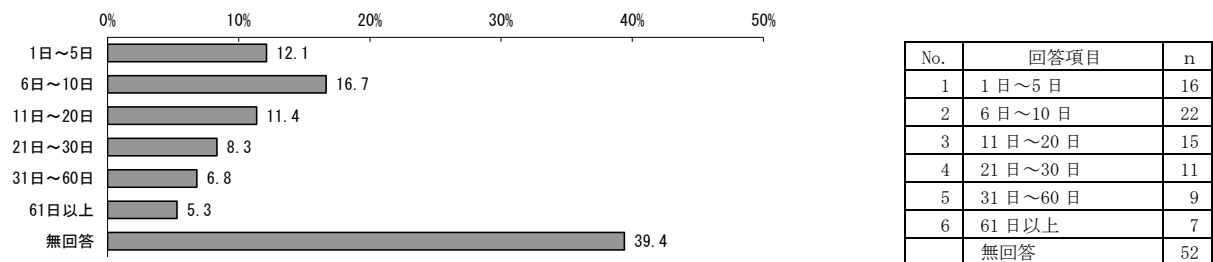
【不定期に利用している事業の利用意向】



【利用目的】

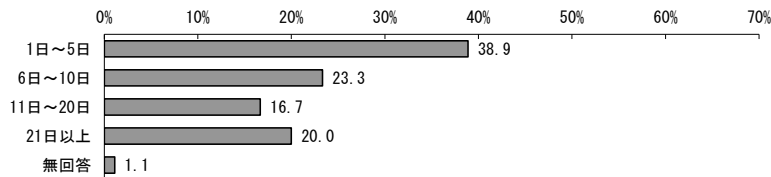


【合計日数】



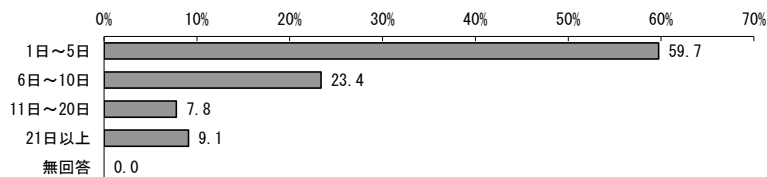
【目的ごとの年間日数】

必要日数：私用、リフレッシュ目的



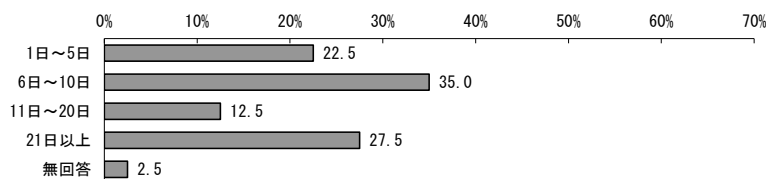
No.	回答項目	n
1	1日～5日	35
2	6日～10日	21
3	11日～20日	15
4	21日以上	18
	無回答	1

必要日数：冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等



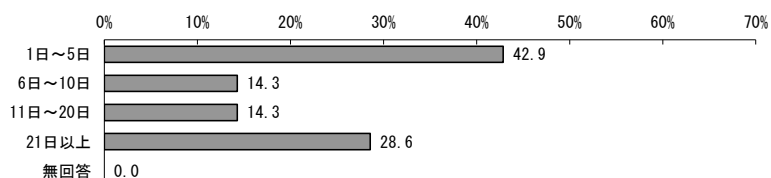
No.	回答項目	n
1	1日～5日	46
2	6日～10日	18
3	11日～20日	6
4	21日以上	7
	無回答	0

必要日数：不定期の就労



No.	回答項目	n
1	1日～5日	9
2	6日～10日	14
3	11日～20日	5
4	21日以上	11
	無回答	1

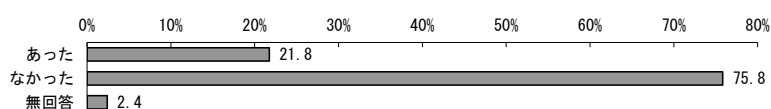
必要日数：その他



No.	回答項目	n
1	1日～5日	3
2	6日～10日	1
3	11日～20日	1
4	21日以上	2
	無回答	0

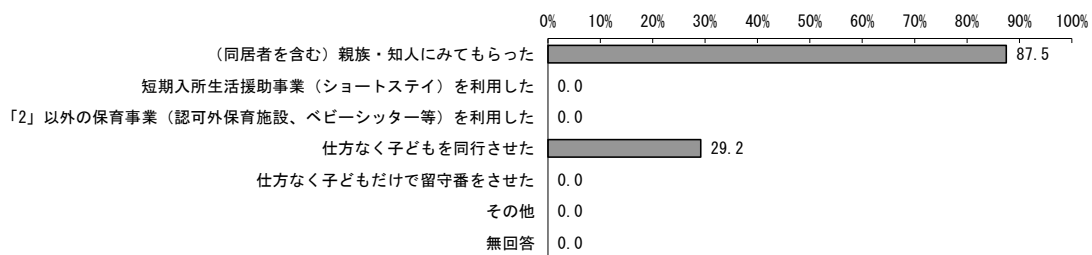
問16 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、あて名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。あった場合は、この1年間の対処方法としてあてはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も[]内に数字でご記入ください。

【お子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないこと】



No.	回答項目	n
1	あった	72
2	なかった	251
	無回答	8

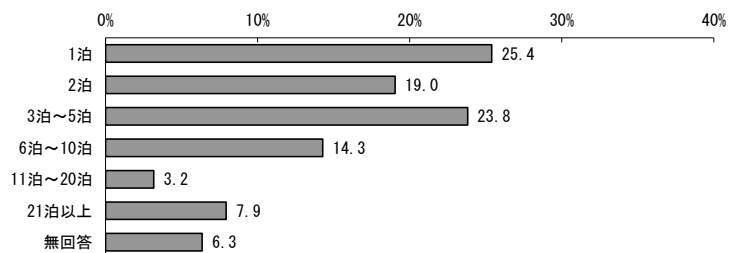
【1年間の対処方法】



No.	回答項目	n
1	(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった	63
2	短期入所生活援助事業 (ショートステイ) を利用した	0
3	「2」以外の保育事業 (認可外保育施設、ベビーシッター等) を利用した	0
4	仕方なく子どもを同行させた	21
5	仕方なく子どもだけで留守番をさせた	0
6	その他	0
	無回答	0

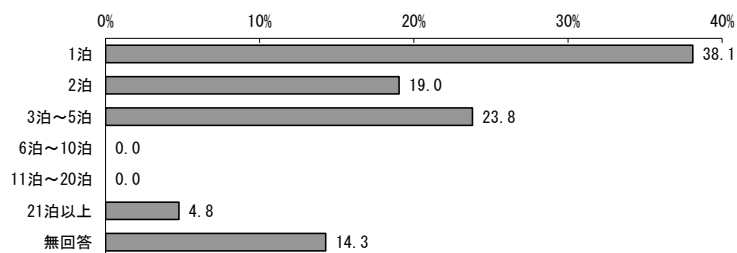
【対処方法ごとの年間日数】

(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった：年間日数



No.	回答項目	n
1	1泊	16
2	2泊	12
3	3泊～5泊	15
4	6泊～10泊	9
5	11泊～20泊	2
6	21泊以上	5
	無回答	4

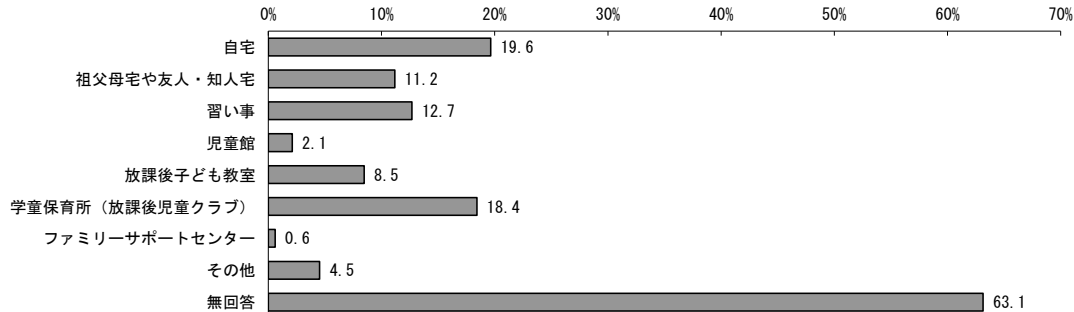
仕方なく子どもを同行させた：年間日数



No.	回答項目	n
1	1泊	8
2	2泊	4
3	3泊～5泊	5
4	6泊～10泊	0
5	11泊～20泊	0
6	21泊以上	1
	無回答	3

問17 あて名のお子さんが小学校に入学した後、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。低学年と高学年、それぞれの期間についてあてはまる番号すべてに○をつけてください。（現在、お持ちのイメージでお答えください。）
また、利用を希望する日数（学童保育所の場合は利用希望時間も）〔 〕内に数字でご記入ください。

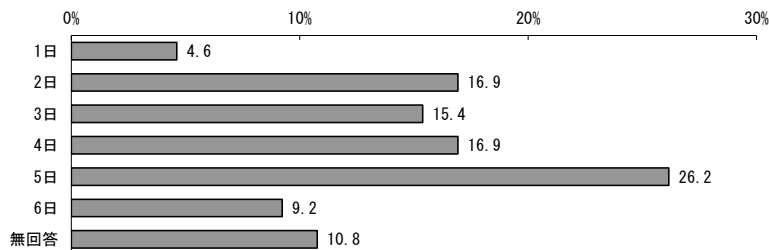
【放課後過ごさせたい場所：低学年】



No.	回答項目	n
1	自宅	65
2	祖父母宅や友人・知人宅	37
3	習い事	42
4	児童館	7
5	放課後子ども教室	28
6	学童保育所 (放課後児童クラブ)	61
7	ファミリー・サポート・センター	2
8	その他	15
	無回答	209

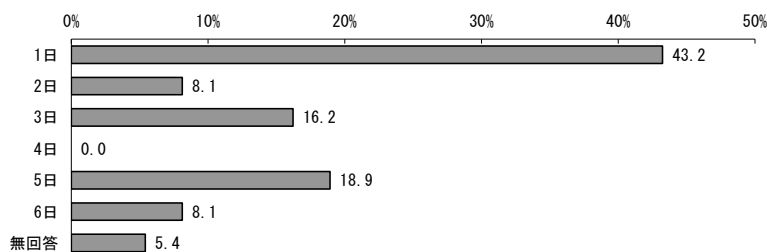
【居場所ごとの週間日数】

低学年：自宅（日/週）



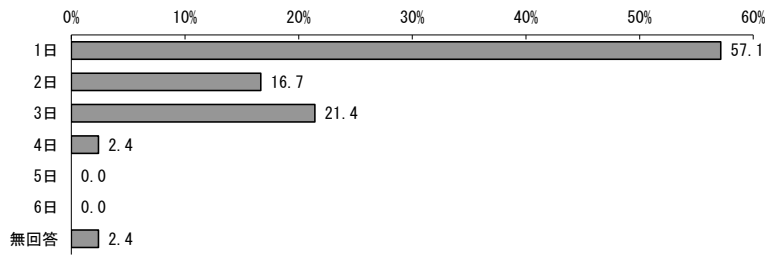
No.	回答項目	n
1	1日	3
2	2日	11
3	3日	10
4	4日	11
5	5日	17
6	6日	6
	無回答	7

低学年：祖父母宅や友人・知人宅（日/週）



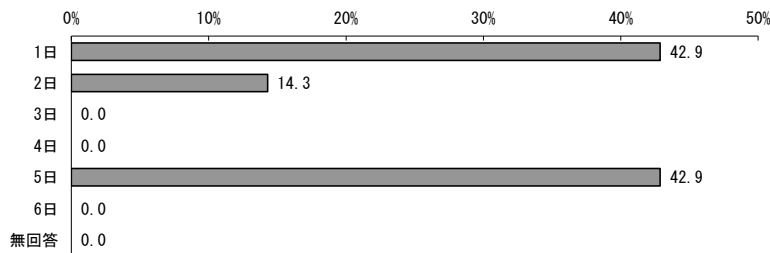
No.	回答項目	n
1	1日	16
2	2日	3
3	3日	6
4	4日	0
5	5日	7
6	6日	3
	無回答	2

低学年：習い事（日/週）



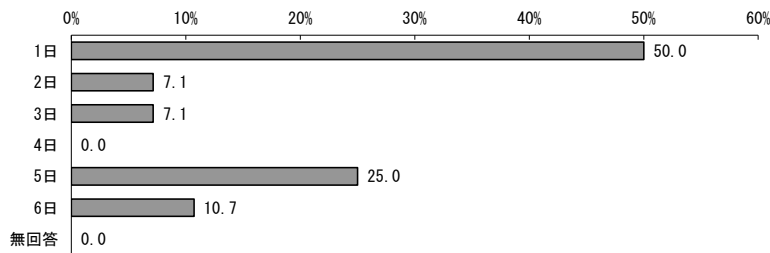
No.	回答項目	n
1	1日	24
2	2日	7
3	3日	9
4	4日	1
5	5日	0
6	6日	0
	無回答	1

低学年：児童館（日/週）



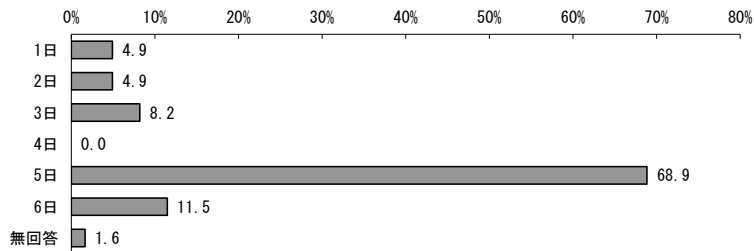
No.	回答項目	n
1	1日	3
2	2日	1
3	3日	0
4	4日	0
5	5日	3
6	6日	0
	無回答	0

低学年：放課後子ども教室（日/週）



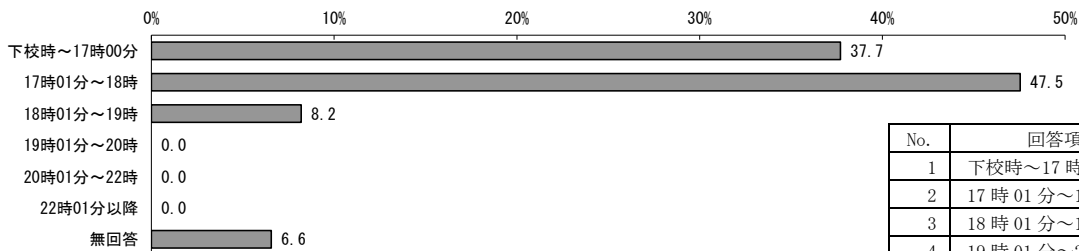
No.	回答項目	n
1	1日	14
2	2日	2
3	3日	2
4	4日	0
5	5日	7
6	6日	3
	無回答	0

低学年：学童保育所（放課後児童クラブ）（日/週）



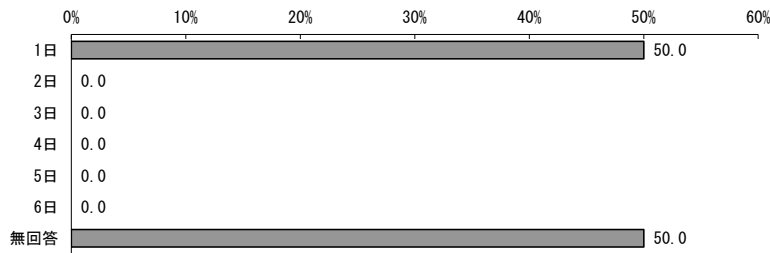
No.	回答項目	n
1	1日	3
2	2日	3
3	3日	5
4	4日	0
5	5日	42
6	6日	7
	無回答	1

低学年：学童保育所（放課後児童クラブ）-希望終了時間



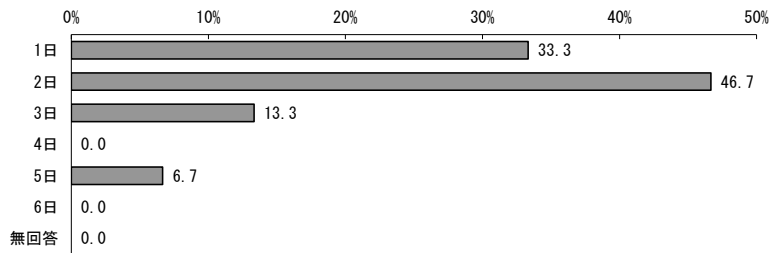
No.	回答項目	n
1	下校時～17時00分	23
2	17時01分～18時	29
3	18時01分～19時	5
4	19時01分～20時	0
5	20時01分～22時	0
6	22時01分以降	0
	無回答	4

低学年：ファミリー・サポート・センター（日/週）



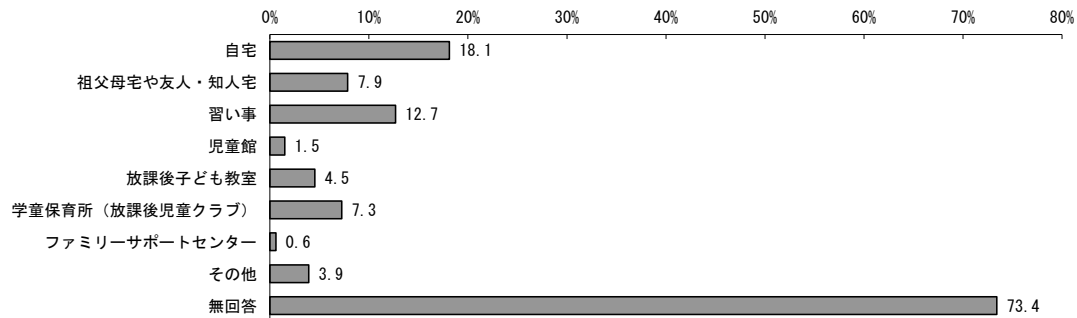
No.	回答項目	n
1	1日	1
2	2日	0
3	3日	0
4	4日	0
5	5日	0
6	6日	0
	無回答	1

低学年：その他（日/週）



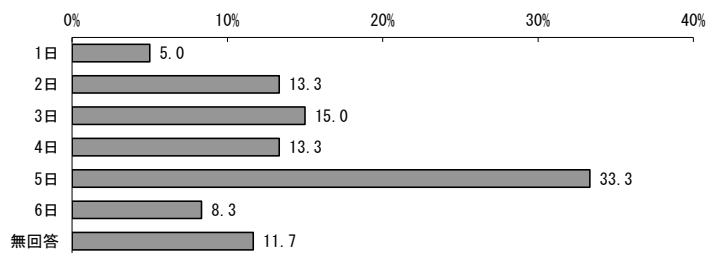
No.	回答項目	n
1	1日	5
2	2日	7
3	3日	2
4	4日	0
5	5日	1
6	6日	0
	無回答	0

放課後過ごさせたい場所：高学年



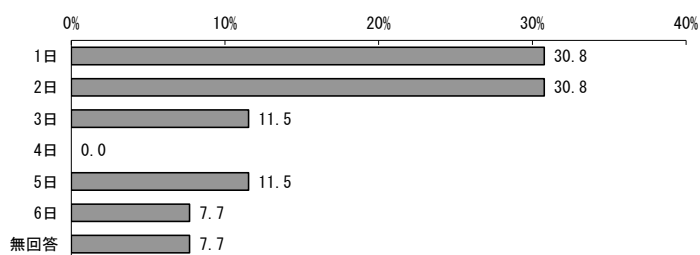
No.	回答項目	n
1	自宅	60
2	祖父母宅や友人・知人宅	26
3	習い事	42
4	児童館	5
5	放課後子ども教室	15
6	学童保育所（放課後児童クラブ）	24
7	ファミリー・サポート・センター	2
8	その他	13
	無回答	243

高学年：自宅（日/週）



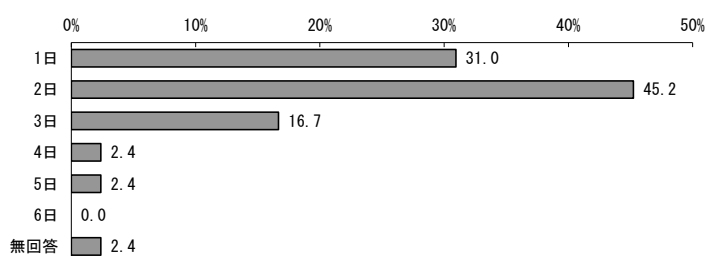
No.	回答項目	n
1	1日	3
2	2日	8
3	3日	9
4	4日	8
5	5日	20
6	6日	5
	無回答	7

高学年：祖父母宅や友人・知人宅（日/週）



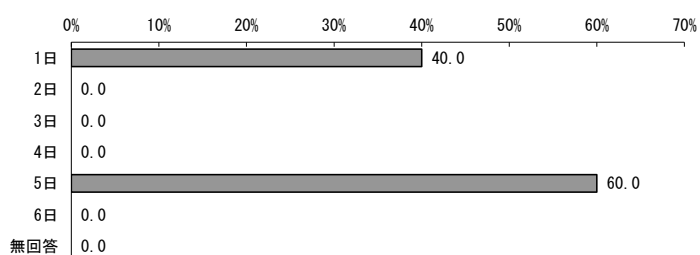
No.	回答項目	n
1	1日	8
2	2日	8
3	3日	3
4	4日	0
5	5日	3
6	6日	2
	無回答	2

高学年：習い事（日/週）



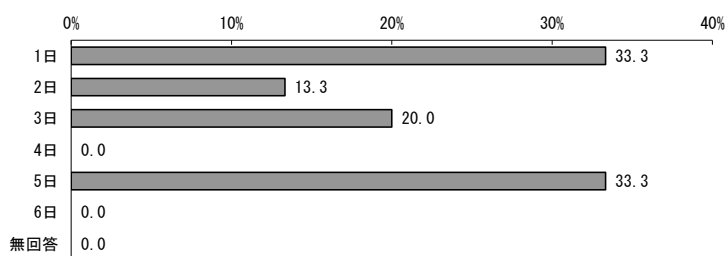
No.	回答項目	n
1	1日	13
2	2日	19
3	3日	7
4	4日	1
5	5日	1
6	6日	0
	無回答	1

高学年：児童館（日/週）



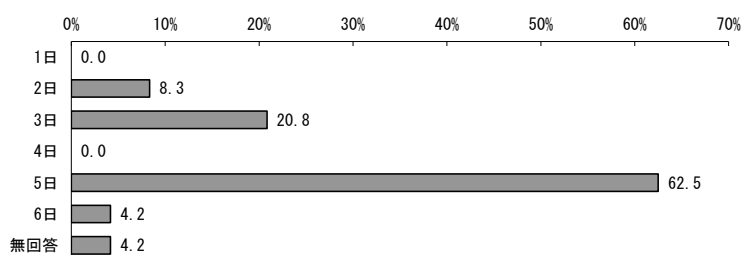
No.	回答項目	n
1	1日	2
2	2日	0
3	3日	0
4	4日	0
5	5日	3
6	6日	0
	無回答	0

高学年：放課後子ども教室（日/週）



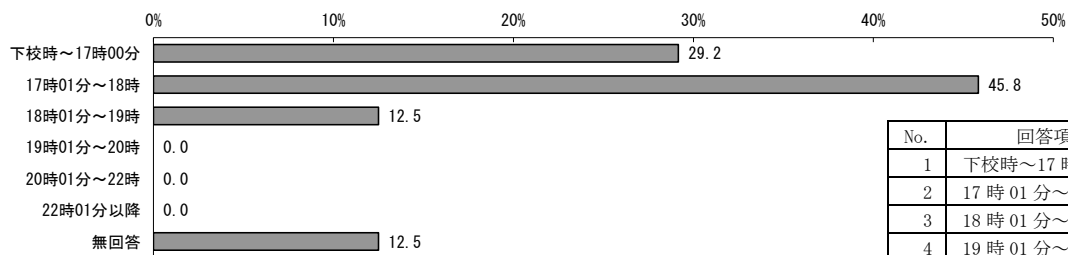
No.	回答項目	n
1	1日	5
2	2日	2
3	3日	3
4	4日	0
5	5日	5
6	6日	0
	無回答	0

高学年：学童保育所（放課後児童クラブ）（日/週）



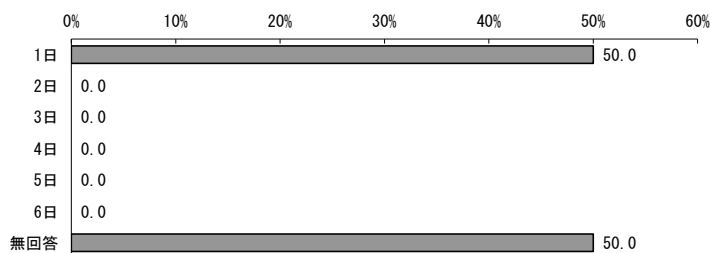
No.	回答項目	n
1	1日	0
2	2日	2
3	3日	5
4	4日	0
5	5日	15
6	6日	1
	無回答	1

高学年：学童保育所（放課後児童クラブ）-希望終了時間



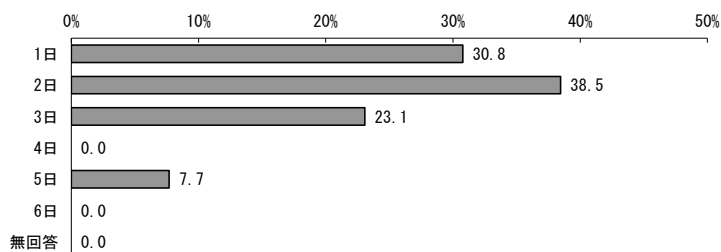
No.	回答項目	n
1	下校時～17時00分	7
2	17時01分～18時	11
3	18時01分～19時	3
4	19時01分～20時	0
5	20時01分～22時	0
6	22時01分以降	0
	無回答	3

高学年：ファミリー・サポート・センター（日/週）



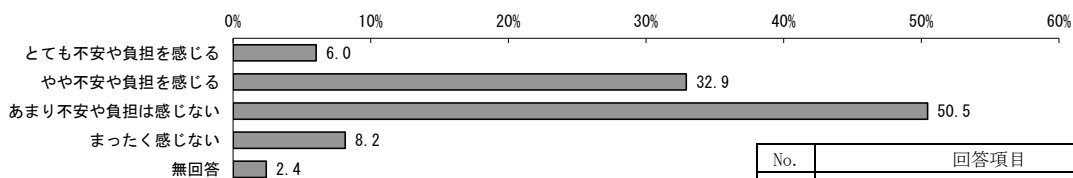
No.	回答項目	n
1	1日	1
2	2日	0
3	3日	0
4	4日	0
5	5日	0
6	6日	0
	無回答	1

高学年：その他（日/週）



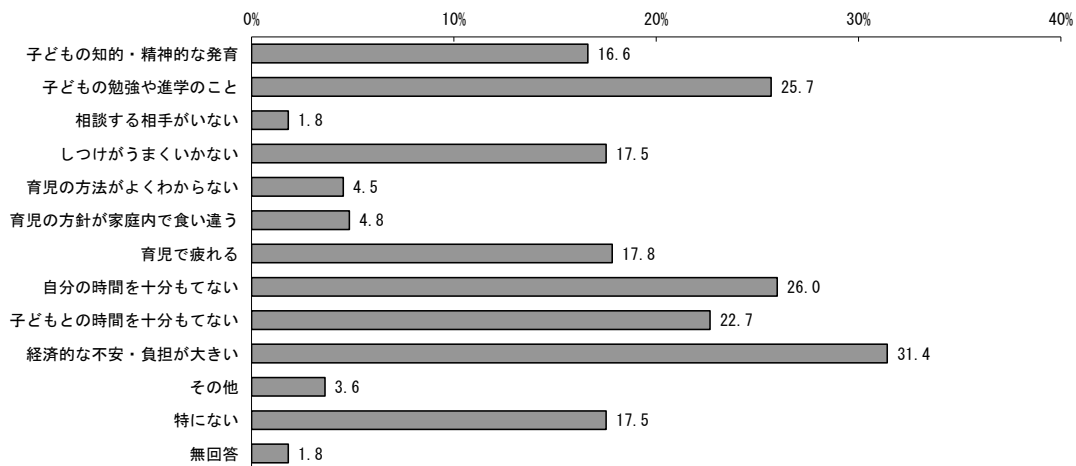
No.	回答項目	n
1	1日	4
2	2日	5
3	3日	3
4	4日	0
5	5日	1
6	6日	0
	無回答	0

問18 あなたは、子育てに関して不安や負担を感じますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。



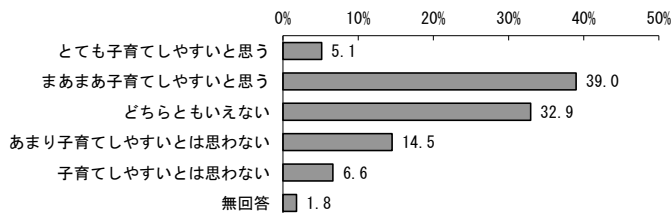
No.	回答項目	n
1	とても不安や負担を感じる	20
2	やや不安や負担を感じる	109
3	あまり不安や負担は感じない	167
4	まったく感じない	27
	無回答	8

問19 あなたは、子育てについての悩みはありますか。主なもの3つまで○をつけてください。



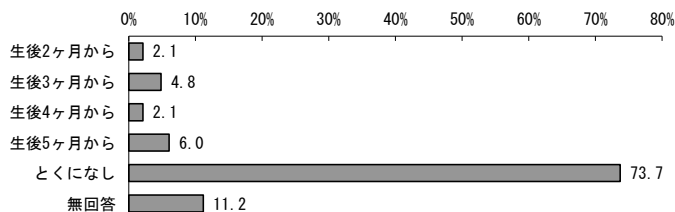
No.	回答項目	n
1	子どもの知的・精神的な発育	55
2	子どもの勉強や進学のこと	85
3	相談する相手がいない	6
4	しつけがうまくいかない	58
5	育児の方法がよくわからない	15
6	育児の方針が家庭内で食い違う	16
7	育児で疲れる	59
8	自分の時間を十分もてない	86
9	子どもとの時間を十分もてない	75
10	経済的な不安・負担が大きい	104
11	その他	12
12	特になし	58
	無回答	6

問20 砂川市は、子育てのしやすい環境だと感じますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。



No.	回答項目	n
1	とても子育てしやすいと思う	17
2	まあまあ子育てしやすいと思う	129
3	どちらともいえない	109
4	あまり子育てしやすいとは思わない	48
5	子育てしやすいとは思わない	22
	無回答	6

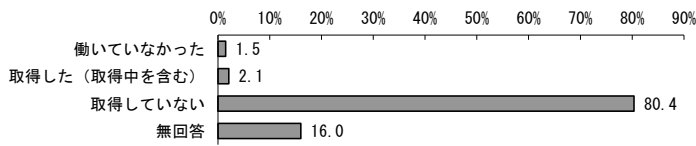
問21 お子さんを保育所に生後何か月から預けたいと思いますか、もしくは思いましたか。あてはまる番号1つに○をつけてください。



No.	回答項目	n
1	生後2ヶ月から	7
2	生後3ヶ月から	16
3	生後4ヶ月から	7
4	生後5ヶ月から	20
5	とくになし	244
	無回答	37

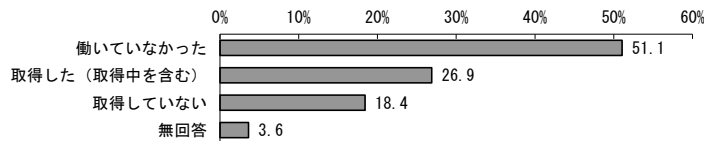
問22 あて名のお子さんが生まれた時、育児休業を取得しましたか。あてはまる番号1つに○をつけてください。ひとり親の方は、ご自身に関する設問のみお答えください。

【父親の育児休業の取得】



No.	回答項目	n
1	働いていなかった	5
2	取得した(取得中を含む)	7
3	取得していない	266
	無回答	53

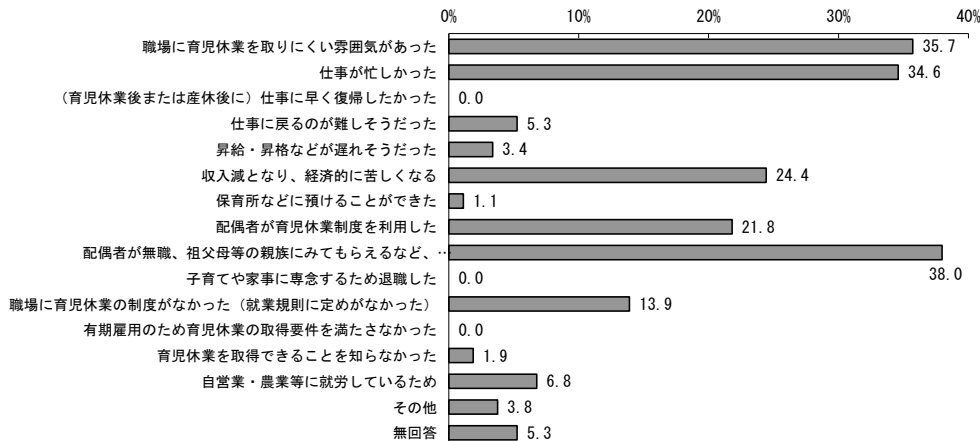
【母親の育児休業の取得】



No.	回答項目	n
1	働いていなかった	169
2	取得した(取得中を含む)	89
3	取得していない	61
	無回答	12

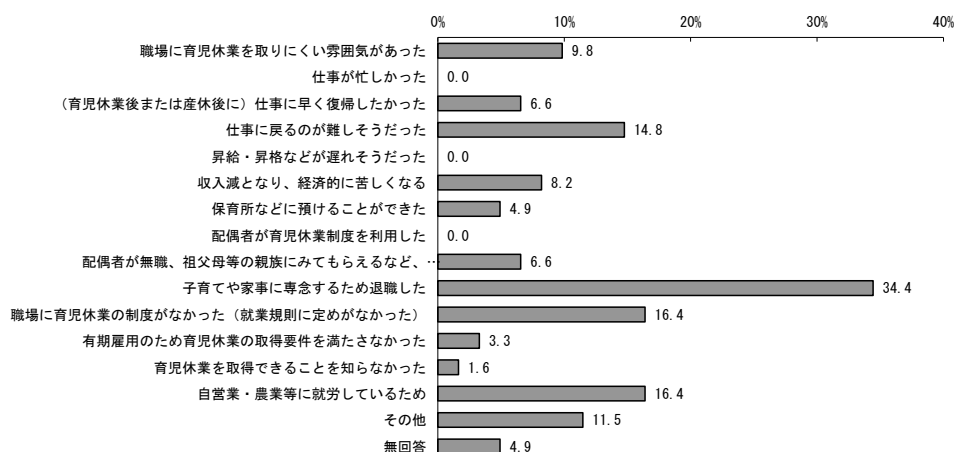
問23 問22で「3. 取得していない」と答えた方にうかがいます。育児休業を取得していない理由は何ですか。次の中から当てはまるものすべてに○をつけてください。ひとり親の方は、ご自身に関する設問のみお答えください。

【父親の育児休業を取得していない理由】



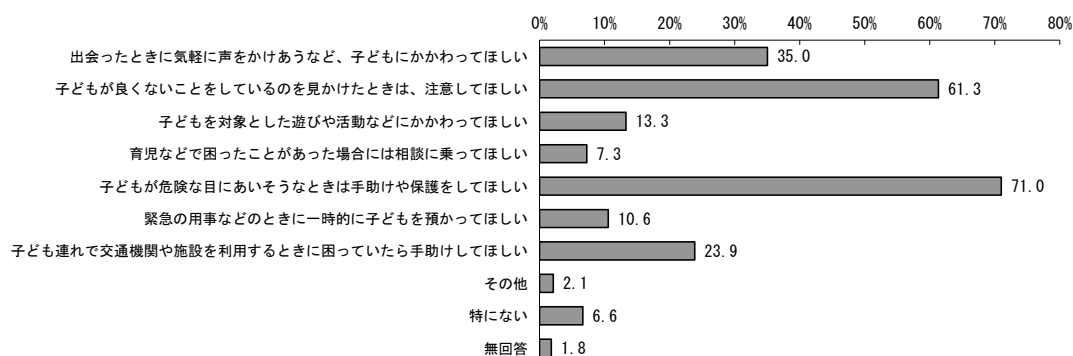
No.	回答項目	n
1	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	95
2	仕事が忙しかった	92
3	(育児休業後または産休後に) 仕事に早く復帰したかった	0
4	仕事に戻るのが難しそうだった	14
5	昇給・昇格などが遅れそうだった	9
6	収入減となり、経済的に苦しくなる	65
7	保育所などに預けることができた	3
8	配偶者が育児休業制度を利用した	58
9	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	101
10	子育てや家事に専念するため退職した	0
11	職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)	37
12	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	0
13	育児休業を取得できることを知らなかった	5
14	自営業・農業等に就労しているため	18
15	その他	10
	無回答	14

【母親の育児休業を取得していない理由】



No.	回答項目	n
1	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	6
2	仕事が忙しかった	0
3	(育児休業後または産休後に) 仕事に早く復帰したかった	4
4	仕事に戻るのが難しそうだった	9
5	昇給・昇格などが遅れそうだった	0
6	収入減となり、経済的に苦しくなる	5
7	保育所などに預けることができた	3
8	配偶者が育児休業制度を利用した	0
9	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	4
10	子育てや家事に専念するため退職した	21
11	職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)	10
12	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	2
13	育児休業を取得できることを知らなかった	1
14	自営業・農業等に就労しているため	10
15	その他	7
	無回答	3

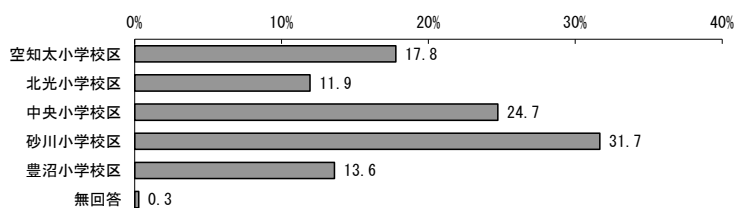
問24 子育てをするうえで、近所や地域に望むことはありますか。主なもの3つまでに○をつけてください。



No.	回答項目	n
1	出会ったときに気軽に声をかけあうなど、子どもにかかわってほしい	116
2	子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい	203
3	子どもを対象とした遊びや活動などにかかわってほしい	44
4	育児などで困ったことがあった場合には相談に乗ってほしい	24
5	子どもが危険な目にあいそうなときは手助けや保護をしてほしい	235
6	緊急の用事などのときに一時的に子どもを預かってほしい	35
7	子ども連れて交通機関や施設を利用するときに困っていたら手助けしてほしい	79
8	その他	7
9	特にない	22
	無回答	6

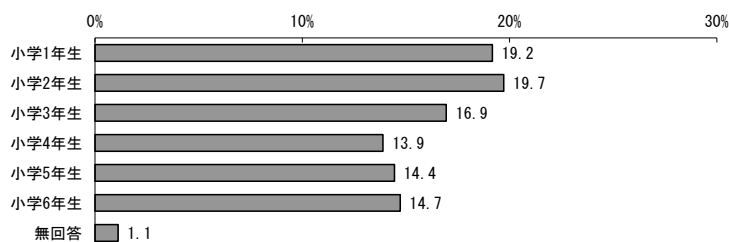
■小学生調査結果

問1 お住まいの小学校区としてあてはまる答えの番号1つに○をつけてください。



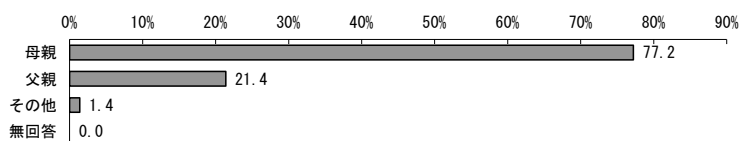
No.	回答項目	n
1	空知太小学校区	64
2	北光小学校区	43
3	中央小学校区	89
4	砂川小学校区	114
5	豊沼小学校区	49
	無回答	1

問2 あて名のお子さんの学年をご記入ください。あてはまる番号1つに○をつけてください。



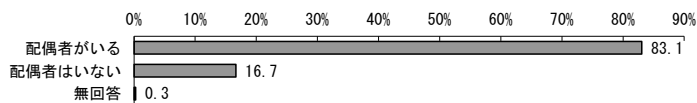
No.	回答項目	n
1	小学1年生	69
2	小学2年生	71
3	小学3年生	61
4	小学4年生	50
5	小学5年生	52
6	小学6年生	53
	無回答	4

問3 この調査票にお答えいただく方はどなたですか。あて名のお子さんからみた関係でお答えください。あてはまる番号1つに○をつけてください。



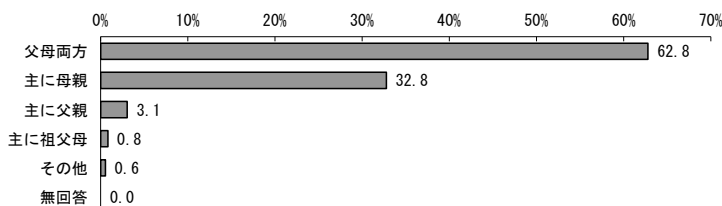
No.	回答項目	n
1	母親	278
2	父親	77
3	その他	5
	無回答	0

問4 この調査票にお答えいただいている方の配偶関係についてお答えください。あてはまる番号1つに○をつけてください。



No.	回答項目	n
1	配偶者がいる	299
2	配偶者がいない	60
	無回答	1

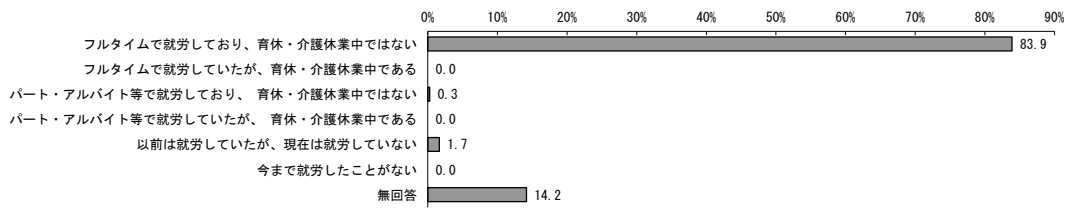
問5 あて名のお子さんの子育て（教育含む）を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係であてはまる番号1つに○をつけてください。



No.	回答項目	n
1	父母両方	226
2	主に母親	118
3	主に父親	11
4	主に祖父母	3
5	その他	2
	無回答	0

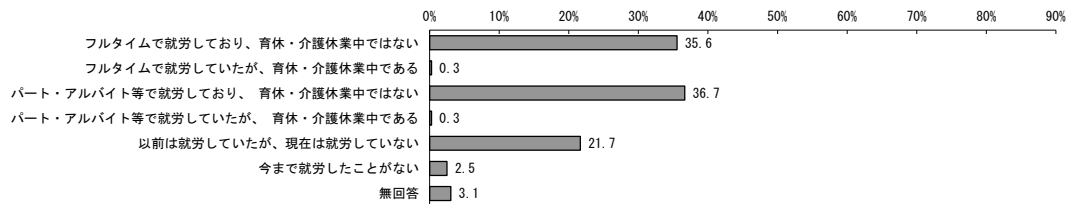
問6 あて名のお子さんのご両親の就労状況（自営業の方とその家族従事者を含む）についてうかがいます。

【父親の就労状況】



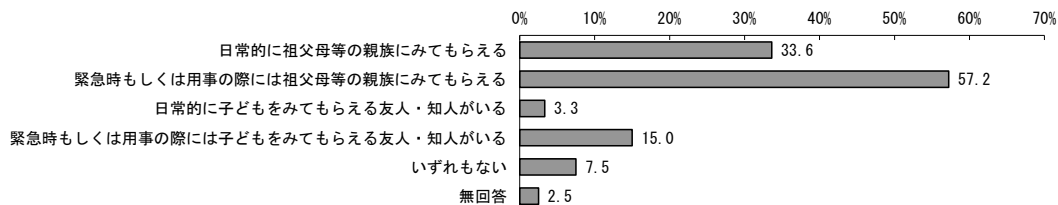
No.	回答項目	n
1	フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない	302
2	フルタイムで就労していたが、育休・介護休業中である	0
3	パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない	1
4	パート・アルバイト等で就労していたが、育休・介護休業中である	0
5	以前は就労していたが、現在は就労していない	6
6	今まで就労したことがない	0
	無回答	51

【母親の就労状況】



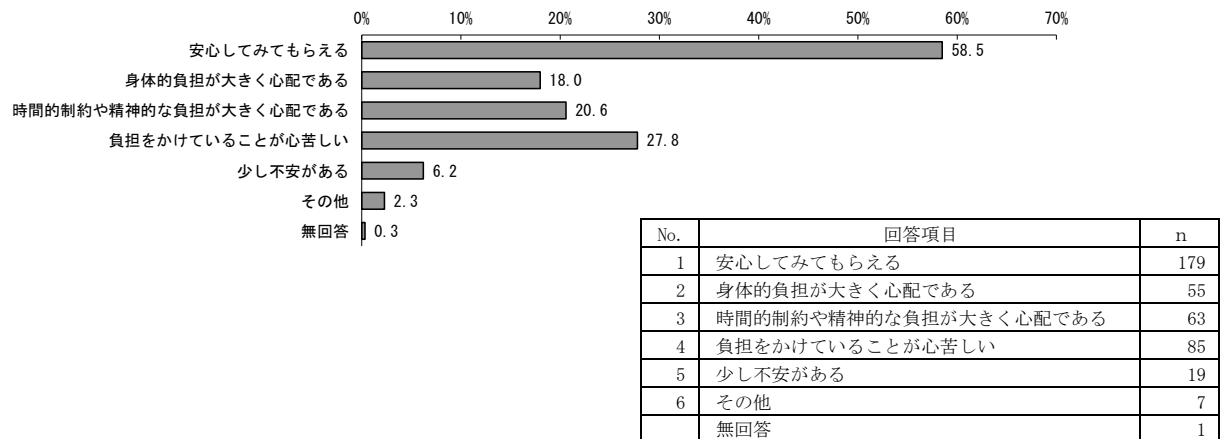
No.	回答項目	n
1	フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない	128
2	フルタイムで就労していたが、育休・介護休業中である	1
3	パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない	132
4	パート・アルバイト等で就労していたが、育休・介護休業中である	1
5	以前は就労していたが、現在は就労していない	78
6	今まで就労したことがない	9
	無回答	11

問7 日ごろ、あて名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

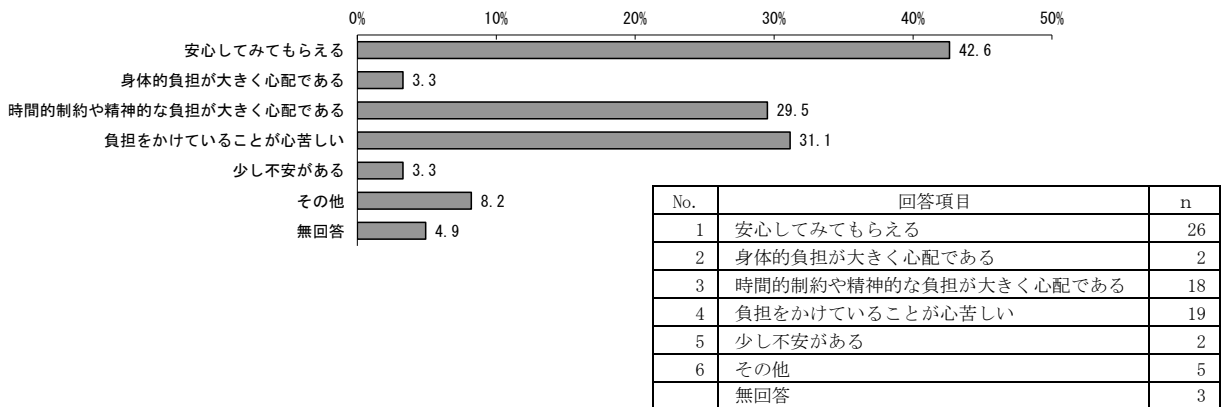


No.	回答項目	n
1	日常的に祖父母等の親族にみもらえる	121
2	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみもらえる	206
3	日常的に子どもをみもらえる友人・知人がいる	12
4	緊急時もしくは用事の際には子どもをみもらえる友人・知人がいる	54
5	いずれもない	27
	無回答	9

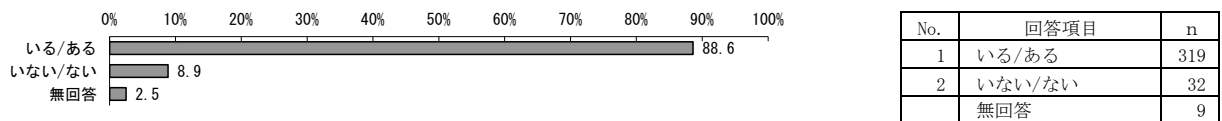
問7-1 問7で「1」または「2」に○をつけた方にうかがいます。祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。



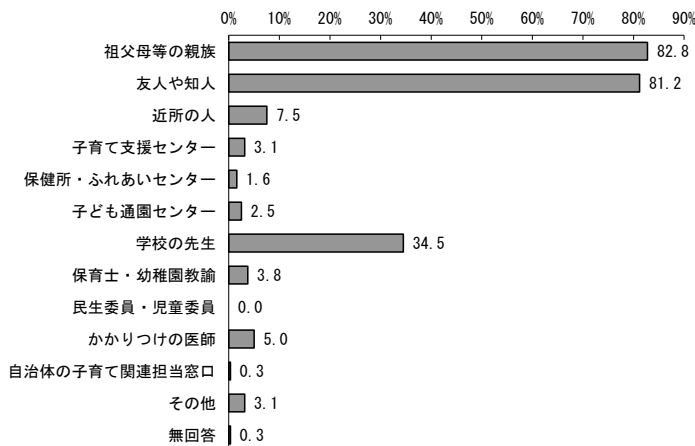
問7-2 問7で「3」または「4」に○をつけた方にうかがいます。友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。



問8 あて名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

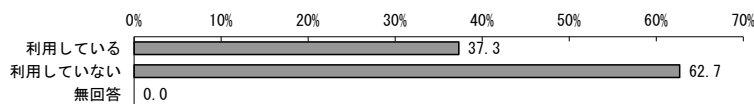


問8-1 問8で「1. いる／ある」に○をつけた方にうかがいます。お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる相手先は、誰（どこ）ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。



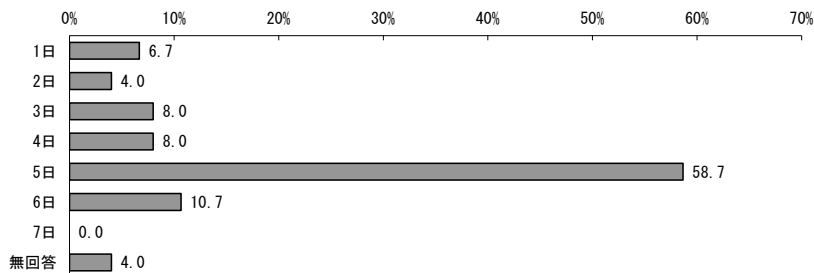
No.	回答項目	n
1	祖父母等の親族	264
2	友人や知人	259
3	近所の人	24
4	子育て支援センター	10
5	保健所・ふれあいセンター	5
6	子ども通園センター	8
7	学校の先生	110
8	保育士・幼稚園教諭	12
9	民生委員・児童委員	0
10	かかりつけの医師	16
11	自治体の子育て関連担当窓口	1
12	その他	10
	無回答	1

問9 あて名のお子さんが小学校1年生から3年生の方にうかがいます。現在、学童保育所（放課後児童クラブ）を利用していますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。



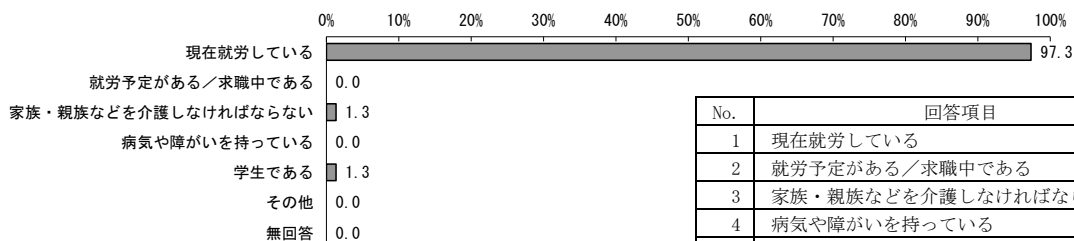
No.	回答項目	n
1	利用している	75
2	利用していない	126
	無回答	0

問9-1 問9で「1. 利用している」に○をつけた方にうかがいます。
(1) 学童保育所（放課後児童クラブ）の利用日数をお答えください。



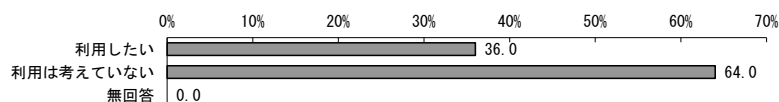
No.	回答項目	n
1	1日	5
2	2日	3
3	3日	6
4	4日	6
5	5日	44
6	6日	8
7	7日	0
	無回答	3

問9-1 (2) 学童保育所（放課後児童クラブ）を利用している主な理由は何ですか。あてはまる番号1つに○をつけてください。



No.	回答項目	n
1	現在就労している	73
2	就労予定がある／求職中である	0
3	家族・親族などを介護しなければならない	1
4	病気や障がいを持っている	0
5	学生である	1
6	その他	0
	無回答	0

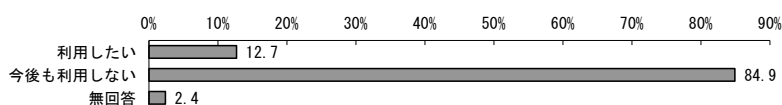
問9-1 (3) 学童保育所（放課後児童クラブ）を日曜日に実施した場合、利用したいとお考えですか。あてはまる番号1つに○をつけてください。



No.	回答項目	n
1	利用したい	27
2	利用は考えていない	48
	無回答	0

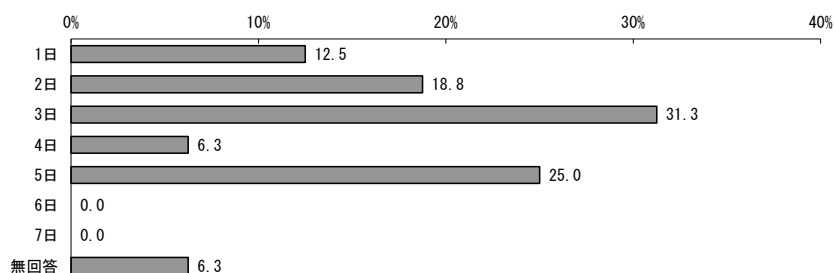
問9-2 問9で「2. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。お子さんについて、今後、学童保育所（放課後児童クラブ）を利用したいとお考えですか。あてはまる番号1つに○をつけてください。また、利用したい方は、利用日数と日曜日の希望もお答えください。

【今後の学童保育所（放課後児童クラブ）の利用意向】



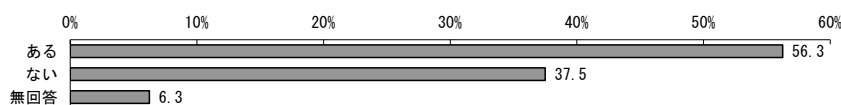
No.	回答項目	n
1	利用したい	16
2	今後も利用しない	107
	無回答	3

【週あたりの利用希望日数】



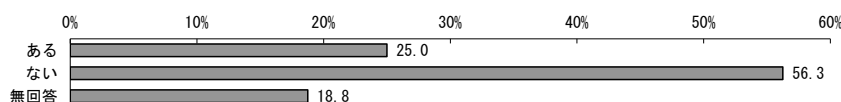
No.	回答項目	n
1	1日	2
2	2日	3
3	3日	5
4	4日	1
5	5日	4
6	6日	0
7	7日	0
	無回答	1

【土曜日の利用希望】



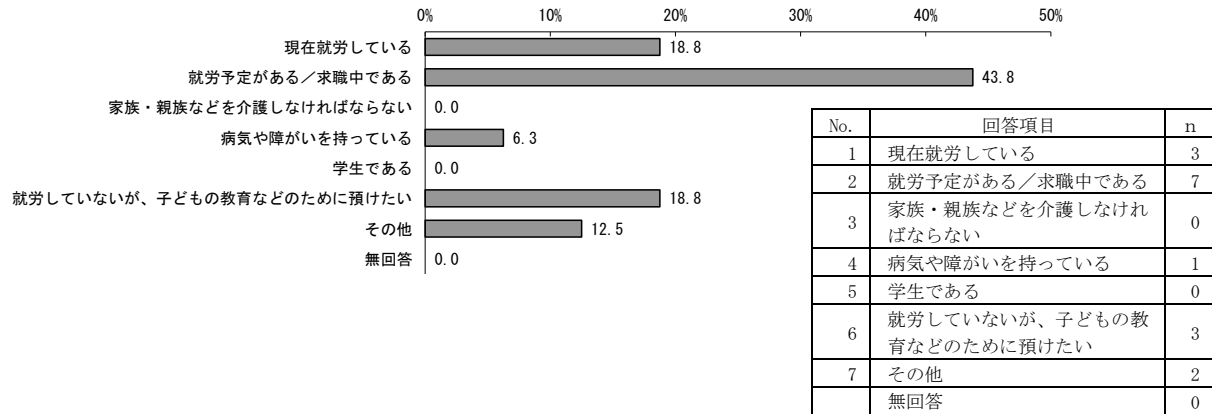
No.	回答項目	n
1	ある	9
2	ない	6
	無回答	1

【日曜日の利用希望】



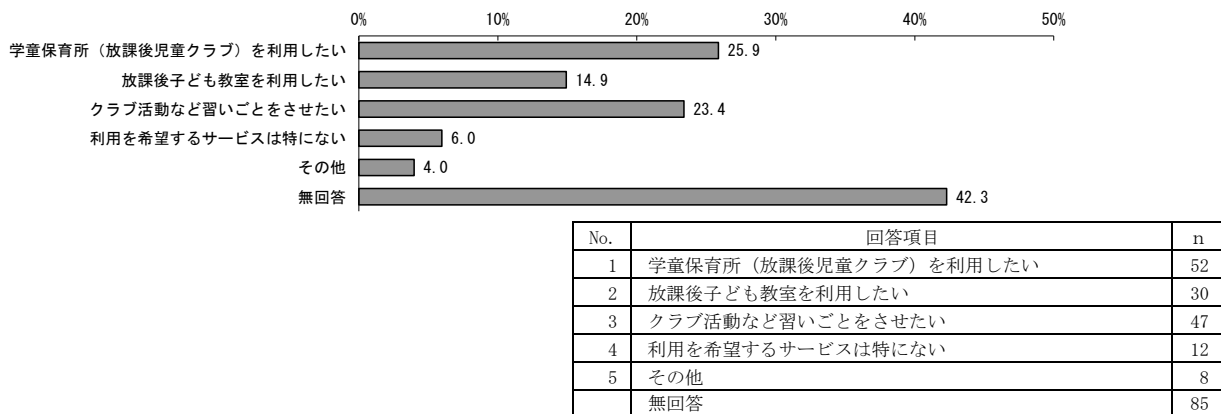
No.	回答項目	n
1	ある	4
2	ない	9
	無回答	3

問9-3 問9-2で「1. 利用したい」を選んだ方にうかがいます。今後、学童保育所（放課後児童クラブ）を利用したい主な理由は何ですか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

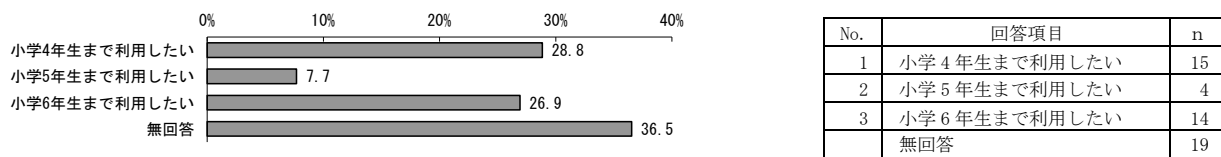


問9-4 あて名のお子さんが小学校1年生から3年生の方にかがいます。4年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

【4年生以降の放課後の過ごし方について】

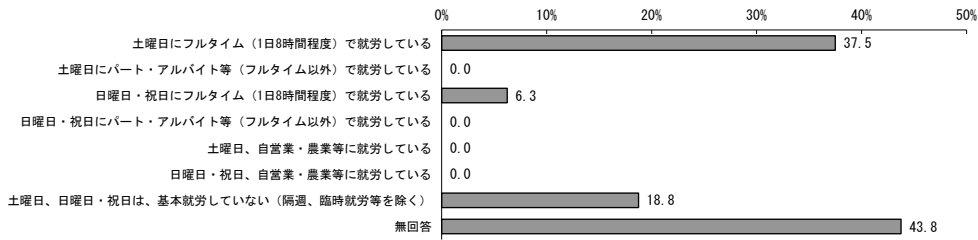


【利用したい学年】



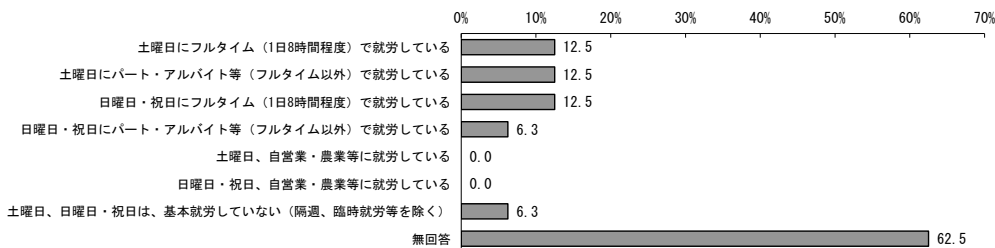
問9-5 土曜日または日曜日・祝日に学童保育所（放課後児童クラブ）の利用を希望されている方にうかがいます。土曜日または日曜日・祝日の就労状況（自営業の方とその家族従事者を含む）についてうかがいます。ひとり親の方は、ご自身に関する設問のみお答えください。

【土曜日または日曜日・祝日の父親の就労状況】



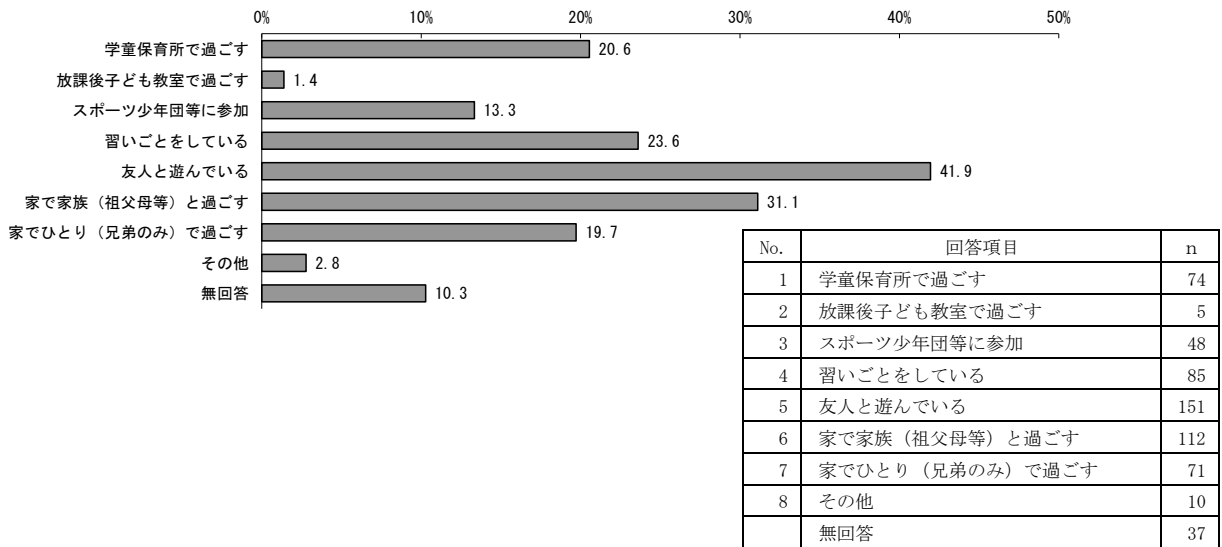
No.	回答項目	n
1	土曜日にフルタイム（1日8時間程度）で就労している	6
2	土曜日にパート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労している	0
3	日曜日・祝日にフルタイム（1日8時間程度）で就労している	1
4	日曜日・祝日にパート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労している	0
5	土曜日、自営業・農業等に就労している	0
6	日曜日・祝日、自営業・農業等に就労している	0
7	土曜日、日曜日・祝日は、基本就労していない（隔週、臨時就労等を除く）	3
	無回答	7

【土曜日または日曜日・祝日の母親の就労状況】

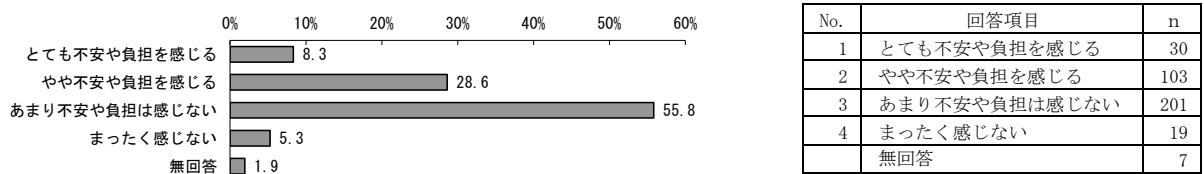


No.	回答項目	n
1	土曜日にフルタイム（1日8時間程度）で就労している	2
2	土曜日にパート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労している	2
3	日曜日・祝日にフルタイム（1日8時間程度）で就労している	2
4	日曜日・祝日にパート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労している	1
5	土曜日、自営業・農業等に就労している	0
6	日曜日・祝日、自営業・農業等に就労している	0
7	土曜日、日曜日・祝日は、基本就労していない（隔週、臨時就労等を除く）	1
	無回答	10

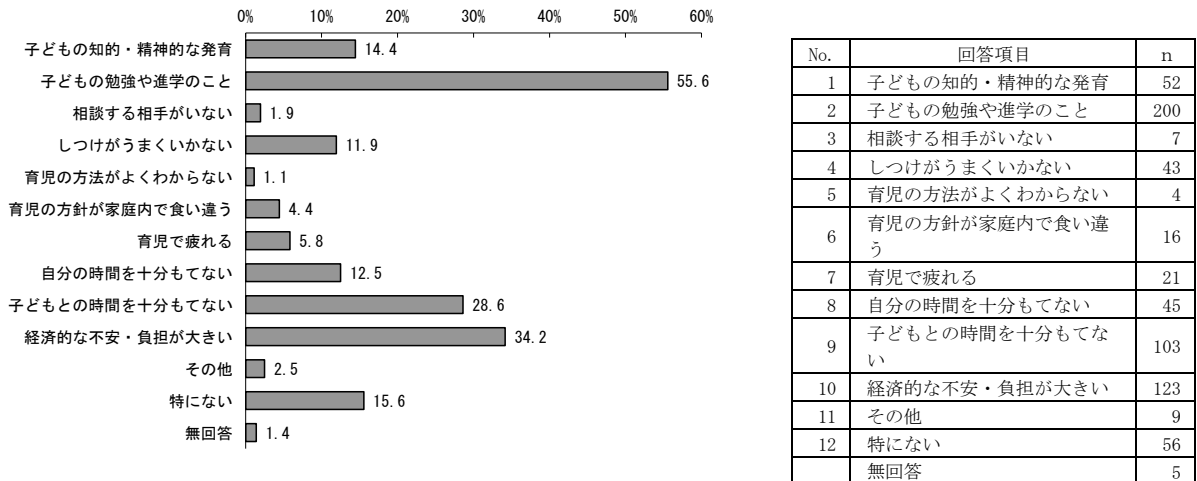
問10 すべての方にうかがいます。あて名のお子さんは放課後どのように過ごしていますか。主なものを2つまでに○をつけてください。



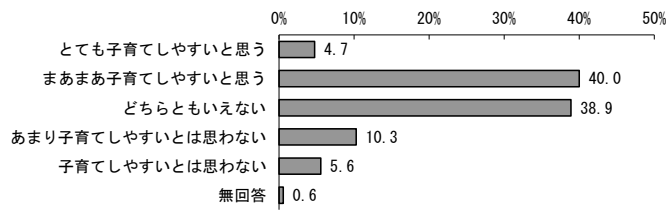
問11 子育てに関して不安や負担を感じますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。



問12 子育てについての悩みはありますか。主なものを3つまでに○をつけてください。

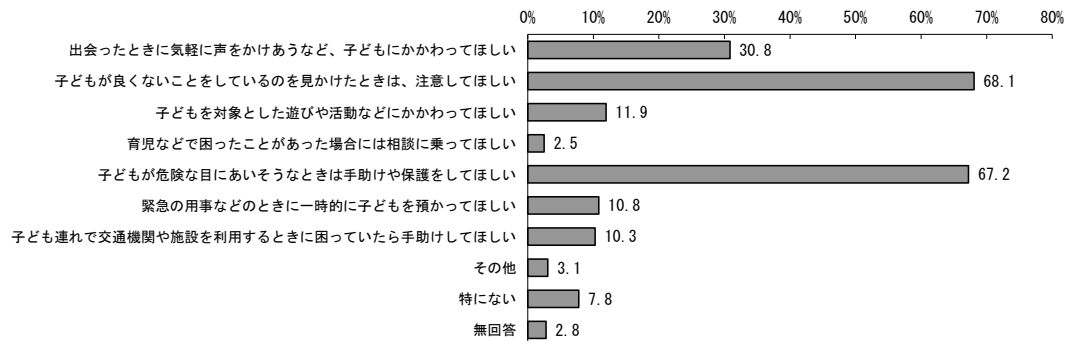


問13 砂川市は、子育てのしやすい環境だと感じますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。



No.	回答項目	n
1	とても子育てしやすいと思う	17
2	まあまあ子育てしやすいと思う	144
3	どちらともいえない	140
4	あまり子育てしやすいとは思わない	37
5	子育てしやすいとは思わない	20
	無回答	2

問14 子育てをするうえで、近所や地域に望むことはありますか。主なものを3つまでに○をつけてください。



No.	回答項目	n
1	出会ったときに気軽に声をかけあうなど、子どもにかかわってほしい	111
2	子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい	245
3	子どもを対象とした遊びや活動などにかかわってほしい	43
4	育児などで困ったことがあった場合には相談に乗ってほしい	9
5	子どもが危険な目にあいそうときは手助けや保護してほしい	242
6	緊急の用事などのときに一時的に子どもを預かってほしい	39
7	子ども連れで交通機関や施設を利用するときに困っていたら手助けしてほしい	37
8	その他	11
9	特にない	28
	無回答	10

砂川市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行 砂川市

編集 砂川市 市民部社会福祉課児童家庭係

〒073-0195

砂川市西6条北3丁目1番1号

TEL 0125-54-2121 FAX 0125-54-2568

ホームページ

<http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/>

